

第4次片品村総合計画

小さくても輝く尾瀬の郷・かたしなの実現へ
～世界を視野に～



平成 28 年 3 月

群馬県利根郡片品村

小さくても輝く尾瀬の郷・かたしなの実現へ ～世界を視野に～

片品村長 千明金造

片品村では、これまで第1次総合計画（1986～1995年）で「豊かな自然と調和した観光と農業の村」を、第2次総合計画（1996～2005年）で「遙かなる花の谷 微笑みの住む郷に」を、第3次総合計画（2006～2015年）で「片品村・尾瀬の郷構想―“小さくても輝く村”を目指して―」を将来像とし、村民の皆様とともに自主・自立のむらづくりを進めてまいりました。

しかしながら、村をあげての懸命な取組みにも関わらず、少子高齢化や高度情報化、国際化の進展など、社会経済情勢の変化は著しく、本村では観光業をはじめ農業、商業などが伸び悩み、10年前の予測を上回る人口減少が進んでおります。

そのため、これからの10年は、第1次から第3次の総合計画を踏まえ、世界へ向けて輝く片品村へ新たな一步を踏み出したいと考えております。観光・農業の活性化はもとより、若者の雇用創造と定住化、更には、住んでいる一人ひとりが安心して暮らせるむらの実現へ全力で取り組んでまいります。

この度策定した第4次総合計画・基本構想（2016～2025年）と前期基本計画（2016～2020年）は、10年後の村の将来像を「小さくても輝く尾瀬の郷・かたしなの実現へ～世界を視野に～」とし、世界へ向けて輝くむらづくりを進めていきたいと思っております。

村民の皆様一人ひとりが仕事や生活、祭りや伝統文化、スポーツや遊びなどでいきいきと輝き、そうした村の魅力と特色を活かした観光や農業・製造業の振興、教育や福祉の充実などを村民の皆様とともに推進し、人口減少を少しでも食い止めてまいりたいと考えております。どうか皆様には、今後も一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本計画策定にあたってご意見、ご提言、そして、住民アンケートなどご協力いただきました村議会議員の皆様をはじめとする村民の皆様に対し、心から厚くお礼を申し上げ、策定にあたってのあいさついたします。

平成28年（2016年）3月

目 次

I はじめに	1
第1章 総合計画策定の趣旨.....	2
第2章 片品村を取り巻く社会状況と課題.....	3
1 片品村の沿革.....	3
2 片品村を取り巻く社会状況.....	3
3 国・県の関連計画.....	4
4 片品村の現況.....	4
5 住民アンケート結果.....	7
6 第3次総合計画の達成状況と課題.....	7
7 片品村の特色とむらづくりの課題.....	7
II 基本構想	9
第1章 村の将来像.....	9
第2章 人口目標.....	10
第3章 尾瀬の郷プロジェクト:3つの戦略.....	12
第4章 施策の大綱.....	13
1 住民・行政:自主・自立のむらづくりのために.....	14
2 保健・福祉:誰もが安心して暮らせるために.....	14
3 教育・文化:豊かな心を育むために.....	15
4 環境・安全:快適で安全な生活のために.....	15
5 産業・雇用:若者がいきいきと働くむらづくりのために.....	16
第5章 土地利用基本構想.....	18
1 土地利用の現状と課題.....	18
2 土地利用の基本理念.....	18
3 土地利用の方向.....	18
III 基本計画	20
●基本計画の見方.....	21
第1章 村民・行政:自主・自立のむらづくりのために	23
1-1 村民と行政との協働.....	23
1-1-1 村民参画.....	23
1-1-2 地域活動.....	25
1-1-3 男女共同参画.....	26
1-1-4 国際交流・地域間交流.....	28
1-2 行 財 政.....	30
1-2-1 行政運営.....	30
1-2-2 財政運営.....	32
1-2-3 広域行政.....	33
第2章 保健・福祉:誰もが安心して暮らせるために	34
2-1 保 健.....	34
2-1-1 健康づくり.....	34
2-1-2 地域医療.....	36
2-2 福 祉.....	37
2-2-1 地域福祉.....	37
2-2-2 次世代育成.....	38
2-2-3 高齢者福祉.....	40
2-2-4 障害者(児)福祉.....	42
2-2-5 低所得者福祉.....	44
2-2-6 勤労者福祉.....	45

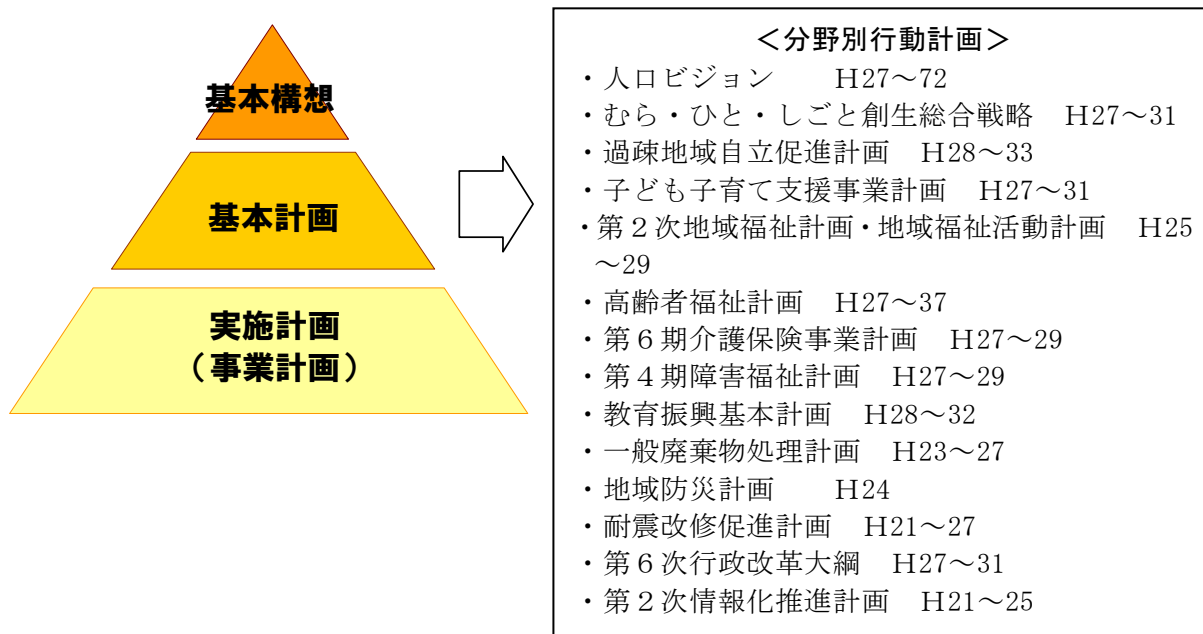
2-3	社会保険	46
2-3-1	健康保険・介護保険・国民年金	46
<u>第3章 教育・文化:豊かな心を育むために</u>		<u>48</u>
3-1	生涯学習	48
3-1-1	学校教育	48
3-1-2	社会教育	50
3-2	文化・スポーツ	52
3-2-1	文化・芸術	52
3-2-2	スポーツ・レクリエーション	54
<u>第4章 環境・安全:快適で安全な生活のために</u>		<u>56</u>
4-1	生活環境	56
4-1-1	自然環境	56
4-1-2	景観	58
4-1-3	住宅・住宅地	59
4-1-4	公園・広場・緑地	60
4-1-5	水道	61
4-1-6	下水道	62
4-1-7	環境衛生	63
4-1-8	環境保全	65
4-1-9	斎場・墓地	66
4-2	生活安全	67
4-2-1	消防・救急	67
4-2-2	防災	68
4-2-3	交通安全・防犯	70
4-2-4	消費生活	71
4-3	地域基盤	72
4-3-1	土地利用	72
4-3-2	道路	73
4-3-3	公共交通	74
4-4	情報・エネルギー	75
4-4-1	地域情報網	75
4-4-2	地域新エネルギー	76
<u>第5章 産業・雇用:若者がいきいきと働くむらづくりのために</u>		<u>77</u>
5-1	ものづくり	77
5-1-1	農業	77
5-1-2	林業・内水面漁業	79
5-1-3	工業	80
5-2	商業・観光	81
5-2-1	商業	81
5-2-2	観光	82
5-2-3	雇用	85
<u>IV 資料</u>		<u>86</u>
<u>(1) 片品村総合計画審議会</u>		<u>87</u>
<u>(2) 片品村総合計画策定委員会</u>		<u>88</u>
<u>(3) 片品村総合計画策定専門部会</u>		<u>90</u>
<u>(4) 片品村総合計画策定専門部会調整会議</u>		<u>92</u>

(5) 第4次片品村総合計画策定体制図	93
(6) 住民アンケート結果	94
(7) 第3次総合計画の達成状況と課題	106

Ⅰ はじめに

○総合計画の位置づけ

総合計画は、片品村の10年後の将来像と主な施策などを明らかにする最上位計画で、「住民と行政の協働によるむらづくり」における片品村の行動指針を示すものです。また、国・県・広域圏等の事業との調整・連携のための指針となります。



○総合計画の構成

この計画の構成は、基本構想、基本計画、実施計画の3つの内容からなっています。

○総合計画の期間

この計画の期間は、平成28年度(2016年度)を初年度とし、平成37年度(2025年度)を目標年度とする10年間とします。

○総合計画の内容

基本構想

基本構想では、片品村がめざす将来像、目標人口を示し、この実現に向けての3つの戦略プロジェクトと施策の大綱を明らかにします。

基本計画

基本計画では、基本構想の実現に向けて、具体的な主な施策、主な事業、担当課を示しています。なお、基本計画は5か年計画とし、5年後に後期基本計画を策定します。

実施計画

実施計画は、基本計画の実現に向けて、単年度ごとに編成される予算と連動させて、実施する施策や主要な事業を明らかにした年次計画です。財政状況を勘案しながら毎年見直します。なお、実施計画については、別途作成します。

第1章 総合計画策定の趣旨

本村は、平成18年度（2006年度）を初年度とする第3次総合計画にもとづき、『片品村・尾瀬の郷構想―“小さくても輝く村”を目指して―』を将来像とし、人と自然、歴史文化、産業が輝く、魅力あるむらづくりを進めてきましたが、この間、それを上回るスピードの社会経済情勢等の変化もあり、多くの施策・事業を達成することができたものの、人口減少に歯止めをかけるまでには至っていません。

尾瀬の知名度を活かした、若者を中心としたスキー・登山とスポーツ合宿を中心とした観光から、子ども・若者の減少時代に対応し、増加する春秋の中高年観光客や外国人観光客の受け入れに向けて、村の歴史文化や生活文化、自然と温泉、食や買い物などの魅力、イメージづくりを進めてきましたが、その成果を実感できる状況にはまだなく、今後は、具体的な成果が求められています。

こうした状況の中、限られた財源の効果的・効率的な活用を考えながら本村の将来あるべき姿を検討し、ここに新たなむらづくりの指針として「第4次総合計画」を定めました。

本計画では、第3次総合計画の取り組みが、若者の雇用創造と定住化に確実に結びついて成果が出せるよう、施策・事業の選択と集中によりスピードアップを図ることができる計画を目指しました。

具体的な「施策の大綱」は次の5つの柱とします。

1. 住民・行政計画：「自主・自立のむらづくり」
2. 保健・福祉計画：「誰もが安心して暮らせるむらづくり」
3. 教育・文化計画：「豊かな心を育むむらづくり」
4. 環境・安全計画：「快適で安全なむらづくり」
5. 産業・雇用計画：「若者がいきいきと働くむらづくり」

第2章 片品村を取り巻く社会状況と課題

1 片品村の沿革

片品村は、明治9年群馬県に属し、第18大区・第10小区と称されました。その後、明治21年の町村制の公布に伴い、連合戸倉、須賀川組と越本組の12村が合併し、片品村となりました。翌年、村役場を須賀川に置き、その後まもなく幡谷村を東村から編入し人口3,334人になりました。

明治34年、役場を須賀川から村の中心地大字東小川磯下（現鎌田）に移し、昭和30年に現在の8区制となり、人口も8,561人と大幅に増加しました。翌年の昭和31年に人口がピーク（8,698人）に達しましたが、その後、減少し現在に至っております。

2 片品村を取り巻く社会状況

(1) 地球温暖化

地球温暖化の進行が地球レベルの異常気象を引き起こし、本村においても、農業や観光、災害対策などにさまざまな影響をもたらすことが心配されています。

本村では、温暖化に対応した高冷地農業や冬季観光対策など、的確な予測と早めの対応が課題です。

(2) 国際観光時代

国際的な人・金・物・情報・文化の大交流時代に入り、個別手配観光（FIT：foreign independent travel）が6割を越える外国人観光客の急速な増加が進む一方、世界金融危機や世界同時不況、格差拡大、国際紛争などの不安定要因が増えています。

本村では、尾瀬・スキー・片品文化を活かした外国人観光客の誘致と日光～尾瀬・かたしな～富岡の国際観光コースの開発など、国際的視野のもとでのむらづくりが課題です。

(3) 居住地選択時代

政治・経済の一極集中構造のもとで、首都圏への人口集中と地方圏の過疎化に歯止めがかからない一方、田舎暮らしを求める若者も増えています。

本村では、田舎暮らし志向の若者の受け入れに向けて、雇用創造と定住支援、交流機会の拡大など、総合的な受け入れ体制の整備が課題です。

(4) 人口減少化

晩婚化・非婚化による少子化がますます進み、産業の衰退とともに地方圏の一層の過疎化と高齢化による人口減少が心配されます。

本村では、若者のイベント・コミュニティ支援による交流・交際機会の拡大、地域交通網の整備、助け合う地域づくり、保健・介護体制の維持・充実が課題です。

(5) 成熟社会化

物から心への生活価値観の転換、スマホ・タブレット情報社会化、自然志向・健康志向などが進むとともに、消費を牽引してきた団塊世代がマイカー・観光リタイ

ア期に差し掛かり、次世代の消費は細分化・個性化する可能性があります。

本村では、地域特性を生かした多様な観光施設・観光メニュー・特産品の開発、「ネットコミ（ネットロコミ）」を重視した情報提供などが課題です。

(6) 格差社会化

「総中流時代」が終わり、雇用・収入・消費の2極化が進んできており、外国人観光客も日本文化好きのリピーターから団体ツアー客まで多様です。

本村では、質の高い観光施設・環境の整備が課題であるとともに、交通手段をマイカーからバスへ変えた観光動向への対応、名物料理・名物みやげ等の開発が重要なテーマです。

3 国・県の関連計画

本計画に関わる国・県の関連計画は次のとおりです。

(1) 国土形成計画(全国計画) 平成 27 年7月

本格的な人口減少社会に初めて正面から取組み、地域の個性を重視した地方創生を実現し、イノベーションを起こして経済成長を支える国土計画として、「対流促進型国土」の形成を基本コンセプトとし、「コンパクト+ネットワーク」、「『個性』と『連携』による『対流』の促進」、「ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土」をめざしています。

(2) 第 15次群馬県総合計画「魅力ある群馬の実現」〔平成 28～31 年度〕

本計画は「限りない可能性を大きくはばたかせ、群馬の未来を創生する。～魅力あふれる群馬の実現～」を基本理念とし、Ⅰ 群馬で暮らし始めたい Ⅱ 群馬で家族を増やしたい Ⅲ 群馬に住み続けたいの3つの視点から基本目標を次の通り決めました。

目標 1. 地域を支え、経済・社会活動を支える人づくり

目標 2. だれもが安全で安心できる暮らしづくり

目標 3. 恵まれた立地条件を活かした産業活力の向上・社会基盤づくり

「群馬県の特性」においては、「豊かな自然」で尾瀬の写真が載せられており、「群馬県が進める特徴的な取組み例」として、尾瀬学校が紹介されています。

4 片品村の現況

(1) 立地

本村は、群馬県の東北部にあり、東は栃木県日光市、北は新潟県魚沼市、福島県桧枝岐村、西は群馬県みなかみ町、川場村、南は沼田市に接しています。

道路は、国道 120 号線、401 号線が通り、沼田 I C から関越自動車道を利用すると練馬 I C までは約 2 時間 20 分です。

鉄道の最寄り駅は J R 上越新幹線上毛高原駅、上越線沼田駅で、上毛高原駅から村の中心部までは車で約 50 分（関越高速自動車道利用）、沼田駅からは約 40 分の距離にあります。

(2) 自然

本村は、東西 24km、南北 34km、総面積 391.76 k m²で、みなかみ町、高崎市、沼田市、中之条町に次いで群馬県内第 5 位の広い面積です。

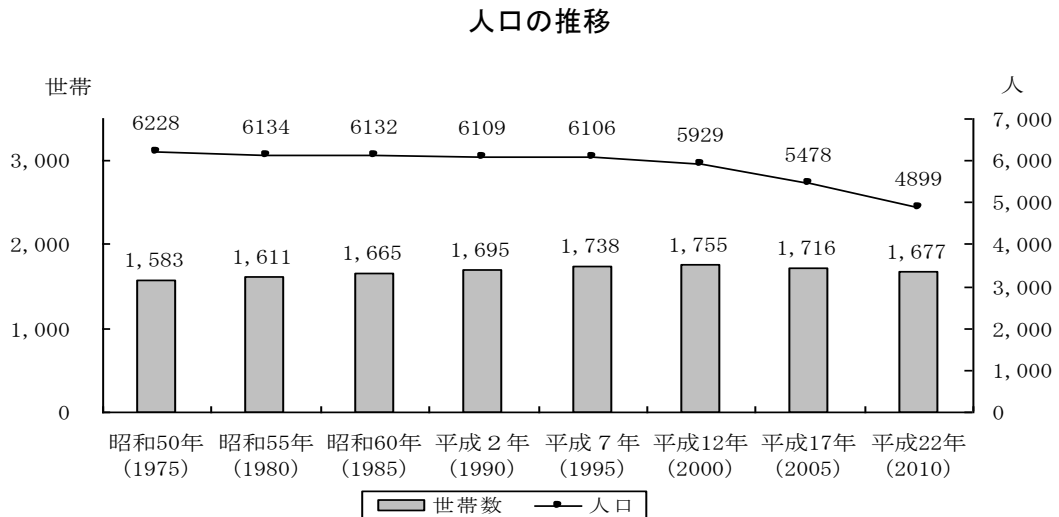
標高は、650m（幡谷地内）から 2,578m（白根山頂）まであり、白根山、武尊山、至仏山などの山々が連なり、中央を片品川が流れ、笠科川、小川、塗川と合流しながら南下しています。村内の 90%は森林に覆われ、集落は川沿いに形成されています。

夏は涼しく、冬期の積雪量は多くて関東唯一の特別豪雪地帯で、6箇所のスキー場があります。

(3) 人口

(1) 人口と人口動態

平成 22 年(2010 年)10 月 1 日の本村の総人口は 4,904 人（国勢調査）です。平成 7 年(1995 年)まで人口は 6,100 人台で横ばいが続いていましたが、以降、減少に転じ、平成 17 年(2005 年)からは人口減少が加速しています。



(2) 年齢別人口構成

平成 22 年(2010 年)の年齢別人口は、年少人口（0～14 歳）591 人（14.4%）、生産年齢人口（15～64 歳）2,882 人（58.2%）、老年人口（65 歳以上）1,431 人（27.4%）で、少子高齢化が進んでいます。

(3) 世帯数

平成 22 年(2010 年)の世帯数は 1,715 世帯で、1 世帯あたり人員数は 2.93 人です。世帯数は昭和 50 年(1975 年)の 1,583 世帯から平成 12 年(2005 年)の 1,755 世帯までは増加を続けていましたが減少に転じており、1 世帯あたり人員数は昭和 50 年（1975 年）の 3.90 人から減少を続けています。

(4) 就業の動向

平成 22 年(2010 年)の産業分野別の就業割合は、第 1 次産業¹20.5%、第 2 次産

¹第 1 次産業：農業、林業、漁業など。

業²21.2%、第3次産業³58.0%で、県・全国と比べると、第1次産業の割合が高く、第2次産業の割合が低いという特徴があります。昭和60年からの推移をみると、第1次、第2次産業の割合の減少と、第3次産業の増加がみられます。

(5) 通勤・通学の動向

平成22年(2010年)の本村に在住する就業者2,924人のうち、村内での就業者が2,491人(85.2%)です。村外への通勤先は沼田市327人(11.2%)がほとんどを占めています。一方、村内で就業する人2,876人のうち、村外居住者は385人(13.4%)です。

本村に在住する通学者290人のうち、村内での通学者は56人(19.3%)で、沼田市178人(61.4%)、前橋市12人(4.1%)などです。

(4) 産業

(1) 産業全体の動向

本村の事業所数は平成13年(2001年)の546から平成26年(2014年)には409(25%減)に減少し、従業者数も2,519人から2,039人(19%減)へと減少しています。従業者数では、建設業(221人減)、卸売・小売業(209人減)の減少が響いています。

(2) 農林業

平成22年の農業粗生産額は15.9億円(平成18年16.2億円)で、「大根」「トマト」「とうもろこし」「レタス」「花豆」などの野菜が14.3億円を占め、近年、トマトが伸びています。

平成22年(2010年)の農家数は473戸(5年間で4戸減)で、そのうち専業農家数が63戸(38戸増)、第1種兼業農家数が44戸(41戸減)、第2種兼業農家数が108戸(11戸減)です。耕地面積は畑389ha(5年間で4ha増)、田48ha(4ha減)、果樹園17ha(5ha増)です。

平成26年(2014年)3月の森林面積は36,499haで、国有林25.2%、公有林1.4%、私有林73.3%で、立木地33,742haの人工林率は27.6%です。林業生産物としては、舞茸が本村の特産物の一つとなっています。

(3) 工業

平成25年(2013年)の工場数は腕時計・服飾品・精密機械・飲料水など9社で、従業者数は162人、製造品出荷額等は23.5億円で、平成14年(2002年)から事業所数、従業者数、製造品出荷額等ともに減少しています。誘致企業は平成19年(2007年)に1社(飲料水)ありました。

(4) 商業

平成26年(2014年)の小売業は商店数40、従業者数161人、商品販売額26.2億円です。商店数は平成19年(2007年)の72から、従業者数、年間商品販売額は平成19年(2007年)の387人、48.3億円から減少に転じています。

(5) 観光

平成26年度(2014年度)の観光客数は186万人で、日帰り客が144.3万人、宿泊客が42.1万人です。平成4年(1992年)の387.2万人から観光客数は減少を続けており、特に平成20年(2008年)のリーマンショック、平成23年(2011年)の東日本大震災のダブルパンチが大きく影響し、同年には173万人(20年から-24%)に減少しましたが、現在は、回復傾向にあります。

²第2次産業：鉱業、建設業、製造業。

³第3次産業：電気・水道業、運輸・通信業、小売業、飲食店、不動産業、サービス業など。

月別では7～8月の合宿と1～3月のスキーが中心で、4～6月、9～12月の通常の観光シーズン客が少なくなっています。

5 住民アンケート結果

(巻末資料(6)：「住民アンケート結果」参照)

6 第3次総合計画の達成状況と課題

(巻末資料(7)：「第3次総合計画の達成状況と課題」参照)

7 片品村の特色とむらづくりの課題

村の現状や第3次総合計画の達成状況、さらには、住民アンケートやヒアリングの結果と役場各課からの意見や提案などを基に、村の特色やむらづくりの課題を整理すると次のとおりです。

1. 村の特色

本村は、本州最大の高層湿原としてラムサール条約に登録されている尾瀬国立公園、泉質が異なる10箇所の温泉地、四季を通して楽しめる自然、日本遺産として認定された「かかあ天下一ぐんまの絹物語」の構成文化財、パウダースノーの6つのスキー場など、多くの資源を有し、昼夜の寒暖差による質の高い農産物も多種収穫されています。

また地理的には、群馬県東北部に位置し、栃木県、福島県、新潟県に接する山間部にあり、数多くの湧水群を有しています。村の中心地区の標高は約800m、ここを通る国道120号線は、沼田―片品―日光を結んでいます。

2. むらづくりの課題

(1) 自然とともに生きるむらづくり

世界に誇れる高層湿原尾瀬ヶ原、美しい花の谷と清流、人々を癒す温泉などを活かし、世界の人々を対象にしたエコツーリズムのさらなる推進が課題です。

(2) 新たな雇用創造を進めるむらづくり

若者がいきいきと働くむらづくりに向け、歴史や祭り、村民が育んできた生活文化、多くのスポーツ施設などを活かした国際観光、尾瀬の郷エリアにおける名物料理と名物みやげ品の開発、若者の起業支援、村内企業の経営革新と企業誘致などが課題です。

(3) 若者・子どもを中心としたむらづくり

本村の将来にわたっての維持に向けて、若者の新たな職場づくりを中心に、若者の交流機会の充実、空き家斡旋と定住拠点の整備、子育て支援の充実、「自尊・自立」の生きる力を養う(エンパワーメント)学校教育や家庭・地域での体験機会の充

実など、若者や子どもの自立支援に重点的に取り組むことが課題です。

(4) 健康で安心して暮らせるむらづくり

このままでは10年後には高齢者が40%以上になる本村にあっては、健康むらづくりを重点的に進めて生活習慣病を予防するとともに、高齢者に便利な公共交通手段の確保、共に助け合う地域福祉社会づくり、国民健康保険や介護保険、国民年金制度の安定化などが課題です。

(5) 生活を楽しむ心豊かなむらづくり

一人ひとりの村民が自己実現を図り、認め合う「自尊・他尊社会」をめざし、多様な地域クラブ活動やイベント交流、各地区の祭り行事を通じた交流、ボランティア活動や国際交流活動など、開かれたむらづくりが課題です。

(6) 自主・自立のむらづくり

自主・自立のむらづくりに向けて、行政職員・村民が協力して活躍できる環境を整備するとともに、若者の新職場づくりと定住への施策・事業の選択と集中、効果的・効率的な事業の推進、互いに助け合う地域コミュニティづくりなどが課題です。



基本構想

第1章 村の将来像

「豊かな自然と調和した、観光と農業の村」をめざした第1次総合計画（昭和62年3月）、「花の谷構想— 遙かなる花の谷 微笑みの住む郷に —」をめざした第2次総合計画（平成8年4月）を引き継ぎ、第3次総合計画では「尾瀬の郷構想— “小さくても輝く村” を目指して—」の実現に取り組んできました。

今、国際観光時代を迎え、本村は、世界に誇れる尾瀬湿原と6つのスキー場、温泉、昼夜の寒暖差が育む高原野菜・果物、腕時計や装飾品などのものづくり、歴史ある祭りや心豊かな生活文化を享受できる文化・ふるさと・国際観光村へ新たな一步を踏み出すときです。そして、次代の村を担う若者たちがいきいきと働き、子どもたちが生まれ育ち、互いに支え合い、楽しく、安心して暮らせるむらづくりを進めることが求められています。

第4次片品村総合計画では、村の将来像を「小さくても輝く尾瀬の郷・かたしなの実現へ～世界を視野に～」とし、「尾瀬の郷プロジェクト：3つの戦略」と「5つの施策の大綱」を基に、時代の変化に機敏に対応するため常に状況把握に努めながら、計画の見直しも含め柔軟に推進していきます。また、人口減少対策として取り組む片品版総合戦略とも一体的な推進を図ります。

<10年後の将来像>

小さくても輝く尾瀬の郷・かたしなの実現へ～世界を視野に～



3つの戦略

<尾瀬の郷プロジェクト>

- 1 尾瀬の郷・文化村プロジェクト
- 2 尾瀬の郷・ふるさと村プロジェクト
- 3 尾瀬の郷・国際観光村プロジェクト



<施策の大綱>

- 1 住民・行政：自主・自立のむらづくり
- 2 健康・福祉：安心して暮らせるむらづくり
- 3 教育・文化：豊かな心を育むむらづくり
- 4 環境・安全：快適で安全なむらづくり
- 5 産業・雇用：若者がいきいきと働くむらづくり

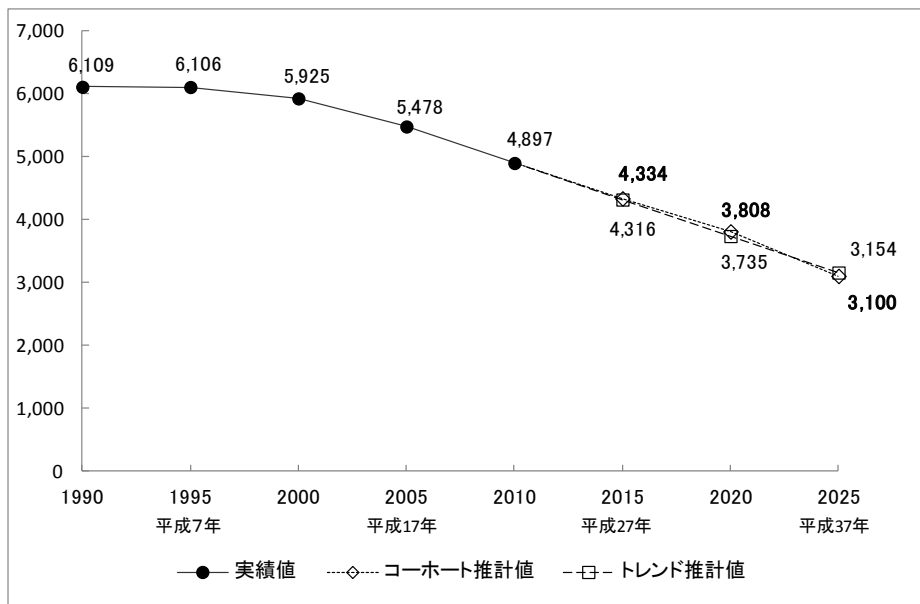
第2章 人口目標

国勢調査による本村の人口は、平成7年(1995年)の6,106人から減少に転じ、平成22年(2010年)には4,904人へと減少しています。

現在のままで推移すると、本村の平成37年(2025年)の人口は3,100人(平成17～22年の国勢調査によるコーホート法⁴⁾)と推定されます。

平成22年(2010年)と比べると、年少人口(0～14歳)は591人から236人(1/3強)に、生産年齢人口(15～64歳)は2,882人から1,395人(1/2)へ、老年人口(65歳～)は1,431人から1,469人(微増)と予想されます。

人口の推移と推計



人口の推計値

単位: 人

	最終実績値	推定値	
	平成22年 (2010)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)
総人口	4,904	3,880	3,100
年少人口 (0～14歳)	591	321	236
生産年齢人口 (15～64歳)	2,882	1,965	1,395
老年人口 (65歳以上)	1,431	1,522	1,469

※ 国勢調査結果、平成17年、22年の男女別・5歳階級別のセンサス変化率をもとに予測。

⁴コーホート法: 平成17年から22年の男女別5歳階級別人口の増減率(センサス変化率)を平均した推定法。

大都市の第3次産業のプル要因と、本村の農業・観光の衰退というプッシュ要因、さらには非婚化・晩婚化による少子化、高齢化による自然減という4つの人口減の要因が重なっており、人口減に歯止めをかけるのは容易ではありません。

「尾瀬の郷 片品村人口ビジョン」に基づき、村をあげて、新たな観光資源の発掘・活用による外国人観光客の受け入れなど観光業の振興、高冷地農業の推進、尾瀬の郷エリアを拠点とした名物料理・名物みやげ開発による産業の活性化、田舎暮らし志向の若者の受け入れ、若者の交流・交際・結婚・子育ての応援を重点的に取組み、人口減少の食い止めを図ります。

平成37(2025)年の目標人口を3,800人とし、推計人口に700人の上乗せを図ります。

目標人口（政策人口）

単位：人

	最終実績値	目標値	
	平成22年 (2010)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)
総人口	4,904	4,100	3,800
年少人口 (0～14歳)	591	350	350
生産年齢人口 (15～64歳)	2,882	2,150	1,850
老年人口 (65歳以上)	1,431	1,600	1,600

第3章 尾瀬の郷プロジェクト：3つの戦略

村の将来像「小さくても輝く尾瀬の郷・かたしなの実現へ～世界を視野に～」の実現に向けて、行政と村民との協働による推進体制を整備し、「尾瀬の郷プロジェクト：3つの戦略」に重点的に取り組めます。

取組みを通して、若者の雇用確保と移住・定住化を図り、少子高齢化に歯止めをかけ、将来にわたって子どもから高齢者まで安心して心豊かに暮らせるむらづくりを進めます。

尾瀬の郷プロジェクト

1 尾瀬の郷・文化村プロジェクト

世界に輝く村を目指し、村の魅力的な資源（自然・歴史文化・人情など）にみがきをかけ、香り高い文化村を創造します。

2 尾瀬の郷・ふるさと村プロジェクト

若者が夢と希望を持って働き、住み続けたい村、誰もが安心して心豊かに暮らせ、子どもたちに誇れるふるさとむらづくりを進めます。

3 尾瀬の郷・国際観光村プロジェクト

海外への情報発信や誘客、外国人向けの観光資源・観光メニュー・観光ルート開発、みやげ品開発と海外販売など、国際観光むらづくりを進めます。

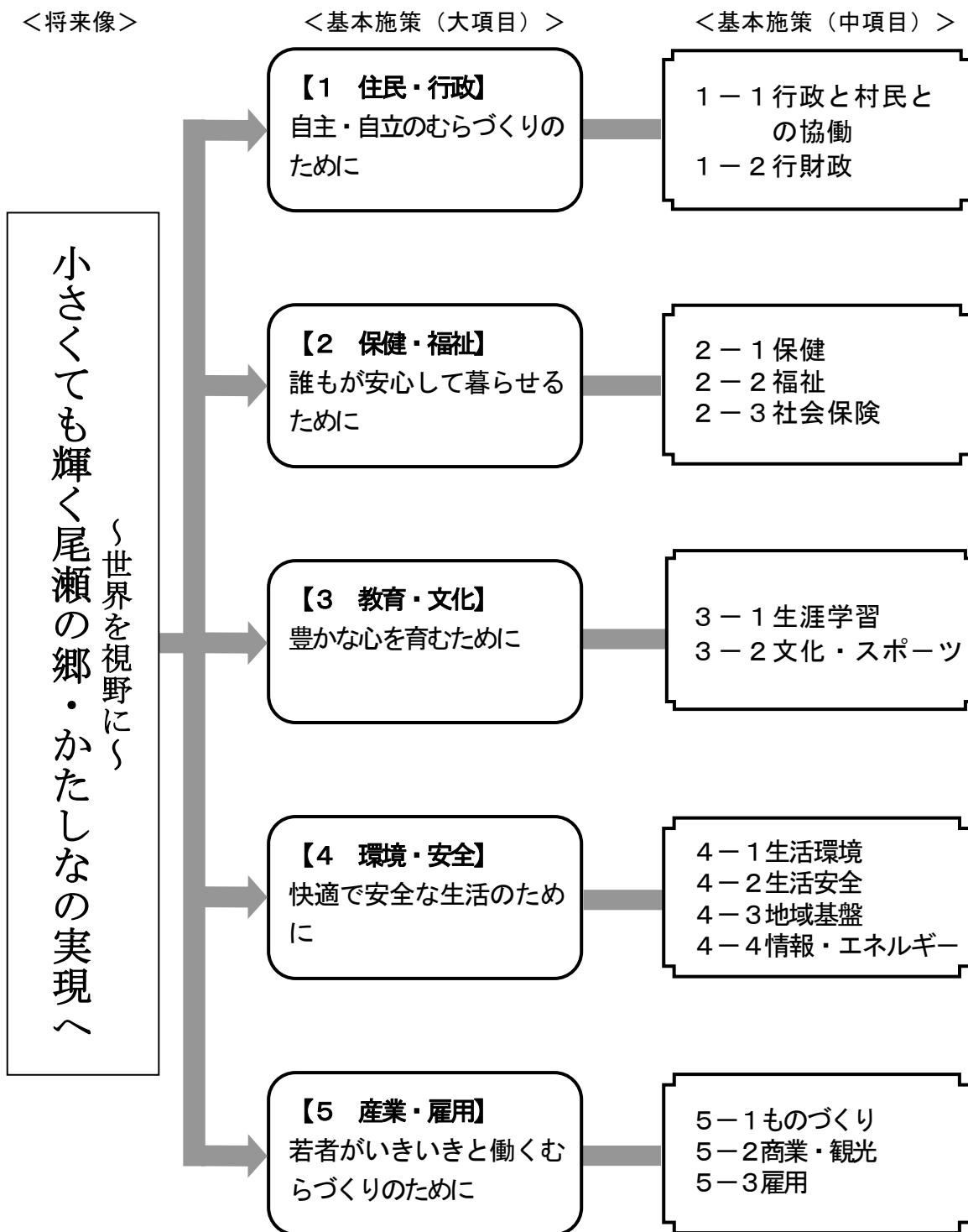
尾瀬の郷プロジェクト 3つの戦略

尾瀬の郷プロジェクト	内容例
1 文化村プロジェクト	① にぎわいむらづくり（尾瀬の郷エリア・中心地区活性化） ② 食とウォーキングと温泉の健康むらづくり ③ 自然・スポーツツーリズムのむらづくり ④ 美しい花の谷づくり ⑤ 祭りと伝統行事など歴史・文化のむらづくり
2 ふるさと村プロジェクト	① I・Uターン者、若者の暮らし応援 ② 若者の雇用創造 ③ 高齢者の安全・安心生活の支援 ④ 子どもたちの心と身体を育てる教育
3 国際観光村プロジェクト	① 国内・国外への情報発信と誘客 ② 外国人向け観光資源・観光メニューと観光ルートの開発 ③ 外国人観光客向けのものづくりの推進 ④ 国際交流機会と会話・接客研修の充実 ⑤ 海外への農産物・加工品販売

第4章 施策の大綱

村の将来像「小さくても輝く尾瀬の郷・かたしなの実現へ～世界を視野に～」の達成のために、次のような体系のもとに、総合的・計画的にむらづくりを進めます。

施策の体系図



1 住民・行政：自主・自立のむらづくりのために

村民と村が連携して活発にむらづくりを進めるとともに、自主財源の強化と行財政のスリム化・効率化を図り、自主・自立のむらづくりを進めます。

1-1 行政と村民との協働

村民と行政の協働のむらづくりをめざし、広報の充実と情報公開、意見発表や意見交換の機会の充実、むらづくりグループ活動などの支援、リーダーの研修機会の充実、小さな自治の実現などを通して持続可能なむらづくりを促進します。

また、男女がそれぞれ仕事や地域活動などで能力を十分に発揮できるよう、保育や高齢者介護の負担軽減、女性の意見が村政や地域活動に反映される体制づくり、男女がともに子育てをしながら働き続けられる職場づくりなどを進めるとともに、国際交流や協定自治体との地域間交流を促進します。

1-2 行財政

自主・自立のむらづくりをめざし、地方交付税や補助金の削減や住民ニーズの多様化・高度化に対応し、施策・事業の戦略的な選択と集中、職員の意識改革と能力開発、事務・事業の効率化、経費の節減、定員管理や給与の適正化、民間活力の導入など、第6次片品村行政改革大綱(平成27～31年度)の方針に基づき一層の行政改革を推進するとともに、産業振興と若者の定住促進による税収増を図り自主財源の確保に努めます。また、利根沼田広域市町村圏を中心に、幅広い分野での広域連携を進めます。

2 保健・福祉：誰もが安心して暮らせるために

子どもから高齢者まで、誰もが健康に、共に支え合って安心して暮らせるむらづくりを進めます。

2-1 保健

村民が生涯にわたって健康に暮らし、社会保険制度の維持ができるよう、生活習慣病や認知症の予防、介護予防に向けて、健康管理センターを中心に村民とともに効果的な健康づくり運動を進め、片品診療所や星野医院、かまた歯科医院、片品歯科診療所を中心に、一次医療（外来の初期治療）や予防医療、在宅医療などの充実と、救急医療体制の広域的な確保を図ります。

2-2 福祉

村民が安心して生活できるよう、社会福祉協議会を中心に共に支え合う地域福祉社会づくりを進めるとともに、高齢者や障害者の交通・通信手段の確保、若者の交流の応援、保育内容の充実など子育て環境の整備、母子・父子家庭の自立の支援など、きめ細かな福祉サービスに努めます。

また、高齢者や障害者の生きがい対策の推進、介護予防による介護保険制度の安定化とサービスの充実、地域助け合いの促進などを進めます。さらに、経済困難に陥った住民に対する相談・指導や就労支援の充実、勤労者の就労環境の改善や福利厚生充実などを促進します。

2-3 社会保険

国民健康保険制度や国民年金制度などが長期的に安定するよう、生活習慣病や介護予防の推進、医療費や介護費用の適正化を図るとともに、情報提供や相談体制の充実などにより、加入・納付を促進します。

3 教育・文化：豊かな心を育むために

次代を担う子どもたちが思いやりや人間性を育て、たしかな学力を養い、健康・体力を向上させ、心豊かで元気なむらづくりを進めます。

3-1 生涯学習

地域への誇り、学ぶ意欲や基礎学力、創造力や情報発信・コミュニケーション能力、豊かな心や社会意識、食育や体育、国際理解や外国語など教育内容の充実を図るとともに、教育施設・設備・スクールバスの充実を図り、学校・家庭・地域が連携し、子どもがたくましく生きる力を育てていきます。

また、若者や女性の職業知識や能力、国際理解・英会話などの向上を支援するとともに、片品村文化センターや公民館、図書室の活用、指導体制の充実などにより、自主学習グループ活動の充実や、青少年のイベントや交流会、祭り、文化・スポーツ、ボランティア活動などを通じた幅広い生涯学習を推進します。

3-2 文化・スポーツ

村民が心豊かな、充実した生活を送れるよう、祭りや伝統行事・伝統芸能、生活・産業文化、日本遺産に認定された「かかあ天下一ぐんまの絹物語ー」などの情報発信やむらづくりを進めます。

自主的な創作活動への支援を充実するとともに、健康増進のためのウォーキングなどの有酸素運動やスポーツクラブの活動の充実、指導者の育成やスポーツ教室・スポーツイベントの開催などに努めます。

4 環境・安全：快適で安全な生活のために

尾瀬湿原をはじめ、美しい花にあふれた自然の中で、持続的発展が可能な、快適で安全、便利なむらづくりを進めます。

4-1 生活環境

自然豊かな、うるおいのある魅力的な村をめざし、尾瀬湿原や清流などの保全と

回復を図るとともに、「花の谷景観計画」に基づく美しいむらづくりや尾瀬の郷エリアに子どもたちが楽しく安心して遊べる場を整備します。また、空き家斡旋など若者の定住支援を進めるとともに、公園や広場・緑地の整備と維持・活用、豊かな湧水の活用と安全な水道水の供給、公共下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽の総合的な整備、ごみの減量化・資源化・再利用と処理体制の整備、地球環境の保全と公害の防止などを促進します。

4-2 生活安全

村民が安全に暮らせる村をめざし、利根沼田広域消防東消防署との連携により広域消防・救急体制の整備と村内の消防団および消防施設の維持・整備、治山・治水対策の推進と各区の自主防災体制や役場の初動体制の整備を図るとともに、交通安全施設の整備、交通安全教育の推進と、地域ぐるみの防犯活動による子どもや女性、高齢者などの安全確保、消費者トラブルの防止に向けた情報提供と相談体制の充実などを図ります。

4-3 地域基盤

便利で効率的な村民生活や経済活動の活発なむらづくりをめざし、国土利用計画にもとづき、計画的な土地利用の誘導と有効活用の促進を図るとともに、国道 120 号、401 号など幹線道路の整備や金精峠の年間開通、村道・農道・林道などの総合的・計画的な整備を図ります。また、高齢者や通学生徒、若者・中高年・外国人観光客のために、バス路線の確保とコミュニティ交通の整備を図ります。

4-4 情報・エネルギー

情報受発信が活発で環境にやさしい村づくりをめざし、光回線網・携帯電話エリアや無線 LAN スポットの拡大促進と、行政情報化や地域情報化、世界への情報発信を進めるとともに、太陽熱・太陽光利用、バイオマスエネルギー、雪エネルギーの利用など、地域新エネルギーの活用を図ります。

5 産業・雇用：若者がいきいきと働くむらづくりのために

高原野菜や果物などの生産、尾瀬やスキー場、温泉、農業や時計製造、祭り等の伝統文化などの地域資源を活かした体験型の観光と外国人観光客の受け入れなど、活気のある産業のむらづくりを進めます。

5-1 ものづくり

本村の風土を生かし、魅力のある農林漁業や工業の振興に向けて、観光と連携した「尾瀬ブランド」の農産物や特産林産物、名物みやげとなる加工食品や工業製品などの開発・製造・販売など、ものづくり産業を促進するとともに、グリーンツーリズム（農業を活かした観光）の促進と農業後継者の育成、地域資源を活かした起業家支援、企業誘致などを進めます。また将来的には、海外への農産物加工品販売

への研究を進めます。

5-2 商業・観光

首都圏から2時間余りという有利な条件を活かし、大消費地の新しい市場の開拓を促進するとともに、個性的な店づくりや特産品の製造・販売、地産地消の推進など、魅力的な商業の振興を図ります。尾瀬・丸沼・武尊などの自然環境や6つのスキー場、温泉、祭りや食文化などを活かし、「スキーとスポーツ合宿」「雪遊び」「花」「名物料理と温泉とウォーキング」「体験」観光など新たな人の流れを生み出します。日光・富岡と広域連携し、外国人観光客の誘致と受け入れ体制の整備を図ります。

5-3 雇用

村内中堅企業の経営革新の支援、トマト栽培とスキー・アウトドア指導員の複業就業体制の確立、尾瀬の郷エリアを拠点とした名物料理・名物みやげの開発、若者の起業・就労支援、求人情報の提供、相談窓口、労働環境・条件の整備促進などを図り、安定的な就業の場の創出を重点的に取組みます。

第5章 土地利用基本構想

1 土地利用の現状と課題

本村は、武尊山、至仏山、鬼怒沼山、白根山などの山岳に囲まれ、村の約1/2にあたる東北部一帯は、尾瀬国立公園の指定（平成19年）を受けています。

村の中央を南北に流れる片品川沿いの尾瀬の谷、小川沿いの丸沼の谷、網沢川と塗川の武尊の谷と、3つの谷に集落と農地が開け、尾瀬の谷と丸沼の谷の合流点の鎌田地区には、役場や教育・医療・文化施設、商店などが集積しています。

平成9年の本村の土地利用は、森林35,706ha(91.1%)、原野1.0ha(0.0%)、農用地873ha(2.2%)、水面河川585ha(1.5%)、道路291ha(0.7%)、宅地185ha(0.5%)、その他1,560ha(4.0%)となっており、農用地の内訳は田227ha(0.6%)、畑562ha(1.4%)、採草放牧地83ha(0.2%)で、合計39,201haです。（村資料：「片品村国土利用計画」平成11年3月）

昭和30年代のスキー場の開発以来、スキー場やゴルフ場、温泉、民宿村、ペンション村などの整備が進みましたが、子ども・若者の減少と趣味の多様化・屋内化、経営者の高齢者と後継者難により、宿泊施設は2/3に減少しています。

今後の土地利用の課題としては、尾瀬を始めとする貴重な自然環境の保全、多様な機能を持つ森林の保全、定住促進のための住宅地と居住環境の整備、優良農用地の保全と遊休農地の活用などが求められます。

2 土地利用の基本理念

土地は現在及び将来における村民と国民のための限られた貴重な資源であり、土地利用にあたっては公共の福祉を優先させ、人と自然が共生する生活環境の確保と産業振興を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行います。

3 土地利用の方向

土地利用にあたっては、土地基本法、国土利用計画法と関連する土地利用関係法（自然公園法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律等）に基づき、総合計画（土地利用基本構想）、国土利用計画、農業振興地域整備計画などに従い、計画的な土地利用の誘導を図ります。

(1) 豊かな湖沼・湿地と森林ゾーンの保全・整備

尾瀬、丸沼、菅沼、片品川などの水質や自然環境、森林の保全を図るとともに、村民や観光客の憩いとレクリエーションの場として活用を図ります。

(2) 生産性の高い農業・農業交流ゾーンの整備・保全

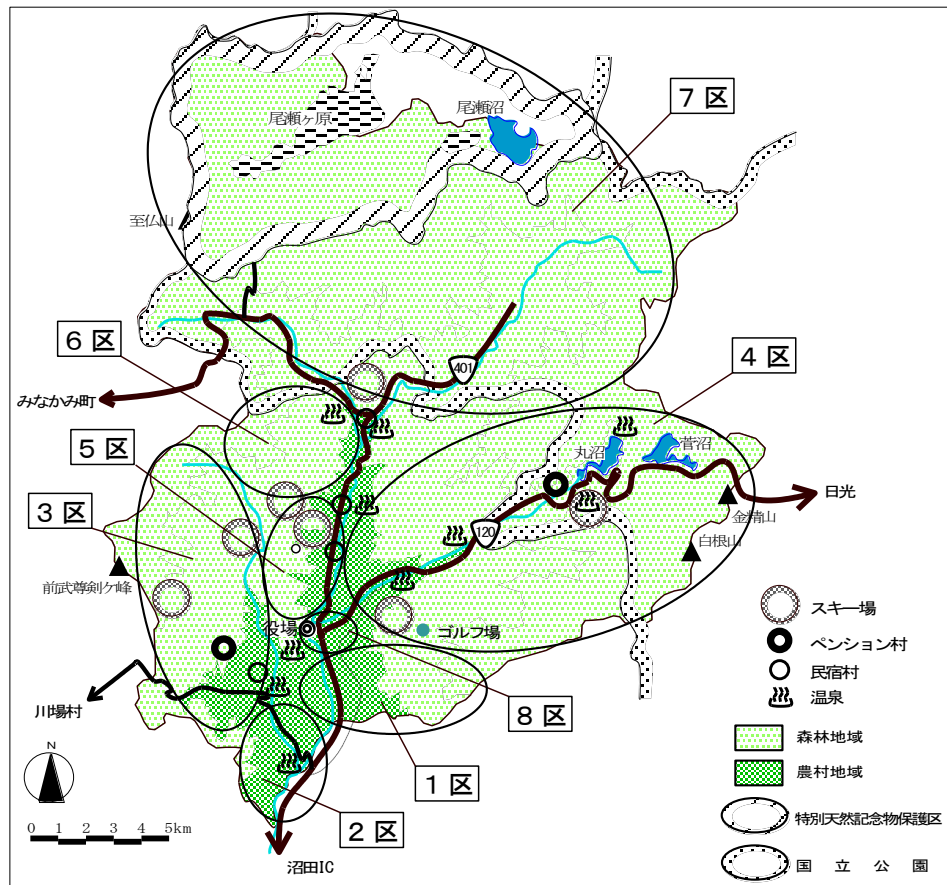
優良農地の保全と遊休農地の有効活用を図るとともに、美しい山村景観の保全・創造と農村集落の定住環境の整備、グリーンツーリズムの推進など、都市住民との交流空間として整備を図ります。

(3) 道路網の整備

国県道の拡幅、金精峠の年間開通などを促進するとともに、村道・農道・林道の総合的・計画的な整備を進めます。

以上をまとめた土地利用基本構想の模式図は次のとおりです。

土地利用基本構想図



Ⅲ 基本計画

●基本計画の見方

現状と課題

各分野(小項目)ごとに、社会経済の動きやむらづくりの現況を述べ、むらづくりの課題を明らかにしています。

基本方針

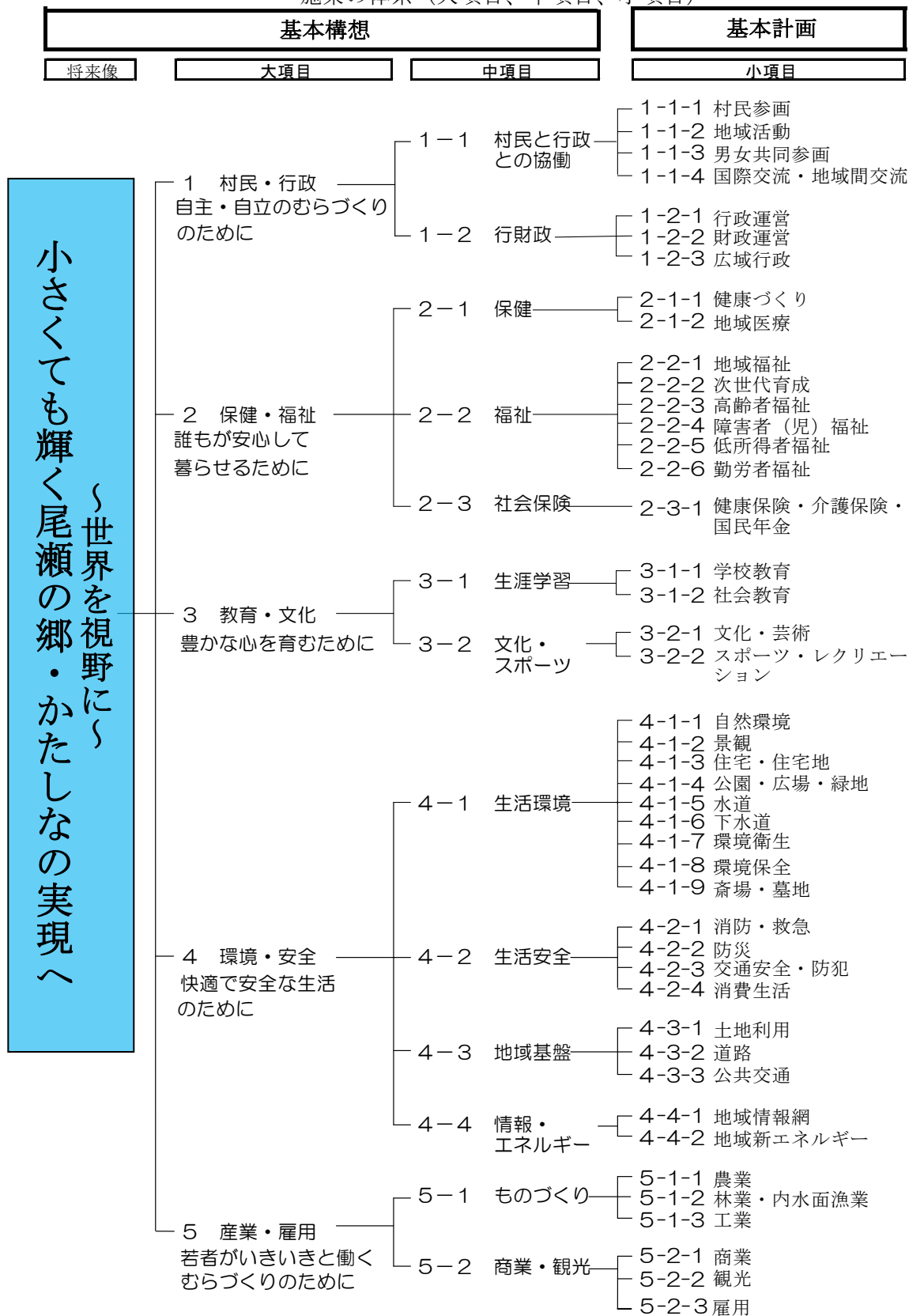
各分野(小項目)ごとに、むらづくりの基本方針を述べています。

実現に向けて

むらづくりの基本方針の実現に向けて、主な施策(細項目)ごとに、主な事業(①、②など)を示すとともに、担当課を明らかにしています。

主な施策	主な事業	担当課
各分野(小項目)の基本方針を実現するための主な施策(細項目)を示しています。	主な施策(細項目)を実現するための、主な事業(①、②など)を示しています。	主な事業の担当課を示しています。

施策の体系（大項目、中項目、小項目）



第1章 村民・行政：自主・自立のむらづくりのために

村民と村が連携して活発にむらづくりを進めるとともに、自主財源の強化と行財政のスリム化・効率化、人材・財政の選択と集中による戦略的・効果的な事業推進、国・県などの補助事業を有効活用し、自主・自立のむらづくりを進めます。

村民・行政： 自主・自立のむらづくりのために

- 1-1 村民と行政との協働
- 1-2 行財政

1-1 村民と行政との協働

1-1-1 村民参画

現状と課題

自主・自立のむらづくりを進めるためには、村民がむらづくりに積極的に参画し、行政と協働でむらづくりを進める必要があります。

村では『広報かたしな』の発行を中心に、ホームページの充実、『村勢要覧』の改訂発行(平成 20 年度)など、村民への積極的な情報提供とともに、様々な計画づくりへの村民の参画、むらづくり活動の支援など、積極的に進めてきました。

今後は、子どもや若者・女性の参画を一層図りながら、環境・景観保全活動、花いっぱい運動、雇用創造・若者定住などのむらづくり活動、地域福祉活動、地域文化活動、イベント、移住者の受け入れなど、村民・地域づくり団体・NPO・企業と行政の協働による、「オール片品」のむらづくりが求められます。

基本方針

総合計画の実現に向けて、広報の充実と情報公開、意見発表・交換機会の充実、むらづくりグループ活動や地区活動などの支援、地区リーダーや企業従事者の研修機会の充実など、村民の村政への参画と協働による「オール片品」のむらづくりを進めます。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 行政情報の提供	① 『広報かたしな』や『村勢要覧』、各課のパンフレット、相談窓口などによる行政情報の積極的な提供 ② ホームページによる速やかな行政情報の提供 ③ 情報公開条例の周知とプライバシー保護に配慮した上での行政情報公開の推進	むらづくり観光課 全課 総務課
(2) 各種計画づくりへの住民の参画	① アンケート調査の実施、各種審議会・委員会などへの女性や若者の参加促進、子どもたちや高齢者の意見・提案機会など各種計画づくりへの村民各層の公平な意見・提案の反映 ② 地区懇談会やワークショップ、インタビュー調査などによる各種計画づくりへの意欲的な村民の意見・提案の反映	むらづくり観光課 ・全課 〃
(3) 協働のむらづくり	① 各種むらづくりグループやボランティアグループ、NPO、事業者などとの多様なパートナーシップ（協働）によるむらづくり ② 子どもや若者、女性、高齢者の活躍機会の充実 ③ 「オール片品」の村民意識の熟成と取組みの強化	むらづくり観光課 ・全課 〃 〃



片品村収穫祭

1-1-2 地域活動

現状と課題

職業・地域産業の多様化と就学・就業や交流の広域化、夜間や休日の就業の増加、ライフスタイルの多様化、子どもや若者の孤立傾向、若者の流出と高齢化などにより地域活動が低調になる一方、子育てや高齢者介護、地域環境の維持、自主防災活動、地域産業おこし、祭りや伝統行事の保存・活用、若者や移住者の雇用・定住環境の整備など、コミュニティ維持活動の充実が求められます。

本村には8つの地区があり、従来からの祭りや地域行事、清掃活動、花のむらづくりなど、地域生活環境の維持と活性化が図られています。

今後は、各地域でできることは地域で行うとともに、各地区の優れた取組みに磨きをかけ、情報発信し、相互に連携する「オール片品」の個性的、魅力的なむらづくりを進めていくことが求められています。

基本方針

各地区の伝統行事や祭りの活用、産業の活性化と若者の定住支援、地域の子育て・教育の充実、花いっぱい運動や環境美化、健康づくりや高齢者の地域助け合い、地域防災活動など特色のある地区づくりに磨きをかけ、相互に連携し、情報発信する「オール片品」の取組みを進めます。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 地域活動の推進体制	① 各地区の将来像、重点的な取組みの推進と定期的な見直し	むらづくり観光課
	② 地域活動に対する情報提供・情報交換・交流機会の充実と連携強化	〃
	③ リーダーの研修・交流機会の充実	〃
	④ 子ども会、婦人会、老人クラブ、生活研究グループ、社会福祉協議会、民生委員、消防団などの組織活動との連携	むらづくり観光課・各課
	⑤ 子どもや若者、女性などの参加の促進	むらづくり観光課
	⑥ 地区担当職員による的確な情報提供と支援の実施	〃
(2) 地域づくり活動の促進	① 伝統行事や祭り、文化財などの保存と活用、「オンリーワン」の歴史の掘り起こしの「オール片品」の取組み	教育委員会 むらづくり観光課
	② 各地区での学習・研究・趣味・スポーツなど地域クラブ活動の推進	教育委員会
	③ 地域の子育て支援や、子ども会・スポーツ少年団活動、遊びや冒険・体験活動の推進	むらづくり観光課 ・教育委員会等
	④ 健康づくり活動や地域福祉活動の推進	保健福祉課
	⑤ 花いっぱい運動や生活環境整備、環境保全や環境美化、自主防災・防犯活動などの推進	農林建設課・ 総務課
	⑥ 集会所、公民館や広場・公園、スポーツ施設などコミュニティ施設の維持管理・整備と学校施設などの活用	総務課・むらづくり観光課・教育委員会
	⑦ 子どもや若者が参加しやすい新しい魅力あるイベントの開催	むらづくり観光課・全課
	⑧ 移住者の受け入れ支援と若い世代の負担軽減の検討	むらづくり観光課・全課

1-1-3 男女共同参画

現状と課題

平成 11 年(1999 年)の男女共同参画社会基本法と育児・介護休業法の施行、男女雇用機会均等法と労働基準法の改正によって、男女がその能力を十分に発揮し、働きながら家庭生活と両立できるような雇用環境の法整備が大きく前進しました。

観光と農業を主産業とする本村では、結婚後も働き続ける女性は多いものの、女性が主として家事や育児・介護などを担っていることが多く、家庭や職場、地域など、女性に対する不平等な社会通念・習慣も残っています。村においては、各種委員会や行政組織において、女性の参画・登用を進めるとともに、保育や高齢者介護体制の整備、女性団体・グループ活動の支援を行ってきました。

今後は、女性が能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画に向けた意識の改革と、男女が活動を続けられる社会環境の整備が求められます。

基本方針

男女がそれぞれの生き方を主体的に選択し、互いに尊重し、仕事や地域活動などで個性と能力を十分に発揮できるよう、男女平等意識の啓発と共同の活動の場づくり、女性の家事や保育・高齢者介護の負担軽減、就業条件の向上、女性の意見が村政や地域活動に反映される体制づくりなどを進めます。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 男女共同参画に向けた意識改革	① 家庭、地域、学校、職場での男女の固定的な役割分担意識の是正 ② 学校、社会教育の場で男女平等教育の推進 ③ 配偶者などの暴力（ドメスティック・バイオレンス）や性的嫌がらせ（セクシャル・ハラスメント）、ストーカー（つきまとい）行為の防止に向けた啓発の充実	教育委員会・保健福祉課 教育委員会 保健福祉課・総務課
(2) 男女共同参画の条件整備	① 男女均等な雇用機会と女性の労働条件や職場での地位向上の促進 ② 育児休業制度や介護休業制度などの周知と活用促進 ③ 女性の職場づくりへの重点的な取組みと女性の職業能力の向上、出産退職した女性の再就職や起業の支援 ④ 農家における家族経営協定の締結の促進 ⑤ 活力ある農山村の実現に向けた男女共同参画の確立 ⑥ 男女の社会参加に向けた育児や高齢者の介護への支援体制の充実 ⑦ 生涯学習講座やイベント、地域行事などでの託児スペースと託児サービスの確保 ⑧ 男女の多様な生き方を制約する社会制度・慣行の見直しの促進 ⑨ ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメント、ストーカー行為の防止に向けた関係機関との連携強化と相談・保護体制の整備	保健福祉課・むらづくり観光課等 〃 〃 農林建設課 農林建設課 保健福祉課 保健福祉課・教育委員会 保健福祉課・むらづくり観光課 保健福祉課・総務課・むらづくり観光課

<p>(3) 社会活動への参加の促進</p>	<p>① 男女いずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならない状態を平成32年までに達成するよう努める等の目標などを参考に、審議会など重要な政策・方針決定の場への女性の積極的な参画の促進</p> <p>② 学習グループ活動や職業能力開発など、女性の学習機会の拡大と内容の充実</p> <p>③ 女性の消費者活動やボランティア活動、特産品製造・販売の企業づくりなどに向けた、情報や講習・講座、活動の場の提供などの充実</p> <p>④ 婦人会や農協婦人部、自主グループなど、女性団体の交流と連携の促進</p>	<p>総務課・各課</p> <p>教育委員会・むらづくり観光課</p> <p>むらづくり観光課 ・教育委員会 保健福祉課・農林建設課・教育委員会</p>
------------------------	--	--

1-1-4 国際交流・地域間交流

現状と課題

国際的な人・もの・情報の交流が進み、海外旅行や外国人観光客の急激な増加などが進んでいます。円安の影響や世界的な和食ブーム、アニメブームなどもあり、平成 25 年(2013 年)には訪日外国人は年間 1000 万人を突破し、平成 27 年(2015 年)には海外旅行客を上回り、平成 27 年(2015 年)には年間 2000 万人近くに急増しています。さらに、環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定により、安い輸入農産物が増えるとともに、安全で質の高い農産物の輸出が見込まれます。

本村では、A L T (外国語指導助手) による語学教育や国際理解教育の充実を図るとともに、尾瀬が平成 17 年(2005 年)にラムサール条約の湿地に登録、平成 19 年(2007 年)には尾瀬国立公園として指定され、さらに平成 11 年(1999 年)の日光、平成 26 年(2014 年)の富岡製糸場等の世界遺産登録もあり、国際的な視点で環境や観光の取組みを進めてきました。

また、尾瀬の自然体験や文化・スポーツイベント、子どもの体験教育、特産品販売、協定自治体提携と交流などを通して、都市住民や芸術家などとの交流も進んでいます。

今後は、経済成長著しい中国・韓国・台湾などアジア諸国や日本文化にあこがれる欧米人など外国からの観光客の増加に対し、多文化共生のむらづくりと外国人観光客の受け入れ体制の整備、世界で活躍できる人材の育成、環境や産業などの面での国際貢献などが求められるとともに、むらづくりを通じた多様な地域間交流が課題です。

基本方針

国際化が進み、海外旅行との競合や外国人観光客の大幅な増加などがみられ、国際交流・地域間交流の促進と国際的な視野をもつ人材の育成、外国人観光客の受け入れ体制の整備など、多文化共生と国際観光、地域間交流の活発なむらづくりを進めます。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 多文化共生のむらづくり	① 村内外国人や就業者が暮らしやすいむらづくりの推進	むらづくり観光課
	② 村内外国人との交流機会の充実	〃
	③ 学校教育や社会教育、職業教育での外国語や外国文化の学習機会の充実	むらづくり観光課・教育委員会等
	④ 祭りや伝統行事など村の文化を外国人に伝えられる学習機会の充実と情報発信	〃
	⑤ 国際交流組織の立ち上げの検討	〃
(2) 国際観光の推進	① スキーや日光～尾瀬かたしな～富岡観光、片品オンリーワンの観光資源の発掘とPRなどを通じた国際観光の推進	むらづくり観光課
	② 国際観光推進組織の充実とPR・営業活動の促進	〃
	③ 外国語標識やパンフレット、インターネットなど情報提供の充実と公衆無線LAN (Wi-Fi など) の整備	〃
	④ スキーや自然環境保全などで交流できる外国の都市との友好都市提携の検討	〃

<p>(3) 地域間交流の促進</p>	<p>① スキー関係者の派遣を通じた地域間交流の推進 ② 県の小中学生の「尾瀬学校」など、尾瀬自然体験交流の推進 ③ 「ふれあい交流協定」や「災害応援協定」を結んでいる蕨市や「災害時相互応援に関する協定」を結んでいる上尾市、日光市、南相馬市、「海と山の交流協定」を結んでいる大洗町などとの交流・連携の推進 ④ 交流のある銚子市・藤沢市・練馬区などとの関係の強化 ⑤ グリーンツーリズムによる消費者との交流、観光・スポーツ合宿を通じたスポーツツーリズムなど、民間レベルの多様な地域間交流の促進</p>	<p>むらづくり観光課 〃 むらづくり観光課・総務課 むらづくり観光課 〃 〃・農林建設課</p>
---------------------	---	--



外国人留学生ツアー

1-2 行 財 政

1-2-1 行政運営

現状と課題

地方圏の第1次・2次産業の衰退、大都市圏の労働力・人口吸引力の強化というダブルパンチに加え、行財政改革の影響などを受けて、地方圏においては若者の流出が著しく、活気のある地域づくりに向けた戦略的な行政運営が求められています。

自主・自立のむらづくりを選択した本村は、平成17年度(2005年度)には112人だった職員を、平成22年度には89人まで削減し、事務・事業の経費を削減するなど組織のスリム化と効率化を図るとともに、むらづくり観光課の強化を図り、若者の雇用創造と定住化に向けて戦略的なむらづくりを進めてきました。

引き続き、職員一人ひとりの政策形成能力や村民との連携力、効果的・効率的な業務能力の向上を図りながら、若者の職場づくりと定住化に向けて、「片品村 むら・ひと・しごと創生 総合戦略」に基づき、機動力とスピードのある戦略的・重点的な取組みを進め、結果を出すことが求められます。

基本方針

自主・自立の魅力と活力のあるむらづくりに向け、「片品村 むら・ひと・しごと創生 総合戦略」に基づき、村民とともに観光や農業、商工業の革新など、若者の雇用創造と定住に向けた戦略的な取組みを進めるとともに、「集中改革プラン」に基づき、施策・事業の選択と集中、自立に向けた職員の意識改革と能力開発、事務・事業の効率化、施設の統廃合、民間委託の推進など、構造改革の推進を図ります。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 自立に向けた計画行政の推進	① 「片品村 むら・ひと・しごと創生 総合戦略」に基づく、歳入増につながる産業振興と若者の雇用創造と定住の戦略的な推進と重要業績評価指標 KPI (Key Performance Indicator) の PDCA サイクルによる目標の達成 ② 子どもや若者の自立・定住に重点を置いた施策・事業の戦略的な推進 ③ 地方交付税などの歳入削減に対応する、数値目標を掲げた第6次行財政改革大綱（集中改革プラン）の実行 ④ 関係各課の企画担当者が連携し、総合計画に基づき作成する個別分野の計画作成の推進 ⑤ 数値目標の設定（目標管理制度）と行政評価制度の導入、外部評価制度の導入による実施計画の毎年の見直しと事務・事業の改善・改革・変革の推進 ⑥ 職員の政策立案能力、村民とともに進めるむらづくり推進能力、専門	総務課・むらづくり観光課 〃 総務課 むらづくり観光課 総務課・全課 〃

	技術能力、問題解決能力の向上に向けた人材育成の充実（人事評価制度の実行）	総務課・全課
(2) 行政組織の適正化	<p>① 地域経営能力の向上と素早い意志決定に向けた、トップマネジメントの強化（経営会議の設置、住民・専門家による政策提案組織の設置、課長会議の充実、トップ直属のプロジェクトチームによる戦略的な事業の推進、政策研究の充実など）</p> <p>② 行政職員を始め、村民公募などによる専門委員会による緊急性・総合性を求められる事業の推進</p> <p>③ 指定管理者制度による外部委託や地域での各種施設の管理・運営など、村民と行政・事業者の役割分担による行政組織の簡素合理化</p> <p>④ 住民ニーズの多様化・高度化への対応に向けた職員全員の戦力化と組織力（戦略能力×問題解決能力×連携能力）強化と職員の適正配置、業務の繁忙期の相互応援の強化</p> <p>⑤ 事業者や村民とともに進めるむらづくり、国際化、情報化などに対応した専門性や政策能力を持つ職員の養成</p>	<p>総務課・むらづくり観光課</p> <p>〃</p> <p>総務課・全課</p> <p>総務課・全課</p> <p>総務課・むらづくり観光課</p>
(3) 効果的・効率的な行政運営	<p>① 民間が行うべき事業、重複事業や効果の薄い事業の見直し（選択と集中）</p> <p>② 事業効果（雇用創造と住民サービスの向上）と事業効率を考えた改善・改革の徹底</p> <p>③ 住民サービス向上と行政事務の効率化、政策立案への情報の有効活用を図るための行政情報共有化の推進</p> <p>④ 個人情報の保護と行政情報公開、行政事務の効率化に向けた文書管理システムの導入</p> <p>⑤ インターネット等による申請予約や祝祭日の受付業務サービスの検討</p> <p>⑥ 事務・事業のさらなる経費削減</p> <p>⑦ 公共施設の統廃合や複合化、一体的・効率的な管理・運営、施設整備</p>	<p>全課</p> <p>総務課・全課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>総務課</p>
(4) 協働のむらづくり	<p>① むらづくりに関する情報提供の充実と意見交換・交流機会の充実</p> <p>② 意欲的な村民や民間の専門家など、人材のネットワーク化による調査・計画の充実と効果的・効率的な事業の推進</p> <p>③ 若者の雇用創造と定住に向けた意欲的な村民・企業活動へのリーディング事業（重点的モデル事業）への支援の充実</p> <p>④ 県と連携した「若者雇用創造中核企業」への重点的な支援</p> <p>⑤ 時代に対応していない必要以上の規制や基準、村民の負担となる手続きやシステムなどの改善の促進</p>	<p>むらづくり観光課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>総務課・全課</p>

1-2-2 財政運営

現状と課題

本村の財政運営に与える影響が大きい地方交付税は、平成 11 年度(1999 年度)24.3 億円をピークに年々減少され、平成 26 年度(2014 年度)には 19.7 億円とピーク時の 19%減となっております。

これまで経験のない観光・農業の不振と人口減少・少子高齢化を迎え、自主財源の減少と社会保障費など歳出の増加により、財政はますます厳しさを増すことが予想されます。こうした中において、若者雇用創造と定住化を中心に、多様化する住民のニーズを的確に把握し、自己責任に基づく積極的な施策を推進するために事務事業の簡素化、適正化を強力的に実施し、長期的展望に立った効率的な財政運営を推進する必要があります。

基本方針

国際観光の推進、若者雇用創造と定住化、少子高齢化対策などを一層充実するため、第 6 次行政改革大綱（集中改革プラン）に基づき、戦略的・計画的な財政運営と自主財源の確保、経常経費の徹底的な節減などに努めます。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 戦略的・計画的な財政運営	① 社会情勢の変化に対応した中長期財政計画の策定と効率的な財政運営 ② 財源確保に繋がる事業への重点的な投資、新規ハード事業の抑制と効率的な配分など、戦略的な財政運営の推進	総務課 "
(2) 財源の確保	① 観光・農業の振興、新地域産業の育成、若者定住化の戦略的な推進による村民税などの自主財源の安定確保 ② 地方交付税の充実や国庫補助制度の改善などの要望、村債の計画的活用、受益者負担の適正化などによる財源の確保 ③ 財政支援措置（交付税算入）の高い有利な過疎対策事業債の計画的活用と、補助率の高い国・県の補助事業の積極的な活用 ④ 課税対象者の完全把握と未収金の滞納整理対策の強化、公平・公正な課税などによる納税モラルの向上、電子納税等の導入の検討 ⑤ 村有財産の適正管理と処分 ⑥ 地方分権に対応した権限と財源の適正な委譲を国へ要望	住民課・農林建設課・むらづくり観光課 総務課 " 住民課・総務課・出納室 総務課 "
(3) 財政改革の推進	① 組織の簡素合理化、適正な定員管理による経常経費の抑制 ② 民間委託の推進、住民参加型サービスの推進、周辺市町村との共同・連携事業の推進、情報化などによる経費の節減 ③ 指定管理者制度を活用した公有施設の有効活用・健全な運営を推進 ④ 公共施設の適切な維持管理・更新による建設費等の経費削減、施設の転用や複合利用、管理運営の統合と民間委託・地域住民による管理運営 ⑤ 公共工事のコスト削減と起債の抑制、物品費の抑制 ⑥ 補助金交付基準の策定による補助金の見直しと国・県・広域行政などに対する負担金の縮減 ⑦ 使用料、手数料、公共料金などの税外負担の受益者負担の原則にもとづく公平で適正な負担	総務課 " 関係課 総務課・関係課 関係課 総務課・関係課 総務課

1-2-3 広域行政

現状と課題

住民の生活圏の拡大と過疎化の進行、市町村財政の悪化などにより、広域的な連携によるサービスの向上や事務・事業の効率化が求められています。

昭和 44 年(1969 年)から圏域 9 市町村にて利根沼田広域市町村圏を設定し、医療、介護保険、高齢者福祉施設、広域消防などについて対応し、昭和 52 年(1977 年)からは片品村と利根村で一部事務組合を構成し、ごみ処理、し尿処理など一般破棄物について対応してきました。市町村合併により、平成 17 年(2005 年)10 月から利根沼田広域市町村圏については沼田市、片品村、川場村、みなかみ町、昭和村の 5 市町村で、一部事務組合については沼田市、片品村の 2 市町村で運営することになりました。

施設の共同利用や事務・事業の集中化、情報ネットワーク化による効率化、住民の生活圏の広がりに対応した広域行政サービスの充実、観光などの相乗効果の追求、災害時の応援態勢など、広域圏での取組みの充実が求められています。

基本方針

村民の行政サービスに対する要望の多様化・高度化と行財政のスリム化に応えるために、利根沼田広域市町村圏を中心に、幅広い分野での広域連携を強めます。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 共同事業の充実	① 医療、介護保険、広域消防、ごみ処理、し尿処理など、事務組合の事業の一体化と効率化の推進 ② 情報ソフトの共同開発・導入や情報処理専門技術者などの人材育成、汚泥処理のリサイクル施設の整備など、新たな共同事業の検討 ③ ブランド商品の共同販売などの共同事業の検討	関係各課 総務課・農林建設課 むらづくり観光課
(2) 連携事業の充実	① 観光やイベント、起業化、企業誘致など、地域振興事業の連携・ネットワーク化による相乗効果の追及 ② 図書館などの文化施設やスポーツ施設のネットワーク化と相互利用体制の検討 ③ 広域交通ネットワークの維持・確保、強化に向けた連携 ④ 流域での河川環境の回復に向けた連携やシンボルロードに沿った景観形成の連携 ⑤ 文化団体やボランティア団体などの住民活動の交流・ネットワーク化による活性化の促進 ⑥ 学校・文化団体の地域間交流、人材育成の共同の取組みの推進 ⑦ 防犯・防災・消費者情報のネットワークと災害時の相互応援体制の強化 ⑧ 市町村間の人事交流の促進とプロジェクトチームによるネットワーク事業などの促進 ⑨ 協定自治体との連携・協力を強化	総務課・むらづくり観光課 教育委員会 むらづくり観光課 農林建設課 教育委員会 教育委員会 総務課 〃 総務課・むらづくり観光課

第2章 保健・福祉：誰もが安心して暮らせるために

子どもから高齢者まで、誰もが健康に、共に支え合って安心して暮らせるむらづくりを進めます。

保健・福祉：誰もが安心して暮らせるために	2-1	保健
	2-2	福祉
	2-3	社会保障

2-1 保 健

2-1-1 健康づくり

現状と課題

脳卒中・心疾患・がん等の生活習慣病や精神疾患、認知症の増加、高齢化に伴う医療費の増大（長い入院・高い薬剤や医療材料価格・多い検査や受診回数）が進み、このままでは健康保険制度が揺らぐ事態にまでなってきています。本村では、健康管理センターが中心となって健康づくりや健康相談・健康教育・家庭訪問・各種健診などを行っており、平成 27 年(2015 年)の特定健診(国保のみ)の受診率は 50.7%（受診者 740 人）で、結核健康診断は 38.9%、各種がん検診の受診率は 23~44%です。村民アンケート調査の結果では村民の健康意識は高まっているものの、運動不足と野菜不足はこの 10 年間改善が進んでいないことがわかりました。

今後は、村をあげて運動と食事を中心とした健康づくり運動を進め、生活習慣病予防、心の健康づくり、寝たきりや認知症等介護予防などに、さらに力を入れていく必要があります。

基本方針

村民一人ひとりが生涯を通じて健康な生活を送れるよう、生活習慣病の予防や介護予防に向けて、運動や食事を中心とした健康づくり運動の推進、各種健診による病気の早期発見・早期治療など、健康管理センターを中心として村民とともに健康づくりの取組みを進めます。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 健康づくりの推進	① 「片品村保健・福祉総合計画」等の策定と村をあげての健康づくり運動の推進 ② 思春期対策や不妊対策、妊娠・出産から乳幼児・児童・生徒の健康、青年期・壮年期・老年期の年齢及び健康レベル別に対応した健康づくり ③ 関係行政部門・関係機関・団体との連携による、健康教育・健康相談・訪問指導・健康診査・健康診断などの体系的な機会と場の提供 ④ 乳幼児健康診査・健康相談・子育てサークル等を通して継続的、総合的な子育て支援 ⑤ 生活習慣予防に向けた、小児期からの生活リズムや食事や運動・休養・歯の健康、禁煙や禁酒などの情報提供と健康学習の推進 ⑥ ウォーキングや軽スポーツ、エアロビクスやヨガなど、毎日行う有酸素運動*習慣を普及啓発 ⑦ 保健・医療・福祉・介護の連携による、認知症や寝たきりなどの介護予防対策や介護に携わる家族などの健康管理の支援 ⑧ 幼児からの歯磨き、フッ素塗布、フッ素洗口、糖分摂取量の減少や中高年に向けての歯周疾患の予防の推進 ⑨ 健康広報の充実	保健福祉課・教育委員会 保健福祉課 〃 保健福祉課・教育委員会 保健福祉課 〃 〃 〃 〃 〃
(2) 推進体制の整備	① 村の保健・福祉・教育、保健推進員、食生活改善推進員、事業所などの連携による「(仮) オール片品健康づくり協議会」の結成 ② 保健師、栄養士、乳幼児健診の小児科医などの人材確保と資質の向上 ③ 健康活動グループや健康づくりリーダーなどの育成 ④ 健康づくりの拠点である健康管理センターの有効な活用と充実のための整備・修繕 ⑤ 公園や運動広場、学校の体育館や運動場など、身近な運動の場の確保 ⑥ 保健・福祉実務者会議の充実 ⑦ 要保護児童対策地域協議会の充実	保健福祉課・教育委員会 保健福祉課 〃 〃 教育委員会 保健福祉課 〃
(3) 疾病の予防と早期発見・早期治療	① 未就学児童健診の充実、総合健診の充実と受診率の向上、受診後の事後指導・相談の充実及び予防接種などによる疾病の予防と早期発見・早期治療 ② 健康診査等の個人の健康データを適正に管理 ③ 心の健康づくり、疾病に対する啓発と医療機関との連携による施策の展開 ④ 保健・医療・福祉等関係機関との連携と精神障害者への七転び八起き会事業や心の健康相談、訪問指導などの保健サービスの充実、作業所の検討 ⑤ 難病患者の生活の質の向上、自立と社会参加の促進に向けた、県や福祉との連携による、在宅介護サービスの提供と保健サービスの充実	保健福祉課 〃 〃 〃 〃

*有酸素運動：低負荷で長時間運動することにより脂肪を燃焼させる、ウォーキングやサイクリング、スイミングなどの運動。

2-1-2 地域医療

現状と課題

平成 27 年(2015 年)の本村の医師数は 2 人(片品診療所・片品歯科診療所は複数人数でローテーションのため含まず)で、病院・診療所数は、片品診療所・星野医院・かまた歯科医院の 3 カ所です。休日医療は、沼田利根医師会休日急患診療所が行っていますが、診療科目が少なく、救急対応・入院・夜間診療ができない、などの問題があります。

今後は、診療科目の増設とともに、ドクターヘリの活用や救急医療への対応が急がれています。

基本方針

適切な医療や救急医療サービスが夜間・休日などいつでも受けられるよう、片品診療所と星野医院、かまた歯科医院を中心に、一次医療(外来の初期治療)や予防医療、在宅医療などの充実を促進するとともに、救急医療体制や高次専門医療の広域的な整備を図ります。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 地域医療体制の充実	① 村の医療施設の充実、医療機関と保健・福祉との連携による、地域医療体制の充実促進	保健福祉課
	② 高齢者など通院手段の限られている村民のための村内医療機関への通院バスやタクシー利用券の検討	〃
	③ 国保運営協議会などを通じた行政と医療機関、村民の交流	〃
	④ 広域での医師不足の解消と高度専門医療との連携強化	〃
(2) 救急医療体制の確立	① 沼田利根医師会の協力のもとに広域圏で行っている休日急患診療の充実	保健福祉課
	② 防災ヘリ・ドクターヘリの活用	保健福祉課 ・総務課
	③ 夜間医療、二次救急医療 ^{※1} 、三次救急医療 ^{※2} を担う広域医療体制の整備	保健福祉課
	④ AED(自動体外式除細動器)の幅広い設置と普及活用の推進	保健福祉課 ・総務課

※1 二次救急医療：入院治療が必要な重傷救急患者の医療で、おおむね 24 時間体制で救急医療を提供する病院郡輪番制病院などの医療機関で実施。

※2 三次救急医療：二次医療で対応できない重篤な救急患者に対し行う高度な医療で、救命救急センターなどで実施。

2-2 福祉

2-2-1 地域福祉

現状と課題

少子・高齢社会の到来を迎え、「あらゆる人々が共に暮らし、共に生きる」というノーマライゼーション社会をめざし、本村では平成 19 年（2007 年）に「片品村地域福祉計画・地域福祉活動計画 笑顔でつなぐ花の谷ふれあいプラン」を策定し、さらに平成 25 年（2013 年）に第 2 次同計画を策定し、村と社会福祉協議会が協力し、8 地区の福祉委員による一人暮らし老人の見守り、NPO 法人なでしこの会、福祉ボランティアグループのはなさくの会の給食サービス、社会福祉協議会の温泉宅配や安心安全マップづくり、地区別福祉関係者会議などに取組んできました。

今後は、8 地区の近隣同志の助け合いやボランティア活動、NPO 活動などの活性化を図り、子どもや高齢者、障害者が地域で自立し、互いに支え合いながら安心して生活できる福祉コミュニティづくりが課題です。

基本方針

「片品村地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、保健福祉課と社会福祉協議会が連携して、村民の福祉意識の高揚を図り、ボランティアグループやNPOの組織化を進め、8 地区で共に支え合い、子どもや子育て世代、高齢者や障害者が安心して暮らせるむらづくりに努めます。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 地域福祉活動の充実	① 「片品村地域福祉計画・地域福祉活動計画」等の見直しを図りながら、総合的・体系的な地域福祉事業と地域福祉活動を推進 ② 学校教育や社会教育、地域における地域福祉活動や福祉ボランティア活動などの体験学習、福祉イベント、感動を伝える福祉広報などを通じた福祉意識の高揚 ③ 民生委員や社会福祉協議会、区の連携強化による地域福祉推進体制（地区社協、区の福祉委員会、ボランティアなど）の整備および各集会所での健康づくりやサロン活動の推進	保健福祉課 保健福祉課・教育委員会 保健福祉課
(2) 福祉のむらづくりの推進	① バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）、群馬県の人にやさしい福祉のまちづくり条例などにもとづく、高齢者や障害者など、誰もが利用しやすい公共施設への改修と民間施設への普及啓発 ② 高齢者や障害者の移動手段の確保 ③ 高齢者・障害者を対象にしたパソコン教室の実施や文化活動・体育交流活動事業などの推進 ④ ひとり暮らし高齢者や障害者の急病や災害などの緊急時の通信・連絡体制の整備	保健福祉課・各関係課 保健福祉課 保健福祉課・教育委員会 保健福祉課・総務課

2-2-2 次世代育成

現状と課題

団塊ジュニア世代の出産により、平成 17 年（2005 年）の 1.26 を底にしてゆるやかに合計特殊出生率は上昇してきたものの、平成 26 年（2014 年）には 1.42 と 0.01 ポイントマイナスに転じています。本村では 1.46（人口動態保健所・市町村別統計、平成 20～24 年）となっています。若者の雇用の不安定化と未婚化・晩婚化・晩産化の進行などから、さらに少子化が進み、年金・国民健康保険・介護保険制度の維持や、産業・地域社会の活力に大きな影響を与えると心配されます。

本村では片品保育所・片品北保育所・片品南保育所で平成 26 年（2014 年）には 104 人の園児が保育を受けていますが、保育所のあり方の検討が課題です。また、平成 22 年 4 月から各小学校の協力を得て、放課後及び夏休み期間中「かたしな子ども学校」を開始するとともに、鎌田児童館において放課後対策を実施しています。また、母子・父子などのひとり親家庭は増加傾向にあり、生活相談や母子資金の貸付、若年母子等を励ます集いなどを行っています。さらに平成 19 年度（2007 年度）から要保護児童対策地域協議会を設置し、子どもを虐待から守る取組みを行っています。

今後は、「片品村子ども・子育て支援事業計画一次世代育成支援対策推進計画」（平成 27～31 年度）に基づき、若者定住の支援とともに、村民・事業者との協働のもとに次世代育成の重点的な取組みを進めることが課題です。

基本方針

次世代の育成に向けて、若者の就業の場の創造・確保と定住の支援、交流・交際・結婚機会の充実、働きながら子育てできる職場環境の整備などの充実を図るとともに、保育所のあり方の検討と保育内容の充実、児童館の移転・建て替えと充実を図ります。また、母子・父子家庭の自立に向けて、相談・指導の充実などの支援を行います。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 若者の自立・定住の支援	① 雇用創造中核企業の育成や農業観光複業体制の整備など、若者の新たな雇用の場の創出と紹介 ② 若者向けの定住住宅の整備と空き家の紹介 ③ 若者の多様な交流・交際・結婚機会の場づくりの支援 ④ 子どもの職業体験機会の充実と、若者や女性の職業意識・職業能力の向上や再就業、起業の支援	むらづくり観光課 ・農林建設課 〃 むらづくり観光課・教育委員会・保健福祉課 〃
(2) 保育の充実	① 延長保育、休日保育、障害児保育、アレルギー児への対応等保育の充実 ② 保育職員の資質の向上と乳児期から学童期までの連携による保育内容の充実（すこやか協議会の充実） ③ 保護者の保育所への協力による、自然体験や農林業体験、高齢者や異年齢児とのふれあい活動など、保育内容の充実 ④ 保育所のあり方の検討 ⑤ 送迎バスの検討	保健福祉課 保健福祉課・教育委員会 保健福祉課 総務課・保健福祉課 総務課

<p>(3) 家庭・地域における子育て支援</p>	<p>① 地域の子育て支援の拠点となる保育所の地域子育て支援センター機能の強化、保育所の園庭や雨天時の遊戯室の開放と育児サークルの育成・支援</p> <p>② 健康管理センターでの乳児相談や育児相談、母子保健講演会、子育てサークルなどの充実</p> <p>③ 広報やホームページ、掲示板などを利用した子育て情報提供や交流の充実</p> <p>④ 子ども手当や乳幼児医療費助成など支援制度の活用による、子育ての経済的負担を軽減</p> <p>⑤ 育児休業法の普及啓発と男女が子育てに参加しやすい職場づくり</p> <p>⑥ 男性の家庭での育児・教育への参加による、家庭の教育力の向上促進</p> <p>⑦ 鎌田児童館を移転・新築し、昼間、保護者のいない小学校低学年児童を対象とした「かたしな子ども学校」の実施</p> <p>⑧ 学校の放課後開放などによるちびっこ広場の確保と保護者などの参加による児童の創造力を育む安全な遊び場づくり</p> <p>⑨ 三世代交流、異年齢交流、自然体験や職業体験など、地域ぐるみで児童の健全育成</p> <p>⑩ 子育て講座の実施、子育て中の親への支援</p> <p>⑪ 子ども自身による子ども会の自発的な活動の促進と支援</p> <p>⑫ 犯罪防止の見守り体制の整備などによる、子どもが安全に楽しく遊べる場の確保や街灯設置・防犯カメラ・ガードレール設置・除雪等通学の安全確保</p> <p>⑬ 関係機関と民生委員などの連携による、児童虐待の防止と児童の保護</p>	<p>保健福祉課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>保健福祉課</p> <p>〃</p> <p>保健福祉課・教育委員会</p> <p>教育委員会・農林建設課</p> <p>教育委員会</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>教育委員会・農林建設課</p> <p>保健福祉課・教育委員会</p>
<p>(4) 母子・父子家庭の支援の充実</p>	<p>① 福祉資金貸付や医療費助成などの周知による生活の安定の支援</p> <p>② 村営住宅の優先利用など、住宅費の負担軽減</p> <p>③ 公共職業安定所と連携した雇用促進など、経済的自立の促進</p> <p>④ どちらかが障害をもっている母子・父子家庭や、家庭を失った児童に対する適切な支援及び経済的負担軽減措置。</p> <p>⑤ 民生委員、関係機関の連携強化による生活相談活動や相談窓口の充実</p> <p>⑥ 母子・父子家庭の子どもが多様な地域活動に参加しやすい地域づくり</p>	<p>保健福祉課</p> <p>保健福祉課・農林建設課</p> <p>保健福祉課・むらづくり観光課</p> <p>保健福祉課・教育委員会</p> <p>保健福祉課</p> <p>保健福祉課・教育委員会</p>

2-2-3 高齢者福祉

現状と課題

平成 26 年(2014 年)9 月末の本村の高齢者(65 歳以上)は 1,567 人で、村全体の 32.3%を占め、高齢者数は微増ながらさらに高齢者化と要介護高齢者の増加が予想されています。要介護認定者数は 219 人、14.0%で、一人暮らし老人は 138 人、70 歳以上の高齢者世帯は 104 世帯です(平成 27 年 6 月 1 日)。社会福祉協議会では、ホームヘルパーの派遣、入浴サービス、給食サービスなどの活動を行っており、尾瀬長寿会「桜花苑」では居宅介護支援、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護などを、デイサービスセンター「いろは」では通所介護を行っています。施設入所者のほとんどは利根沼田圏域の施設を利用しています。

平成 12 年度(2000 年度)から介護保険制度が施行されましたが、国では増大する介護費用に対し、平成 26 年(2014 年)に介護保険法の改正を行い、「医療から介護へ」「施設から在宅へ」の考えのもとに、「自助・互助・共助・公助」を基本とする「地域包括ケアシステム」の構築が進めており、本村においても平成 27 年(2015 年)3 月に「片品村高齢者福祉計画(平成 27~37 年度)」「第 6 期片品村介護保険事業計画(平成 27~29 年度)」を作成しました。

今後は、介護予防の取組みを重点的に進めるとともに、地域包括支援センター事業の円滑な運営と各種サービス事業の確立が課題です。また、元気な高齢者がスポーツや学習・文化・交流活動、生きがい就労などでいきいきと活躍する場や機会づくりが求められます。

基本方針

高齢者が住み慣れた地域の中で自立した生活を送り、安心して元気に暮らすことができるよう、生活習慣病や認知症・寝たきりなどの介護予防、介護保険サービスの充実、地域助け合い、ボランティア活動の促進などを進めます。また、就労や生涯学習・スポーツ、社会参加活動など生きがい対策の推進を図ります。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 生活習慣病予防など健康づくりの推進	① 禁煙、野菜摂取、運動、禁酒、ストレス解消などがんリスク軽減運動の推進	保健福祉課
	② 保健福祉課と教育委員会の連携による健康づくりグループ活動の促進(ウォーキング・エアロビクス・ヨガ・ストレッチ等)	保健福祉課・教育委員会
	③ 検診による病気の早期発見と早期治療、検診後の個別指導や病態別の健康教育・健康相談、食事・運動指導などによる生活習慣改善の促進	保健福祉課
	④ 「心の健康」に関する相談体制などの充実と老年期の精神活動を高める啓発活動による認知症・閉じこもり・老年期うつ病等の予防	〃
	⑤ 高齢者に対する総合健診時の基本チェックリストによる老化の早期発見と予防	〃

	⑥ 広報やホームページを活用した新規サービスのPRの充実	保健福祉課
(2) 介護サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを、一体的に受けられるよう地域包括支援センターの充実（介護相談・権利擁護・虐待防止・介護予防ケアマネジメント・ケアマネジメント支援）と重度化予防効果の評価 ② 一般高齢者・特定高齢者等の介護予防事業の充実 ③ 要支援1・2の軽度者に対する新予防給付の提供体制の整備 ④ 地域密着型サービス提供体制の検討 ⑤ 認知症高齢者などを対象に日常生活圏で通所や宿泊など地域に根ざした小規模多機能型居宅介護の検討 ⑥ 介護度の維持・改善をめざすケアプランと介護サービスの利用の促進、認知症ケアの充実 ⑦ 訪問リハビリテーションや居宅管理指導、訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護などの訪問サービスの充実 ⑧ 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウスなどの利根沼田圏域での整備・充実の促進 ⑨ 小規模多機能施設の整備の検討 ⑩ 介護サービス情報の公表、権利擁護事業の推進、ケアマネジャーへの支援、サービス事業者への指導・助言による介護サービスの質の向上などによる利用者本位のサービス供給 ⑪ 利根沼田広域市町村圏振興整備組合（沼田市、片品村、川場村、みなかみ町、昭和村）の介護認定審査会による適切な要介護認定と介護給付適正化などによる保険料の適正化 ⑫ 虐待防止・早期発見 	<p>保健福祉課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
(3) 自立生活や介護家族の支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 見守りや災害時の安否確認体制の整備 ② 高齢者や障害者が利用しやすい移動手段の確保の検討 ③ 家族介護教室や家族介護者の交流の推進、介護用品の給付など介護家族の支援 	<p>保健福祉課</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
(4) 生きがい対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 老人クラブの充実による、相互の交流や三世代交流、生きがい活動などの支援 ② 高齢者の多様な学習・文化・スポーツ活動など、地域クラブ活動の充実 ③ 高齢者の地域コミュニティ活動やボランティア活動の促進 ④ 集会場や社会教育施設などを活用した高齢者の地域活動の推進 ⑤ 特産物の開発・生産・販売、観光ガイドなど、高齢者の生きがい就業の機会や場づくりの推進 	<p>保健福祉課・教育委員会</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>むらづくり観光課・農林建設課</p>



グラウンドゴルフ

2-2-4 障害者(児)福祉

現状と課題

従来の措置制度にかわり、平成 15 年(2003 年)の支援費制度、平成 18 年(2006 年)の「障害者自立支援法」の施行、平成 23 年(2011 年)の「障害者虐待防止法」の施行、平成 25 年(2013 年)の「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」の制定など、障害者を取り巻く環境は大きく変化しています。

本村の身体障害者手帳保有者は 244 人、療育手帳保有者は 40 人、精神障害者保健福祉手帳保有者は 10 人(平成 26 年度末)で、「片品村障害福祉計画」(第 4 期：平成 27～29 年度)にもとづき、ホームヘルパーの派遣、七転び八起き会による生活訓練・社会参加事業などを行うとともに、文化センター、健康管理センターなどのバリアフリー化を進めてきました。

今後は、障害の発生予防と早期発見、早期療育、各種サービスの充実、公共的な施設のバリアフリー化や地域でのノーマライゼーション理念(障害があるなしに関わらず、共に生活できるような社会をつくる)の啓発、交流機会の拡充などが課題です。

基本方針

心身に障害のある人々が、生きがいをもって地域で自立した生活ができるよう、地域社会全体で支援し各種相談や在宅サービスの充実、地域での就労の場づくり、社会参加への支援などを進めます。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 障害の発生予防と早期治療・相談体制の確立	① 母親学級等を通じ健全な妊娠生活と健やかな子育ての普及啓発	保健福祉課
	② 各種健診の充実による障害の早期発見、早期療育相談、早期治療の促進	〃
	③ 広域との連携などによる、機能回復訓練、職業訓練体制の整備	〃
	④ 重度心身障害者医療費助成制度の周知	〃
(2) 保健・福祉・生活支援サービスの充実	① 障害種別ごとに提供されてきた福祉サービスや地域生活支援事業などの一元的な提供体制の確保に向けた「障害福祉計画」を含む「片品村保健・福祉総合計画」の策定	保健福祉課
	② 障害者総合支援法等の情報提供や相談体制の強化、ホームヘルパー派遣やデイサービス、短期入所などの在宅サービスの充実	〃
	③ 個々の対象者に応じたサービスの調整を行うケアマネジメント体制の整備	〃
	④ 常時介護が必要な障害のある人の日常生活の安定を確保するため、広域の調整のもとにサービスの整備・充実	〃
	⑤ 障害福祉サービス、補装具の交付・修理、日常生活用具の給付など、福祉制度の周知と活用の促進	〃

(3) 自立 と社会参 加の促進	① 発達障害を含めた、障害児の進路相談体制の充実と保育所・学校の連 携強化、施設のバリアフリー化、特別支援教育の充実	保健福祉課・ 教育委員会
	② 学校における福祉教育や地域での研修・啓発、地域社会との交流機会 の拡充による、障害のある人に対する村民の理解の促進	〃
	③ 広域的な連携による福祉作業所や村内外の事業所など雇用の場の確保 と、就労相談体制の整備、職業訓練機会の充実	保健福祉課
	④ 障害者仕様の住宅の改築に関する相談と情報提供、住宅改善のための 費用助成など、安心して暮らせる住まいづくりの支援	〃
	⑤ 点訳や手話などの意思疎通支援者の養成とコミュニケーションや外出 支援などのボランティア活動の促進	〃
	⑥ 災害時や急病時に緊急対応が必要な障害者（児）名簿の作成、地域福 祉体制の整備と民生委員児童委員などとの連携強化、緊急通報システム の導入の検討	〃
	⑦ 障害者同士の交流やスポーツ・レクリエーション活動、地域社会との 交流、ボランティア活動などへの参加機会の充実	〃
	⑧ 移送サービスの整備、公共交通機関の割引制度などの周知・普及など、 障害者（児）が外出しやすいむらづくり	〃
	⑨ 福祉施設入所者の地域生活への移行の支援と利根沼田圏域での地域生 活支援拠点の整備	〃
	⑩ 障害者の権利擁護、福祉サービスの適正な利用などを保証する日常生 活自立支援事業や地域移行支援事業、成年後見制度の周知	〃
	⑪ 身体障害者の会、知的障害者や精神障害者の親の会など障害者関係団 体との連携とその支援	〃

2-2-5 低所得者福祉

現状と課題

本村の平成 27 年(2015 年)4 月現在の生活保護適用世帯は 4 世帯で、受給者が高齢になっていることや障害・傷病者による世帯の減少により、被保護世帯は減少傾向にあります。一方、高齢化や格差拡大、離婚などにより生活困窮者は増加傾向にあり相談件数は増えてきていますが、新規での認定は、非常に厳しい認定要件があるため保護の適用につなげていないのが現状です。

今後は、民生委員や関係機関との連携を密にして、雇用機会の確保などにより経済的自立を促進するとともに、生活相談・指導の充実と自立を支援するための援護施策の適切な運用が求められます。

基本方針

病気、高齢化、離婚などにより経済困難に陥った村民に対して、生活保護の適正な運用を図るとともに、相談・指導や就労支援の充実などを図ります。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 援護サービスの充実	① 民生委員や関係機関と連携した、援護を必要とする世帯の実態とニーズの的確な把握による生活保護制度の適正な運用	保健福祉課
	② 生活福祉資金貸付など各種制度資金の周知徹底と、更生・就学・住宅などにおける有効活用の促進	〃
	③ 共同募金・歳末たすけあい運動などの支援	〃
(2) 自立の支援	① 公共職業安定所などとの連携による、就業の指導・能力開発と求人情報の提供、雇用の場の創造・確保	むらづくり観光課
	② 民生委員や地域住民、ボランティアの協力による、相談・指導活動の充実	保健福祉課
	③ 多様化する相談・指導内容に対応できる専門的知識をもった職員の養成と相談体制の充実	〃

2-2-6 勤労者福祉

現状と課題

製造業の海外移転や派遣労働の拡大などにより、若者が安定的な職につきにくくなり、若者のパート・アルバイトやフリーターやニートは241万人（働く意志のある15～35歳の12.5%）にもものぼり、いったん離職した中高年や女性の再就職が困難な状況にあります。このままでは、少子化の加速化など、社会保険制度や税収などにも重大な影響を与えることが懸念されます。また、長時間労働が常態化するなど、労働環境は一段と厳しくなっています。

本村は、観光と農業が主要産業ですが観光客数は平成4年（1992年）以降、宿泊者数は平成9年（1997年）以降減少し、農業も平成12年（2000年）以降売上額が減少しています。

今後は、若者や女性、退職者や高齢者の職業能力の開発や就労への支援とともに、勤労者福祉の充実の促進が求められます。

基本方針

勤労者の村内への定住に向けて、企業・事業者と連携し、安定的な雇用や労働条件の向上、就労環境の改善や福利厚生の実施を図ります。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 勤労者の雇用の促進	① 公共職業安定所との連携による求人情報提供や労働相談・雇用相談の充実	むらづくり観光課
	② 県の職業訓練施設、民間企業との連携による就業体験機会の充実	〃
	③ 特別基金事業等を積極的に活用し雇用の機会の充実	〃
(2) 勤労者の福祉の向上	① 労働者保護に関する法定基準や各種制度の周知	むらづくり観光課

2-3 社会保険

2-3-1 健康保険・介護保険・国民年金

現状と課題

本村の平成 26 年度(2014 年度)末の国民健康保険の加入世帯は 947 件、加入率 43.0%、収納率 94.6%、総費用額約 7.3 億円です。生活習慣病や高齢化による医療費の増大に対応するため、平成 20 年度(2008 年度)から 75 才以上の高齢者を対象とする後期高齢者医療制度がスタートしました。医療費が増える一方、低所得者の加入率が増加してきており、国保財政の健全化と円滑な制度運営が課題となっています。

また、高齢者介護を社会全体で支えるため、平成 12 年(2000 年)から始まった介護保険制度は、利用者の大幅な増大のため、平成 18 年度(2006 年度)から介護予防を重視した制度へと変更され、平成 26 年(2014 年)には介護保険法の改正を行い、「自助・互助・共助・公助」の「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

保険税の収納率の向上に努め、国・県の負担金・補助金の率の増加を要望するとともに、医療費と介護費用の適正化のため、生活習慣病予防や介護予防への積極的な取組みとともに、医療から介護、施設から在宅への移行を進める必要があります。

昭和 61 年(1986 年)に新年金制度として再出発した国民年金制度は、農林業やサービス業などの自営業者やその家族、従業員を対象に、健全な生活を保障するために確立されてきました。しかしながら、高齢化による受給世代が増大する一方、生産年齢人口の減少と未加入者の増加による実質的な納付率は 41%となり、危機的な状況であります。

今後は、年金記録問題への国の対応状況を注視しつつ広報活動等により年金制度の PR や啓発に努める必要があります。

基本方針

国民健康保険制度・介護保険制度・後期高齢者医療制度が長期的に安定するよう、生活習慣病や介護予防の推進、医療費や介護費用の適正化を図り、情報提供や相談体制の充実などにより、加入・納付を促進します。また、年金制度の安定化に向けて、国民年金の加入を促進します。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度の啓発と収納確保	① 国民健康保険制度・介護保険制度・後期高齢者医療制度への啓発と加入の促進	住民課・保健福祉課
	② 正確な被保険者の所得把握と適正な保険税の賦課	〃
	③ 未納者の実態把握と相談業務の充実、収納体制の強化による収納率の向上	〃
	④ 退職被保険者の把握と退職者医療制度の適用の勧奨	保健福祉課
	⑤ 生活習慣病改善のための保健予防の強化	〃

(2) 国民年金制度のPRの強化	① 村広報紙、回覧、パンフレット、ホームページなどによる年齢層に応じた年金制度のPRと加入促進対策の強化 ② 公的年金制度の取組み状況についての情報提供	住民課 ”
------------------	---	----------

第3章 教育・文化：豊かな心を育むために

次代の村を担う子どもたちがたくましく生きる力を育む教育の充実を図るとともに、生涯を通して学び、感動や楽しみにあふれた、心豊かで元気なむらづくりを進めます。

教育・文化：豊かな心を育むために

- 3-1 生涯学習
- 3-2 文化・スポーツ

3-1 生涯学習

3-1-1 学校教育

現状と課題

企業の若者の雇用抑制やリストラ、産業の国際化により、わが国は2極化社会に移行してきており、そのような中で、全ての子どもたちが将来への夢を持ち、たくましく生きる力を身につける教育が求められています。

本村の小学校数は4校でしたが、平成28年度(2016年度)に片品小学校1校に統合して建て替え、学級数7、児童数173人、新入児童は29人の予定です。中学校数は1校で、学級数7、生徒数は127人の予定です。

平成23年に「片品村教育振興基本計画」(前期：平成23～27年)を定め、「楽しく学び、明るく鍛えあい、豊かな心を育む片品教育」を目標として教育を進めており、後期基本計画(平成28～32年)では、1村1小・1中学校の体制で、将来の片品を担う個性的な小中一貫教育を進めていくことが課題です。

基本方針

地域への誇り、学ぶ意欲や確かな学力、創造力やコミュニケーション能力、豊かな心と健やかな身体、国際理解や語学力など「人間としてたくましく生きる力」を育む、片品らしい小中一貫教育の充実を図るとともに、教育施設・設備の充実、尾瀬高校との中高一貫教育の充実、教職員の資質及び指導力の向上を支援していきます。また、放課後等の学校を子どもの遊び場や生涯学習施設として活用を図ります。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 幼児教育の推進	① 親への学習機会の提供による家庭教育の充実と子育てグループ活動の促進・支援 ② 小学校と連携した保育所での就学前教育の充実と幼保一元化の検討	教育委員会・保健福祉課 "

(2) 教育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 知的な興味や学ぶ意欲を高める授業、将来の生活や仕事につながる授業、読書活動の充実、尾瀬学校など、「知ることを学ぶ」「為すことを学ぶ」授業の推進 ② 一人ひとりの多面的な能力や個性を認め、ほめて伸ばす自尊・自立教育の推進 ③ 地域の歴史・伝統文化やスポーツ、自然、産業などを活かした次代のむらづくりを担う郷土理解教育や人権教育など「共に生きることを学ぶ」体験教育の推進 ④ 情報機器の活用と意見発表や議論の機会の充実など、情報収集・編集・発信・コミュニケーション能力の向上 ⑤ 国際観光時代に向けたA L T（外国語指導助手）による語学教育や国際理解教育、国際交流機会の推進と充実 ⑥ 障害のある子どもへの多様な就学の場の提供と環境の整備 ⑦ 研究校指定、教育研究会の自主研究活動、研修など、教職員の資質と指導力の向上 ⑧ 環境教育、職業体験、スポーツなどへの民間講師の導入（マイタウンティーチャーや学校支援センターなど） ⑨ 中高一貫教育の充実のため尾瀬高校との交流事業や自然観察会等の開催及び支援 	<p>教育委員会</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
(3) 健康・体力の増進と心の教育、安全教育	<ul style="list-style-type: none"> ① 家庭における「早寝・早起き・朝ごはん」の徹底 ② 片品の伝統食などを学校給食へ採り入れることや、農業体験などによる食育・食農教育の推進 ③ 体を動かす楽しさや多様な運動の体験による、スポーツ習慣の確立と体力づくり ④ 挨拶の徹底やクラスづくり、クラブ活動や部活動、学校行事での異年齢交流などによる仲間づくりを通し共に生きる力の向上 ⑤ 「いじめ」や「不登校」などのないクラスづくりや相談・指導体制の充実 ⑥ 障害児との統合教育の推進 ⑦ 地域福祉活動への参加や環境への取組みなど、ボランティア教育の推進 ⑧ 学校での災害や登下校時などの交通事故・犯罪から、自らの安全を自らが守る教育の推進 ⑨ 放課後や夏季休業中などの子どもたちの居場所づくりの「かたしな子ども学校」の充実 	<p>教育委員会 教育委員会・ 農林建設課</p> <p>教育委員会</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>教育委員会・ 保健福祉課等 教育委員会</p> <p>〃</p>
(4) 教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域の防災拠点となる体育館や校舎などの耐震性の向上と防災設備の充実 ② 校舎や体育館、プール、学校給食センター、パソコンやソフトなど、教育施設・教育機器の計画的な修繕と整備 ③ 障害児の受け入れや、地域の高齢者・障害者の利用に対応した、学校のバリアフリー化の推進 ④ 学校図書室の充実と各クラスへの情報機器・ソフトの充実 ⑤ スクールバスの活用 ⑥ 奨学金の充実 	<p>教育委員会・ 総務課 教育委員会</p> <p>教育委員会・ 総務課 教育委員会 教育委員会・ むらづくり 観光課 教育委員会</p>
(5) 学校と地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ① 悩みをもつ児童・生徒や保護者への相談・指導の充実 ② 学校行事への協力や研修会等の参加を通じた、学校と家庭・地域の教育力の向上 ③ 放課後や休日の児童・生徒の遊び場・居場所、生涯学習の拠点として、学校を積極的に地域に開放 ④ 学校情報提供の充実とP T A・学校評議員・学校関係者評価委員との連携・協力 ⑤ 片品村総合産業文化展や文化センターでの映画会、尾瀬文学賞俳句大会などへの児童・生徒の参加 	<p>教育委員会</p> <p>〃</p> <p>教育委員会・ 保健福祉課 教育委員会</p> <p>〃</p>

3-1-2 社会教育

現状と課題

国際的な観光や交流の時代と高度情報化の時代を迎え、オンリーワンの観光資源や新商品・サービスの開発、若者雇用の安定化、住民のむらづくり活動の活発化など、様々な地域課題の解決に取組み、心豊かな生活を楽しむことが求められています。また、子育てに不安を持つ保護者の学習機会や子どもどうしの遊び、交流、自然体験、生産・生活体験など、親子の教育の充実が求められています。

本村では、中央公民館や片品村文化センターを利用し、様々な講座や自主グループ活動、講習会やコンサート、文化祭などが開かれています。また中央公民館に併設されている図書室は、県の移動図書事業と連携し図書の貸し出しを行っています。

今後は、子どもの自立に向けた体験機会の充実や若者・女性の職業能力の向上、若者の自主的な活動への支援、地域産業活性化に向けた研究活動、国際理解・外国語学習など、豊かな心を育む重点的な取組みが求められるとともに、中央公民館・図書室など、高度情報社会に対応した設備の充実と施設の更新が望まれます。

基本方針

だれでも、いつでも、どこでも学べる生涯学習社会の実現にむけ、若者や女性の職業能力の向上や語学学習の支援を通して社会教育の向上を図ると共に知識や能力の向上や、国際理解・語学学習を支援するとともに、片品村文化センターや公民館の活用、学校の開放、指導体制の充実などにより、自主学習グループ活動の充実を図ります。特に、自主的なイベントや祭り、文化・スポーツ活動など、青少年が地域で活躍できるよう支援します。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 生涯学習推進体制の整備	① 生涯学習推進協議会の活性化と教育委員会を中心に各課が連携した、子どもから高齢者まで、学校、家庭、地域の相互協力による、総合的な生涯学習推進体制の整備	教育委員会・関係各課
	② 趣味やスポーツ・レクリエーション活動の自主的な地域クラブ活動への移行と、子どもや若者の自立に向けた人づくり、国際観光や特産品づくりなど産業活性化に向けた学習活動の推進	〃
	③ 指導者研修事業の拡充による生涯学習指導者の育成や生涯学習ボランティアの促進	教育委員会
	④ 県や近隣市町村と連携した、幅広い学習情報の収集・提供と生涯学習相談体制の充実	〃
	⑤ 小中学校や尾瀬高校など、地域と学校の協働による取組みの推進	〃
	⑥ 利根沼田文化会館・視聴覚ライブラリーとの連携	〃
	⑦ 生涯学習施設として学校施設（校庭、体育館等）の開放と利用促進	〃
	⑧ 個人・少人数、夜間の利用など、公民館や各地区の集会所など生涯学習施設の利用機能の拡充	〃
	⑨ 生涯学習の拠点となる生涯学習施設の整備推進	〃

<p>(2) 社会教育の充実</p>	<p>① 子どもの体験活動や若者・女性の職業能力向上・起業に向けた学習・研究活動の支援</p> <p>② 関係各課との連携による住民のむらづくり活動に向けた学習・研究活動の支援（健康、介護、人権、男女共同参画、環境、生涯学習、新生活、ボランティア活動など）</p> <p>③ 関係各課との連携による地域産業活性化に向けた学習・研究活動（パソコン教室や起業塾、国際理解・語学学習など）の支援</p> <p>④ 生涯学習の成果や豊かな知識、技術、知恵を活かせるボランティア活動や発表・展示のための環境整備</p> <p>⑤ 学習機会、団体・グループ（サークルやクラブ）、施設、指導者、広域や県生涯学習センターでのイベントなどの情報の収集とホームページ等での広報の充実</p> <p>⑥ 図書室蔵書の充実や土、日の開館、ボランティアによる図書館活動などの充実</p>	<p>教育委員会</p> <p>教育委員会・関係各課</p> <p>〃</p> <p>教育委員会</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
<p>(3) 家庭や地域の教育力の向上と子どもや若者の自立支援</p>	<p>① 家庭の教育力の充実に向けた支援（家庭行事、遊び、生活習慣やしつけ、健康など子育て講座、読書習慣の促進など）</p> <p>② 地域の教育力の充実に向けた支援（子ども会活動やスポーツ少年団、地域での多様な体験活動など）</p> <p>③ 「かたしな子ども学校」事業による子どもの安全な居場所づくりの支援及び地域ボランティアによる学校の教育活動への支援の充実</p> <p>④ 交通事故や犯罪被害などの防止に向けた各地域で子どもを見守る取組みの促進</p> <p>⑤ 各地域での子どもたちの自立に向けたキャンプや職業体験などの機会づくりの支援</p> <p>⑥ 若者の自主的な交流やイベント、学習活動、むらづくり活動やボランティア活動、祭りや地域行事、研修や国際交流などの支援</p> <p>⑦ 片品村PTA連絡協議会、子ども会育成会連絡協議会、青少年健全育成中央会議、青少年育成推進員連絡協議会との連携による青少年健全育成の推進</p> <p>⑧ 青少年の活動をアドバイスする指導者の育成</p> <p>⑨ 青少年や家庭に対する情報提供と相談体制の整備</p>	<p>教育委員会</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>

3-2 文化・スポーツ

3-2-1 文化・芸術

現状と課題

本村には、全国でも珍しい猿追い祭りやつめっこ祭り（花咲）、にぎりっくら祭り（越本）、金精信仰（東小川）、十二講、祇園祭りなどの神祭りや、花火大会、盆踊り大会、尾瀬太鼓発表会などさまざまな文化イベントが行われています。また、文化財は、国指定の特別天然記念物・尾瀬、日本遺産「かかあ天下ーぐんまの絹物語ー」、重要無形文化財・猿追い祭り、重要文化財・丸沼ダムのほか、県指定の天然記念物5、重要文化財1、村指定の天然記念物22、重要文化財10、重要石造物文化財12、無形文化財4、史跡2があります。そして住民による片品村文化協会（11部）と生涯学習グループ（15）が活発な活動を続けるとともに、片品村文化センターなどを利用して、村や文化団体が主催するコンサートや映画祭、おやお劇場、総合産業文化展、講演会などが行われています。さらに、工芸家や芸術家のU I ターン（帰郷や移住）もみられ、イベントなども行われています。

今後は、これらの歴史・文化を受け継ぎ、村民の交流の場・楽しみ・誇りとしていくとともに、観光資源として活用、情報発信していくことが課題です。また、子どもから大人まで村民が気軽に文化・芸術にふれ、楽しめるむらづくりが求められます。

基本方針

村民が日常的に歴史・文化に親しむ、心豊かなむらづくりに向けて、伝統行事や伝統芸能、生活・産業文化、史跡・文化財などの掘り起こしと保存・継承・活用に努めるとともに、村民の自主的な創作活動への支援を充実し、交流人口の拡大にもつなげます。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 祭りや伝統行事、文化財などの保存と継承	① 猿追い祭り、つめっこ祭り、にぎりっくら祭り、金精信仰、十二講、祇園祭り、禹王の碑などの保存・伝承と、世代間交流、郷土教育などへの活用、地域間交流の推進、国際観光資源としての活用	教育委員会・むらづくり観光課
	② 盆踊り大会、花火大会、越本御神火祭などの行事への協力	〃
	③ 尾瀬太鼓愛好会など、新しい片品村の郷土芸能の発掘と継承・発展	〃
	④ 村内に点在する重要文化財や天然記念物の保存と史跡めぐりイベント、「歴史散歩道」整備などによる活用	教育委員会
	⑤ 文化財・史跡に対する村民の意識向上、文化財調査委員などによる調査、発掘・保存・整備の推進	〃
	⑥ 国際観光や歴史文化探訪観光に対応したガイドボランティアの育成	〃・むらづくり観光課

(2) 文化・芸術活動への支援	① 多様な地域クラブ活動（自主サークル）の活発化と、文化・芸術を楽しむ、創造するむらづくり ② 文化協会など文化団体活動の支援、活動の広報や成果の発表の場の提供、他市町村や外国との文化交流の支援 ③ 住民団体や村主催の講演会、コンサート、映画会、演劇公演、総合産業文化展などの充実と、片品村文化センターの活用促進への支援 ④ 尾瀬の郷エリア整備に連携した美術館や写真館などの整備、小暮真望ギャラリー（花咲の湯）や戸倉の「尾瀬ぶらり館」の活用 ⑤ ボランティアの協力による片品村文化センターの活動内容の充実	教育委員会 〃 教育委員会・農林建設課 むらづくり観光課・教育委員会 教育委員会
-----------------	--	--



猿追い祭り

3-2-2 スポーツ・レクリエーション

現状と課題

健康志向が高まり、スポーツ・レクリエーション活動に関心を持つ人が増える一方、子どもや若者の野外遊びやスポーツ離れによる生活習慣病や体力低下が心配されます。

本村には、スキー場 5、テニスコート 372、体育館 27、ゴルフ場 1、サッカーグラウンド 23 など民間のスポーツ観光施設が数多くあるほか、村の施設としては、スキー場 1、村民グラウンド 1、体育館 3（花咲・越本・東小川）、広場 2（山村、ふれあい）、ジャンプ台 2（ノーマルヒル・スモールヒル）、弓道場 1 などがあり、学校体育施設も活用されています。スポーツ団体としては、体育協会のもとに、種目別に 19 競技団体、8 支部、スポーツ少年団 6 団体があるほか、スポーツ推進委員 15 人などがあります。区対抗のスポーツ大会として、村民運動会、グラウンドゴルフ、ソフトボール、ゴルフ、野球、スキーが行われています。また、数多くの施設を活用してスキー観光や全国的なスポーツ大会、合宿などに広く利用されています。

今後は、健康づくりへの関心の高まりがみられる中で、ウォーキングなどの有酸素運動への取り組みを進めるとともに、いつでも気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーションの機会と場の維持・整備、四季を通じたスポーツ観光の促進が求められています。また、地区への負担の多いスポーツ大会などの整理検討や老朽化によるスポーツ施設の整備などが求められます。

基本方針

誰もが生涯を通じてスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるよう、健康増進のためのプログラムの充実や施設・設備の充実を図るとともに、スポーツクラブの充実、指導者の育成やスポーツ教室・スポーツイベントの開催などに努めます。また、高地環境を活かした各種スポーツ合宿の受け入れを促進します。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 健康スポーツの振興	① 生活習慣病の予防や高齢者の寝たきり・認知症予防に向けた、「30分ウォーキングやサイクリング」「歩くスキー」などの有酸素運動の推進 ② 健康づくりスポーツ活動の指導者の育成とウォーキング・イベントなどの推進 ③ 放課後の学校の利用などによる、運動不足の子どもが身体を動かす外遊びの機会の充実 ④ 生涯スポーツの普及・定着に向けた、誰でも気軽に参加できるニュースポーツなどの各種のスポーツ教室やイベントの開催と情報の提供、指導者・スポーツボランティアの確保・育成 ⑤ 各種スポーツ施設を活用したスポーツ合宿やイベントなどの受け入れ	教育委員会・保健福祉課 〃 教育委員会 〃 〃・むらづくり観光課
(2) 競技スポーツ活動への支援	① 体育協会各競技団体やスポーツ推進委員、スポーツ少年団、公共体育施設開放運営委員会などの活動の支援 ② スポーツ大会の誘致と支援 ③ 区対抗行事や各種スポーツ大会開催の支援	教育委員会 〃 〃
(3) スポーツ・レク	① 既存の体育館などのスポーツ施設の維持・修繕と施設の整理、総合運動場整備の検討	教育委員会

リエーション施設の維持・整備	② 学校施設（グラウンド、体育館等）の地域開放と村民の利用促進 ③ 学校体育施設を含む公共体育施設の管理体制、利用手続きの見直しなど、村民などの有効活用に向けた運営面での改善 ④ 身近なウォーキングコースの整備と観光客を含めた利用の促進 ⑤ レクリエーション施設の維持・修繕及び施設利用の有料化の検討	教育委員会 〃 〃・むらづくり観光課 教育委員会
----------------	---	-----------------------------------



村民運動会

第4章 環境・安全：快適で安全な生活のために

尾瀬湿原を始め、美しい花にあふれた自然の中で、持続的発展が可能な、快適で安全、便利な暮らしを進めます。

環境・安全：快適で安全な生活のために	4-1	生活環境
	4-2	生活安全
	4-3	地域基盤
	4-4	情報・エネルギー

4-1 生活環境

4-1-1 自然環境

現状と課題

本村は、尾瀬国立公園と日光国立公園の2つの国立公園を有し、尾瀬国立公園（37,200ha）はラムサール条約の湿地に登録されるなど、今後、世界の人々を魅了する美しい自然の保護と外国人観光客の受入れ体制の整備が求められます。

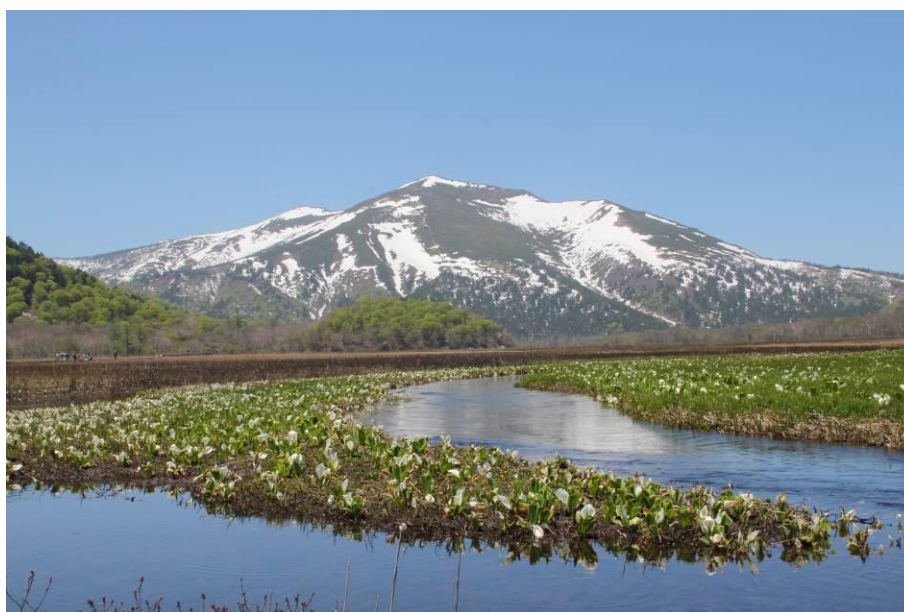
平成の名水百選に認定された水源地域である本村では、森林保全のための植林や育成、治山工事や河川整備とともに、公共下水道や農業集落排水事業、合併処理浄化槽の整備が進められ、河川の水質保全に努めています。また、尾瀬清掃や河川・道路清掃、登山道の維持補修、ザゼンソウ群落地や水芭蕉の保護・整備などを行うとともに、民間開発では土地開発事業指導要綱による指導を行っています。自然環境への関心が高まっている現在、尾瀬を有する本村は自然を保護・活用する全国の先進地域として、村民とともに取組みを先導していくことが求められます。

基本方針

環境学習の充実や清掃美化活動など環境ボランティア活動の充実を図りながら、貴重な尾瀬湿原や森林・河川湖沼の保全と活用、排水対策の推進、自然に配慮した河川や道路の整備、適正な土地利用の誘導などに取組みます。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 自然環境の保全と活用	① 学校教育や社会教育での自然環境保全意識の啓発 ② 尾瀬国立公園と日光国立公園に指定されている特別保護地区、特別地域、普通地区のそれぞれの法の遵守による開発の規制と貴重な自然（動植物）の保全と活用 ③ 白根山・武尊山でのゴミの持ち帰り運動、登山道の維持修繕・整備の継続、シラネアオイなどの高山植物の植生回復と植生保護、ブナ林、レンゲツツジなどの美しい自然の保全などの継続 ④ 尾瀬保護財団などとの連携による尾瀬でのゴミの持ち帰り運動、婦人会の尾瀬清掃、湿原の植生回復事業、尾瀬の富栄養化の防止、尾瀬交通対策連絡協議会・尾瀬美化愛護協会などの尾瀬の自然保護活動の継続 ⑤ 森林の公益的機能を高めるため、計画的な植林・育成と開発規制などによる自然林の保全 ⑥ 国土利用計画にもとづく適正な土地利用の誘導と、農業委員会による適正な農地利用の促進 ⑦ 生活排水の適正処理、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の整備による排水対策の推進、農薬・肥料の適正使用、ごみの不法投棄防止、温泉利用の適性化などによる片品川などの汚染防止と水質保全 ⑧ 河川清掃、道路清掃など村民活動の推進	教育委員会・むらづくり観光課 むらづくり観光課 〃 むらづくり観光課・教育委員会 農林建設課 むらづくり観光課・農林建設課 農林建設課 むらづくり観光課 農林建設課 農林建設課
(2) 自然とのふれあいの促進	① 森林や河川、名水百選の湧水などとふれあう自然体験学習の推進 ② 自然体験の指導者の育成と受入れ体制の整備 ③ 水辺のバーベキューやキャンプ、カヌー、溪流釣りなどの川遊びのできる、親水レクリエーション環境整備の推進 ④ 散策、森林浴、自然学習、自然体験、キャンプなどのできる森林の整備 ⑤ ミズバショウ・ザゼンソウ群生地などの保護と利用の促進 ⑥ 尾瀬ビジョン「みんなの尾瀬をみんなで守りみんなで楽しむ」に基づく身障者等の利用の促進	農林建設課 〃 〃 〃 むらづくり観光課 〃



尾瀬ヶ原

4-1-2 景観

現状と課題

美しい自然景観にふれ、ゆっくりと時間を過ごしたいという時代に入り、景観整備は村民生活や特に国際観光にとって大きな課題となってきました。

本村は3つの谷間の、片品川、小川、塗川などの河川沿いに集落が形成されています。そして、尾瀬、丸沼、武尊などの自然景勝地やスキー場、温泉など、自然を活かした観光が行われています。

河川は片品川など床固め整備が進められています。尾瀬をはじめ、ごみ持ち帰り運動等が全体に定着してきており、「花の谷景観計画」を受けた各地区での花苗や看板整備などの取組みにより、道路景観や集落景観は一層美しくなってきました。

今後は、ゴミの不法投棄防止や河川の清掃、道路脇の景観間伐の促進、地区毎の特色のある花づくりや自然と調和した看板づくりなど、村民とともに美しいむらづくりを進める必要があります。

基本方針

「花の谷景観計画」に基づき、自然景観や集落景観などの保全、道路などの景観整備、花いっぱい運動の継続や屋外広告物の規制、農村景観の保全、重要建造物の保全など、村民と一体となって美しいむらづくりを進めます。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 花の谷づくりの推進	① 国際観光時代に対応した花の谷づくりを目指し、花いっぱい運動の継続と地元で自生している花など地域の特徴を生かした取組み	むらづくり観光課
	② 花の種取りや球根・宿根草・花木を村民どうして譲り合うなど創意工夫による花いっぱい運動の推進	〃
	③ 学校教育や社会教育での景観デザイン学習の推進	教育委員会
	④ 景観に対する情報提供、交流体制整備の支援など、「花の谷景観計画」・「花の谷景観条例」に基づく景観づくりの推進	むらづくり観光課
	⑤ 各地区で景観を考え、実行できる専門組織の創設の促進	〃
	⑥ 景観法に基づく景観規制と誘導の検討	〃
(2) 自然景観の保全	① 尾瀬・丸沼・武尊などの片品を代表する自然景観の保全	むらづくり観光課
	② 沿道の人工林の景観間伐と遊休農地の有効活用など田園景観の保全・創造	むらづくり観光課 ・農林建設課
(3) 家並み景観の保全と創造	① 自然景観に溶け込んだ伝統的な集落景観の保全と創造	むらづくり観光課
	② 屋外広告物の規制や美観に配慮した建築物などの推進	〃
	③ 公共・公益施設の緑化、集落の一斉清掃や整理整頓・不要物の廃棄などの促進	むらづくり観光課 ・農林建設課
	④ 国際観光時代に対応した、自然と調和したわかりやすく美しいサイン施設（案内板等）の設置	むらづくり観光課
	⑤ 自然や伝統的な集落景観に調和したデザインの公共建築物の整備と、民間建築物のデザインの誘導	〃
	⑥ 優れた山村景観を顕彰し、広める景観写真展の開催と片品景観百選の検討	〃

4-1-3 住宅・住宅地

現状と課題

本村では、昭和 62 年(1987 年)までに村営住宅 5 棟 20 戸を建設しています。一方、鎌田地区には民間アパートができており、賃貸住宅へのニーズは高いものと予想されます。

今後は、若者の定住や団塊世代などの U・I ターンを促進するために、住宅地や民間賃貸住宅の整備を促進するとともに、住宅・住環境の安全性・快適性の確保、まち並み・集落景観の整備、高齢者仕様の住宅の普及、空き家情報の提供などが求められます。

基本方針

若者の定住や退職者の帰郷、田舎暮らし希望者の受入れのために、住宅や宅地の供給に努めるとともに、高齢者が生活しやすい住宅などの整備・普及に努めます。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 若者の定住環境の整備	① 若者の定住、U・I ターンのための、住宅の整備と宅地・賃貸住宅などの情報提供 ② 村営住宅の維持・活用 ③ 空き家情報の収集、情報提供と相談業務	むらづくり観光課 ・農林建設課 農林建設課 むらづくり観光課
(2) 良好な住宅・住環境の整備	① 生活道路、下水道（公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽）など、住環境の整備 ② 土砂災害や地震災害、白根山火山災害（降雪・豪雨との複合災害を含む）などに安全な住宅・住環境の整備 ③ 地域の気候・風土にあった、地域の木材を使った住宅建設の促進 ④ 環境や省エネルギーに配慮した環境共生住宅・高耐久性住宅・高断熱住宅の普及促進 ⑤ 情報提供や相談窓口の設置などによる高齢者仕様の住宅の普及促進 ⑥ 介護保険制度の住宅改修費、老人居室整備資金貸付事業、障害者住宅整備資金貸付事業などの活用による誰もが住みやすいユニバーサルデザインの家づくりの促進 ⑦ 危険廃屋解体への補助などの支援の検討	農林建設課 " " " " 農林建設課・ 保健福祉課 農林建設課

4-1-4 公園・広場・緑地

現状と課題

本村は自然豊かな環境ですが、身近な子どもの遊び場、若者やファミリーの交流、中高年の憩いと交流、健康づくりの場として、またスポーツ・レクリエーション活動や観光客の休憩などの場として、多様な公園・広場・緑地の整備が求められています。

本村には、村中心地の寄居山公園と花の谷公園、尾瀬大橋公園、遊歩道で結ばれた片品川沿いの片品公園・村民運動場が整備され、越本地区には運動広場（山村広場）と水芭蕉の森、花咲地区には背嶺ポケットパークが整備されています。

今後は、村民との協働による公園の効率的な維持・管理と有効活用、河川沿いの親水空間の活用などが課題です。

基本方針

公園や広場・緑地の整備と維持・活用を図るとともに、河川や里山などで親子が遊べる魅力ある環境の整備を図ります。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 公園・広場・緑地の維持・活用	① 村民の身近な遊び・憩い・交流・運動の場となる公園の維持・整備 ② 村民による公園・広場・緑地や身近な里山や河川などを活用した子ども集団遊びなどの機会づくりの促進と公園管理・活用の促進	農林建設課 〃
(2) 親水公園や里山緑地の整備	① 河川整備と並行した、若者やファミリー、観光客などの交流の場となるバーベキュー広場や親水公園の整備促進 ② 景観間伐とあわせた里山の有効活用の検討 ③ 水芭蕉の森の有効活用 ④ 尾瀬の郷エリアにおいて観光客にも魅力ある子どもの遊び場を整備	農林建設課・むらづくり観光課 〃 むらづくり観光課 農林建設課・むらづくり観光課

4-1-5 水道

現状と課題

平成 20 年に環境省より平成の名水百選として「尾瀬の郷片品湧水群」が認定されるなど、清涼な湧水に恵まれた本村では、湧水を水源として昭和 12 年(2000 年)に鎌田地区に簡易水道を整備し、戦後の昭和 24 年(1949 年)には組合営による水道を設置し、昭和 43 年(1968 年)には村に移管、昭和 49 年(1969 年)には統合して第 2 簡易水道が発足しました。現在は中央、南部、栗生、針山、北部、戸倉の 6 簡易水道により水の供給を行っており、施設整備等により、年末年始などの水需要の最盛期の断水は解消されました。水道普及率は 99.0%(平成 27 年 4 月現在)で、1 戸当り年間使用量(専用水道等を除く)は、平成 26 年度(2014 年度)では 386 m³です。

今後は、限りある水資源の有効利用などとともに、施設の老朽化に伴う更新、整備と水道技術管理者となりうる人材の育成、使用料の滞納対策等が課題です。

基本方針

豊かな湧水の活用を図るとともに、未給水地区の解消、老朽施設の整備、効率的な運営と節水意識の向上に努めます。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 水資源の確保と供給体制の整備	① 水源地の水質の汚染防止と維持管理(老朽化している水源の改修と防護フェンスの更新と整備)	農林建設課
	② 老朽施設の更新、改修(導水管等)	〃
	③ 未給水地域の解消と計画的かつ効率的な簡易水道間の統合の検討、推進	〃
	④ 調査等による漏水箇所の特定制による安全、安心な給水と徴収率の向上	〃
	⑤ 鎌田・越本間の系統連絡管の検討、整備	〃
	⑥ 施設の耐震化と災害時の緊急給水体制の検討、整備(給水タンクの確保、応急復旧体制・相互応援体制の整備など)	〃
(2) 水の有効利用と水道事業の効率化	① 村民、事業所などへの節水意識の啓発と不要水などの有効利用	農林建設課
	② 豊かな湧水の活用検討	〃
	③ 現地確認、調査等による管路情報管理システムの正確性の向上	〃
	④ 使用料の滞納対策の検討、実施	〃
	⑤ 水道技術管理者となりうる人材の育成	〃

4-1-6 下水道

現状と課題

生活雑排水などによる河川の水質汚濁が問題となっており、生活環境の向上のためにも、下水道の整備は重要な課題です。本村では「片品村生活排水処理計画（H23～32）」に従い、「公共下水道事業（越本・土出・戸倉）」「農業集落排水事業（花咲・菅沼）」「合併浄化槽設置整備事業（区域外）」の3つの事業が行われており、平成26年度（2015年度）の生活排水処理率は43.6%です。

今後は、地域性や経済性など考慮し、適切な計画の見直しを図りながら、計画的・段階的な整備を進めるとともに、整備された5地区においては加入率の向上に努め、健全な経営を目指します。また、処理に伴い発生する汚泥の資源化を図り、循環型社会の構築を目標とします。

基本方針

片品川源流の村として清流の回復をめざし、生活排水処理計画に基づき、地域性や経済性を考慮しながら公共下水道、農業集落排水施設の維持管理、合併処理浄化槽の総合的な整備を進めるとともに、整備地区の加入率の向上や汚泥の活用などに努めます。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 生活排水処理計画の見直し	① 地域性及び経済性などを考慮し、村全体の生活排水処理を効果的・効率的に進めていくための生活排水処理計画の見直し	農林建設課
(2) 生活排水処理事業の推進	① 整備済み5地区での下水道加入の促進 ② 合併処理浄化槽の整備と、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の促進 ③ 浄化槽汚泥の片品村一般廃棄物処理計画に基づく処理と汚泥の資源化	農林建設課 " "

4-1-7 環境衛生

現状と課題

国では、平成 12 年度(2000 年度)を「循環型社会元年」と位置づけ、循環型社会形成推進基本法を中心に、各個別法を制定あるいは改正し、ごみの減量化・再利用・再資源化などを進めています。本村の平成 26 年(2014 年)の一人一日あたりの可燃ごみの排出量は 1,432g(可燃 1,244g、不燃 40g、資源 112g)で平成 21 年度(2005 年度)から減少しています。総排出量についても平成 26 年度 2,535t でここ数年減少傾向が続いています。また、し尿処理については、施設老朽化のため平成 21 年度より沼田市外二箇村清掃施設組合に委託し処理を行っています。公共下水道、合併浄化槽等の普及により片品川の水質は改善されつつありますが、加入率は 43.6%と低く今後の課題となっています。

今後は、循環型社会の形成に向けて、「不要なものは断る・購入しない(リフューズ)」、「ごみを減らす(リデュース)」、「再利用する(リユース)」、「資源として再生利用する(リサイクル)」の 4R の取組みを促進し、最終処分場の延命を図るとともに、し尿処理や地域環境保全の体制の維持、新興感染症対策などを進めます。

基本方針

一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの減量化・資源化・再利用と処理体制の維持に努めるとともに、し尿処理や環境美化の推進、新興感染症対策の推進を図ります。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) ごみの減量化・再利用・再生利用の促進	① ごみの減量化・適正処理などに向けた「一般廃棄物処理基本計画」の定期的な見直し	農林建設課
	② 学校教育・社会教育でのごみに関する学習の推進と広報活動の充実などによる循環型社会の意識の確立	教育委員会
	③ 環境への負荷の低い製品の利用(グリーン購入・グリーン調達)の促進	農林建設課
	④ 生ごみ処理機やコンポスター、EM菌などの普及促進	〃
	⑤ 地球にやさしい店舗づくりの推進による過剰包装の抑制やレジ袋の廃止	〃
	⑥ ごみの分別収集(資源、可燃、不燃、大型、有害等)の徹底と、分別収集品目拡大の検討	〃
	⑦ 家電製品や自動車など、リサイクルを義務付けられている個別物品の法にもとづいた廃棄処理の徹底	〃
	⑧ 大規模事業所に対する資源化計画等の作成の指導など、事業系ごみの減量化、資源化の推進	〃
	⑨ 尾瀬クリーンセンター・リサイクルプラザのリサイクル事業・ごみの減量化・資源化に取り組むための拠点施設化	〃
	⑩ 家庭ごみの有料化の検討	〃
(2) ごみ・し尿の処理体制の整備	① ごみの収集及び処理作業の安全性の確保	農林建設課
	② カン・ガラスびん・ペットボトル・紙パック・段ボール・新聞・雑誌類に加えて、その他プラスチック容器包装類(白色トレイなど)の分別収集及び処理方法についての検討と推進	〃
	③ 尾瀬クリーンセンターの延命及び群馬県一般廃棄物処理マスタープラン(広域化計画)に向けての検討	〃

	④ 平成 32 年(2020 年)年頃に満杯になると予測される最終処分場の新処分場の検討 ⑤ 尾瀬クリーンセンターのし尿・浄化槽汚泥の適正処理体制の維持及び広域化に向けての検討	” ”
(3) ごみの不法投棄の防止	① 不法投棄パトロールなど、河川、空き地、山林などへのごみの不法投棄の防止 ② 環境美化運動の促進（散乱ごみ・廃タイヤ・バッテリー・スキー用具等の回収）	農林建設課 ”
(4) 新たな衛生課題への対応	① 新興感染症の情報収集と広報、被害予防・拡大対策の推進 ② 院内感染や環境ホルモン ^{※1} 、シックハウス症候群 ^{※2} 、石綿被害、鳥インフルエンザなど、新たな環境衛生の課題の情報収集と広報、被害予防・拡大対策の推進	保健福祉課 ”



リサイクルされる（カン・ビン・ペットボトル など）

※1 環境ホルモン：ダイオキシンやDDTなど、内分泌かく乱作用が疑われる化学物質の通称で、生殖異常やがんなどが心配されています。

※2 シックハウス症候群：建材からでるホルムアルデヒドやダニ・細菌など、室内の空気汚染が原因で引き起こされる健康障害。

4-1-8 環境保全

現状と課題

地球温暖化による世界的な異常気象など、地球環境問題への国際的な取組みが求められるとともに、生活に潤いを与える身近な生活環境の保全が求められています。

本村においては、地球温暖化防止に向けて、省エネの取組みなどを進めるとともに、平成 23 年（2011 年）の福島第 1 原発事故による放射能汚染に対し、平成 24 年（2012 年）2 月に食品放射能測定器を導入し、国は片品村戸倉サブセンター・沼山峠休憩所前・尾瀬沼ヒュッテ前・見晴十字路付近へ可搬式放射線量測定器（Radi PA-1000）の「モニタリングポスト」を設置して監視を続けています。

今後は、人為的行為が自然環境に及ぼす影響を常に考えながら行動し、地域環境と地球環境の保全を図ることが求められます。

基本方針

温室効果ガスの排出抑制など地球環境の保全とともに、省エネルギーや身近な公害の防止に努めます。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 地球環境の保全	① 環境関連情報の提供、学校教育や社会教育での環境学習の推進、子どもエコクラブの育成、指導者育成などの支援	教育委員会
	② 村が行う事務・事業で排出される温室効果ガスの削減	農林建設課
	③ 温室効果ガス削減に向けた村民・事業者・行政が連携した組織づくりと地球温暖化防止活動推進員による普及啓発活動や地域の環境情報の収集	〃
	④ 自動車使用の抑制、省エネ、環境にやさしい商品の利用など温室効果ガス排出の削減や二酸化炭素を固定する人工林の保全の促進	〃
(2) 地域環境の保全	① 公害防止協定などによる、公害の発生予防	農林建設課
	② 公害の監視体制の充実などによる公害の発生予防	〃
	③ 国・県と連携し、放射線量の測定と、農産物や野生生物・茸・山菜などの食品への影響の監視と安全性についての啓発	〃
(3) 省エネルギーの促進	① 省エネ自動車の導入と自動車使用の抑制、LEDなど省エネ機器の利用、照明や冷暖房温度の適正管理、施設の複合化、高断熱仕様化など、村の省エネルギーの推進	農林建設課
	② 村の省エネルギー推進成果のPRにより、村民・事業者の省エネルギーへの取組みと促進	〃
	③ マイカー観光から公共交通観光への転換へ向けた受け入れ体制整備	むらづくり観光課
	④ 尾瀬の郷片品村の知名度を活かした地域新エネルギーの導入推進	〃

4-1-9 斎場・墓地

現状と課題

本村では、利根沼田広域市町村圏整備組合により整備された沼田聖苑を利用するとともに、墓地は寄居山公園近くの村営共同墓地と、既存の集落墓地を使っています。
 今後は、沼田聖苑の維持とともに、需給動向に対応した、村営墓地の整備が求められます。

基本方針

沼田聖苑の利用促進を図るとともに、今後の需給動向を把握しながら葬祭施設や村営墓地の整備を検討します。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 沼田聖苑の利用促進	① 利根沼田広域市町村圏整備組合により整備された沼田聖苑の村民利用の促進	住民課
	② 沼田聖苑の維持	〃
(2) 村営墓地の整備	① 既存村営墓地の清掃など、整備と管理の徹底	保健福祉課 〃

4-2 生活安全

4-2-1 消防・救急

現状と課題

本村の消防体制は利根沼田広域消防東消防署（沼田市利根町）の常備消防（19名）と片品村消防団（8分団 309名）による非常備消防で構成され、平成26年度（2014年度）では年間5件の消火活動と、2件（4日間）の捜索出動及び年間427件の救急出動を行ってきました。

旅館・民宿・ペンション・ホテルなど、219軒、約10,576人収容の宿泊施設が分散立地する観光地でもあり、消防水利や防火・避難体制の整備、防火訓練の啓蒙普及などを図るとともに、片品村消防団では、団員の確保、機材・装備の計画的整備、東消防署との緊密な連携による研修・訓練を行ってきました。救急業務は利根沼田広域消防東消防署で行っていますが、救急車が1台であり、越本に片品ヘリポートを整備し、搬送体制の強化を図るとともに、平成28年度（2016年度）にAED（自動体外式除細動器）を村内の体育館など8か所に設置し、救急講座による啓発を図りました。

今後は、広報などによる村民への防火意識の啓発、消火・防災訓練の充実を図るとともに、山林火災への対応、消防団員の確保と昼間の消防体制の整備、情報体制の強化、国際観光時代に対応した避難・救急対策などが課題です。

基本方針

利根沼田広域消防東消防署による広域消防・救急体制の整備とともに、村内の消防団と消防施設の整備・充実を図ります。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 消防体制の強化	① 利根沼田広域消防東消防署の整備・充実	総務課
	② 団員の確保など片品村消防団の強化と住民・事業所の初期消火体制の強化	〃
	③ 利用者や経営者の高齢化に対応した、旅館・民宿・ペンション・ホテルなどの宿泊施設の防火・初期消火・避難・救助体制の強化	〃
	④ 防火水槽、消火栓などの消防水利の補修や更新整備	〃
(2) 防火意識の高揚	① 広報活動や防火訓練などによる村民の防火意識の高揚と自主防火・防災体制の強化	総務課
	② 観光宿泊客・外国人観光客などへの防火思想の啓発と避難誘導體制の充実	〃・むらづくり観光課
(3) 救急体制の整備	① 村民・事業所への応急手当などの救急処置法の周知・拡大と公共施設や観光施設などへのAEDの配置	総務課
	② ひとり暮らし高齢者や夫婦のみ高齢者世帯への火災報知器・緊急通報装置などによる地域ぐるみの救助・協力体制の確立	〃
	③ 登山者への緊急時のヘリコプター搬送の救助訓練の実施と外国人観光客・登山者への救急・救命体制の整備	〃・むらづくり観光課
	④ 周辺市町村との連携による二次、三次救急医療の救急医療体制の強化の促進	総務課

4-2-2 防災

現状と課題

近年の異常気象により、各地で集中豪雨が発生するとともに、地震・火山活動の活発期に入っています。

本村は90.0%が森林に覆われ、風化分解した土壌の急傾斜の山地が多いため、台風・集中豪雨・豪雪などにより災害の発生する危険性は極めて高い状況です。また、片品川左岸には活断層が通り、中越地震では震度5弱を記録しており、地震と土砂災害との複合被害も想定する必要があります。また、日光白根山は気象庁の常時観測火山であり、日光白根山火山防災協議会において気象庁は中規模のマグマ噴火が発生した場合、片品村側に最大到達距離が13kmの火砕流が発生する可能性があるとしています。

今後は、各地で起きている地盤災害や地震・火山災害などの教訓をもとに、「地域防災計画」（平成25年策定）の見直しを行いながら、崩壊防止対策事業、砂防ダム、流路工などの整備や火砕流対策を実施するとともに、「自助」「共助」の自主的な防災活動を行う自主防災組織の普及を図る必要があります。また「災害応援協定」を結んでいる蕨市や「災害時相互応援に関する協定」を結んでいる上尾市、日光市などとの連携を強化します。

基本方針

地域防災計画にもとづき、治山・治水・防雪・地震・火山対策を進めるとともに、地域での自主防災組織の育成と役場の初動体制の整備などを進めます。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 治山・治水・防雪対策の推進	① 水源かん養保安林の保全、森林の保全・育成による森林の保水力の向上による災害の未然防止	農林建設課
	② 土砂流出を防止するための治山事業、砂防対策事業の促進	〃
	③ 急傾斜・雪崩・土石流危険地区に対する対策事業の促進と監視体制の確立、開発の規制	〃
	④ 流路工・床固め工など河川整備の促進と河川管理体制の強化、雨水対策事業の推進	〃
	⑤ 治山・治水・防雪対策などにあたっての多自然型工法の採用などによる自然環境・景観への配慮	〃
(2) 地震・火山対策の推進	① 公共・公益建物の耐震診断の実施と耐震性の向上、道路や橋、上下水道施設の耐震性の強化	総務課・農林建設課・教育委員会
	② 日光白根山の火砕流対策の推進	総務課・農林建設課・むらづくり観光課
(3) 地域防災体制の強化	① 災害時の初期消火・避難誘導などを展開する各地区自主防災組織の普及・促進	総務課
	② 各地区における防災訓練の実施	〃
	③ 情報連絡体制の整備（個別防災無線や災害メール配信、防災ホームページなど）	〃
	④ 沼田広域、日光市、蕨市、上尾市、南相馬市など、広域や遠隔地など	〃

	との相互災害応援体制の強化 ⑤ 土砂災害防止法に基づき、警戒区域の指定について各区で住民説明会を実施	総務課
--	---	-----

災害危険区域の指定

	区域	箇所	所管省庁
(1)	土石流危険渓流	71(片品川)	国土交通省
(2)	急傾斜地崩壊危険区域	35(片品川) 70	
	ア 急傾斜地崩壊危険区域		
	イ 急傾斜地崩壊危険箇所		
(3)	地すべり危険箇所	2 (35.6ha、27.4ha)	
(4)	土砂災害警戒区域	182	
	土石流	53	
	急傾斜地の崩壊	127	
	地すべり	2	
(5)	土砂災害特別警戒区域	178	
	土石流	51	
	急傾斜地の崩壊	127	
	地すべり	0	
(6)	雪崩危険箇所	56	林野庁
(7)	山地災害危険地区	180	
	山腹崩壊危険地区	104	
	地すべり危険地区	1	
	崩壊土砂流出危険地区	75	

4-2-3 交通安全・防犯

現状と課題

県内の交通事故は近年、減少傾向にあります。65歳以上の高齢者が占める死者の割合は増加し、歩行中と自転車走行中がほとんどを占め、死亡事故は夜間に多発しています。本村の交通事故発生件数は、平成26年(2014年)は10件、死者0件と減少傾向です。

犯罪は平成15年(2003年)から12年連続で減少していますが、悪徳商法や振り込め詐欺、ストーカーや家庭内暴力(児童・高齢者虐待、ドメスティック・バイオレンス)、カード被害やコンピュータ犯罪、子どもを狙った凶悪事件など、犯罪の巧妙化と多様化が進んでいます。本村では沼田警察署尾瀬駐在所など関係機関と連携をとりながら防犯運動の推進に力を入れてきました。

今後は、「高齢者、歩行者・自転車、夜間」などの交通事故をなくすために、道路の危険箇所改良、交通安全施設の整備が求められるとともに、交通安全に対する村民一人ひとりの意識をさらに高める必要があります。また、子どもや高齢者に対する犯罪などの防止に向けて、地域ぐるみの防犯体制を強化し、犯罪の未然防止に努める必要があります。

基本方針

幹線道路や生活道路の整備、運転者と歩行者に対する交通安全教育などを進めるとともに、特に高齢者の交通安全対策を充実します。また、地域ぐるみの防犯活動により子どもや高齢者などの安全の確保を図ります。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 道路交通環境の整備	① 交通事故の原因調査にもとづく、歩車道の分離、交通危険か所の改良、通学道や自転車専用道路の整備 ② ガードレール・カーブミラー、道路表示の設置、凍結による事故多発場所の手前に注意を促す看板など、交通安全施設の整備	総務課・農林建設課 "
(2) 交通安全意識の高揚と被害者対策の充実	① 交通指導員による交通指導など、幼児と高齢者を中心に、幅広い年齢層を対象にした交通安全教育の推進 ② シートベルトやヘルメット、夜光反射材の着用、飲酒運転の防止など、運転者に対する交通安全意識の徹底 ③ 高齢者への夜光反射材グッズの配布と夜間歩行時の着用の促進 ④ 心配ごと相談所での交通事故相談業務の充実	総務課 " " "
(3) 防犯体制の強化	① 被害事例や犯罪の手口など各種啓発資料の配布、防犯教育や防犯講座、防犯相談、防犯指導による防犯意識の高揚 ② 地域防犯活動の促進と、学校・家庭・地域・行政・警察等の相互協力による地域ぐるみの防犯体制の強化 ③ 防犯パトロールの実施など、家庭や地域との連携による学校・通学路などでの子どもの安全確保 ④ 夜間の犯罪防止に向けて、危険か所などへの人感センサー付の防犯灯・街路灯の設置と適切な維持管理 ⑤ 家庭や地域との連携による青少年の非行の防止と薬物乱用の防止 ⑥ 関係機関・各課・地域の連携によるストーカーや家庭内暴力(児童・高齢者虐待、ドメスティック・バイオレンス)の被害防止	総務課 総務課・教育委員会 " 総務課 総務課・教育委員会 "・"・保健福祉課

4-2-4 消費生活

現状と課題

インターネット販売や通信販売・訪問販売などの増加、次々と開発される新製品・新サービスや外国製品の輸入増、クレジットカードの普及と消費者金融の普及、製造物責任（PL）法の施行、消費者契約法の制定など、消費生活は大きく変化してきており、様々なトラブルも生じています。

今後は、的確な情報を提供し、消費者の意識を高めるとともに、相談体制の整備を進めていく必要があります。

基本方針

通信販売やカードの普及など、消費生活の多様化・高度化・複雑化による消費者の不安やトラブルに対し、情報の提供と相談体制の充実、消費者活動の促進に努めます。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 情報提供と相談体制の整備	① 消費者トラブル、悪徳商法、カード破産や便利な新製品・新サービスなどに関する情報の収集と提供	むらづくり観光課
	② 県消費生活センターや沼田広域の沼田市消費生活センターの苦情相談体制の周知と相談しやすい体制づくり	〃
(2) 消費者活動の促進	① 消費生活展などの支援	むらづくり観光課
	② 食品の安全性やリサイクル活動などの支援	〃
	③ 村内で買い物をしてもらえるような工夫	〃

4-3 地域基盤

4-3-1 土地利用

現状と課題

平成9年(1997年)の本村の総面積は39,201haで、森林35,706ha(91.1%)、農用地873ha(2.2%)、水面河川585ha(1.5%)、道路291ha(0.7%)、宅地185ha(0.5%)、その他1,560ha(4.0%)で、農用地の内訳は田227ha(0.6%)、畑562ha(1.4%)、採草放牧地83ha(0.2%)です。約1/2にあたる東北部一帯は、尾瀬国立公園の指定を受け、優れた自然環境の保全と整備、活用を図るとともに、昭和30年(1955年)代からスキー場やゴルフ場、ペンション村の開発とともに、民宿村やスポーツ施設、温泉などの開発が進みましたが、平成4年(1992年)をピークに観光客は減少を続けています。本村では、平成11年(1999年)に「国土利用計画」を策定し、計画的な土地利用の推進を図っています。

今後は、尾瀬を始めとする貴重な自然環境の保全と自然を活かした観光利用を進めるとともに、若者定住のための住宅地と居住環境の整備、優良農用地の保全と遊休農地の有効活用などが求められます。

基本方針

国土利用計画にもとづき、自然公園区域などの森林や優良農用地の保全を図るとともに、防災や景観に配慮した土地利用の誘導と、遊休地の有効利用の促進を図ります。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 自然的な土地利用の推進	① 自然公園法に基づく、尾瀬、丸沼、菅沼などの自然の保全・再生と、自然への負荷を再生可能なレベルにした観光・レクリエーション利用の推進	むらづくり観光課
	② 森林の保全と育林の推進	農林建設課
	③ 水田などの環境・景観の保全と遊休農地の有効活用	〃
(2) 土地の有効利用の推進	① 「総合計画」「国土利用計画」「農業振興地域整備計画」等に基づく計画的な土地利用の推進	むらづくり観光課・農林建設課
	② 自然環境・景観や防災など安全性を重視した、関係法令や「花の谷景観計画・景観条例」に基づく適切な開発誘導と開発指導	むらづくり観光課
	③ 「尾瀬の郷」エリアの賑わいづくりに向けた空き店舗活用と土地利用の誘導	〃
	④ 企業立地、観光振興にあたっての土地利用の支援	〃
	⑤ 優良農用地の保全・整備と遊休農地の有効活用	農林建設課
	⑥ 村有地の有効活用	総務課
	⑦ 危険廃屋解体による土地の有効利用への支援の検討	農林建設課

4-3-2 道路

現状と課題

村内には沼田から日光へ国道 120 号線、大清水へ国道 401 号線が、みなかみ町へ主要地方道水上・片品線、川場村へ主要地方道平川・横塚線が走っており、平成 25 年(2013 年)には椎坂トンネル(椎坂バイパス)が完成し、沼田 I C まで約 10 分間の短縮と、冬季スキー客の混雑緩和が図られました。

今後は、災害時の孤立化防止と安全性・利便性の向上に向け、国道の拡幅改良、尾瀬の郷エリアとビューポイントの整備、金精峠の年間開通などが求められます。また、幹線道路の整備はほぼ完了したことから、適切な維持管理と改良、ユニバーサルデザインの安全な道づくり、フラワーロード整備、防災や交通安全機能の充実、健康ウォーキングの道づくりなど、生活道路の質的な向上が課題です。

基本方針

国道 120 号線、401 号線、主要地方道水上・片品線、平川・横塚線など幹線道路の拡幅改良、金精峠の年間開通、尾瀬の郷エリアとビューポイントの整備などを国・県に要望するとともに、安全で美しい、ユニバーサルデザインの道づくりなど、村道・農道・林道などの総合的・計画的な整備を進めます。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 幹線道路の整備促進	① 村道・農道・林道など、村内道路の長期的・総合的な計画に基づく整備	農林建設課
	② 災害時の孤立化防止と冬期の渋滞解消に向けた国道 120 号線の金精峠年間開通、国道・県道の拡幅化の関係機関への要請	〃
	③ 通行客の休憩と情報提供の場となる尾瀬の郷エリアとビューポイント(眺望拠点)整備	〃・むらづくり観光課
(2) 生活道路網の整備	① 集落内への緊急車両や除雪車の通行に向けた幹線村道の拡幅や未改良路線の改良の計画的な推進	農林建設課
	② 生活道路としての役割も持つ農道、林道の系統的な整備・改良	〃
	③ 村民の健康増進と歩く観光地づくりに向けたウォーキングコース、歩くスキーコースの整備	むらづくり観光課
	④ 村民との協働による村道の整備・維持管理の推進	農林建設課
(3) 道路環境の向上	① 道路の拡幅、急カーブなど交通事故危険か所の解消、交通安全施設の設置、冬季凍結道路の改良など安全な道路づくり	農林建設課
	② 計画的な補修、すみやかな災害復旧など、道路の適切な維持管理	〃
	③ 高能率な除雪機械の整備・充実など、村道の効率的な除雪	〃
	④ ごみの不法投棄の解消と清掃活動の推進	〃

4-3-3 公共交通

現状と課題

マイカーの普及により、公共交通の維持が困難になる一方、団塊世代のマイカーリタイアなど高齢化と過疎化、大都市の若者のマイカー離れが進み、公共交通の役割はますます重要となってきました。

本村には、定期バスが14路線（うち2路線は運行費補助：片品中学校～丸沼高原スキー場、片品中学校～戸倉スキー場）、廃止路線代替バスが1路線（片品中学校～花咲）あります。

今後は、高齢者や観光客の交通手段の確保に向けて、村民の運賃補助や通学定期補助を始めます。

基本方針

高齢者や通学児童生徒、観光客などのために、バス路線の利便性の確保に努めるとともに、デマンド交通他の交通の手法についても検討します。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) バス交通の維持・充実と利用促進	① 通勤・通学・買い物・通院、観光などのバス利用の促進と運行の確保	むらづくり観光課
	② 村民や観光客に便利な運行ダイヤの見直しや路線網の充実、フリー乗降の導入検討などによるバス利用の促進	〃
	③ デマンド交通他の交通手法の検討	〃
	④ 国際観光の推進や尾瀬の郷エリア整備に伴う鎌田～日光間の観光バスの整備	〃
	⑤ 成田空港・東京国際空港・東京駅等からの直通バスの検討	〃
	⑥ 協定自治体とのシャトルバス運行、実験、検討	〃



平成28年4月～ 鎌田-花咲間 代替輸送開始

4-4 情報・エネルギー

4-4-1 地域情報網

現状と課題

携帯電話・スマートフォンやタブレット・パソコンの普及、インターネットによる情報発信や情報交換、注文・販売の拡大、地上デジタルテレビ放送への移行など、急速に情報化が進んでおり、グローバル時代に対応した情報化の推進を図っています。

本村では、「片品村情報化推進計画」(第1次、2次)のもとで、庁内情報ネットワークの整備、ホームページ開設、地上デジタルテレビ放送難視聴エリアの解消やFTTH(ファイバー・トゥ・ザ・ホーム：家庭向け光通信網)による情報通信インフラの整備に取り組んできました。

今後は、引き続き行政手続の情報化など住民サービスの向上を図るとともに、国際観光地としての公衆無線LANの整備、世界へ向けた村内情報の集約・発信を充実することが課題です。

基本方針

行政手続きの情報化をさらに進めるとともに、国際観光時代に対応した公衆無線LAN整備と情報受発信力を高め、住民サービスの向上と地域産業の振興を図ります。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 行政情報化の推進	① GISを利用した災害情報システムの構築及び運用 ② 電子申請システムの構築及び運用 ③ 電子納付システムの構築及び運用 ④ 学校教育ネットワークの構築及び運用 ⑤ 情報バリアフリーを採り入れた、各課によるホームページの充実	総務課 総務課・全課 総務課・住民課・出納室 教育委員会 全課
(2) 地域情報化の推進	① 村内全域へのブロードバンド(超高速通信回線：光ファイバーやADSLなど)の整備(地域間格差の解消) ② 国際観光時代に対応した公衆無線LANの整備 ③ 国際化に対応した情報収集・編集・発信能力の向上など、学校教育や社会教育における情報・コミュニケーション教育の充実	総務課 〃・むらづくり観光課 教育委員会

4-4-2 地域新エネルギー

現状と課題

石油や石炭などの化石燃料の大量消費により、地球温暖化の進行や異常気象などが進む中、国では1997年の京都議定書の25%削減目標（1990年比）を撤回し、温室効果ガス削減目標を2020年までに3.8%削減（2005年比）するという目標を掲げ、取組みを進めています。

本村においては、庁内での省エネルギーの取組みや省エネの啓発活動を進めてきました。

今後は、省エネの取組みと並行して、地域資源を活用した地域新エネルギーの研究・開発と活用促進を求められます。

基本方針

太陽熱・太陽光利用、小規模水力発電や風力発電、バイオマスエネルギー、雪エネルギーの利用など、地域新エネルギーの活用を図ります。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 地域新エネルギーの活用	① 太陽熱利用や太陽光発電、農業用水などを利用した小水力発電、風車、バイオマスエネルギー ^{※1} 、温度差エネルギー ^{※2} など新地域エネルギーの調査・研究 ② ソーラーハウス（太陽光発電、太陽熱温水器など）、小規模水力発電、木質バイオマス暖房（炭や薪、ペレットストーブ）、汚泥や生ゴミ等のメタンガス利用、コージェネレーション ^{※3} の導入など、地域新エネルギーの利用促進	農林建設課 "

※1 バイオマスエネルギー：木材や生ゴミ、し尿、汚泥などの生物資源の熱やメタンガスの形でエネルギーとして使用。

※2 温度差エネルギー：冷水や雪などを使った、ヒートポンプや熱交換器による冷暖房など。

※3 コージェネレーション：内燃機関、外燃機関等の排熱を利用して動力・温熱・冷熱を取り出し、総合エネルギー効率を高める、新しいエネルギー供給システム（エコウィル、エネファームなど）。

第5章 産業・雇用:若者がいきいきと働くむらづくりのために

高原野菜や果物などの生産、尾瀬や温泉、農業、スキー場、歴史・文化などの地域資源を活かした国際的な体験・滞在・反復型の観光地を目指し、若者が働きたくなる活気のある産業のむらづくりを進めます。

産業・雇用：若者がいきいきと働く むらづくりのために	5-1	ものづくり
	5-2	商業・観光
	5-3	雇用

5-1 ものづくり

5-1-1 農業

現状と課題

環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）により、高付加価値の農産物生産へのシフトがおり、農産物全体の価格低下が懸念される一方、安全で質の高い農産物の輸出チャンスが生まれています。

本村の農業は、農家数473戸（うち、認定農業者は98人、専業農家は63戸、第1種兼業農家44戸）、農業就業人口は419人です。農業粗生産額は15.9億円で、高原野菜がほとんどを占めています。高齢化が進み、農業者数・農業粗生産額は減少していますが、高地の条件を活かしたトマト・とうもろこし・レタス・りんご・花豆・舞茸などの収穫量が伸びており、トマトのブランド化、消費者と提携した産直や、農林漁業体験宿（11軒）などの観光農業、有機農業、「尾瀬ブランド」の加工食品、新規就農者の受け入れなどの新しい取組みも数多く見られます。

村では、平成8年（1996年）に「農村滞在型余暇活動機能整備計画書」（グリーンツーリズム）の策定、平成12年（2000年）に「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」、平成16年（2004年）に「地域農業マスタープラン」などを策定し、平成17年（2005年）には構造計画特別区域計画「尾瀬の郷・片品村どぶろく特区」の認定を受けるなど、支援に取り組んできました。

今後は、高地性気候を活かしたブランド農産物の育成と、観光と連携した名物料理・名物みやげなどによる地産地消の推進、ブランド加工品の生産・販売、若い担い手の育成が課題です。

基本方針

高地性気候を活かしたブランド農産物の振興を図るとともに、観光と連携したブランド加工特産品の開発と地産地消の推進、グリーンツーリズム（農業を活かした観光）の推進、農業後継者育成と新規就農者の受け入れなどを図ります。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 農業の担い手の育成・確保	① 農業への誇りを育てる農業体験教育の充実 ② Uターン者の農業後継者の育成と、新規就農者や複業就業者の総合的・系統的な受け入れ体制の整備 ③ 家族経営協定の締結の支援など若い女性の就農支援 ④ 認定農業者の確保と農業生産法人化などの支援 ⑤ 省力化や農作業の受委託など、女性や退職者・高齢者の営農支援と、農業者年金制度など農業者福祉の向上 ⑥ 消費者との提携、加工販売、観光農業、体験農業などの多様な小規模経営農家の支援	教育委員会・農林建設課 農林建設課 〃 〃 〃 〃
(2) 農地の保全・有効活用と土地基盤の整備	① 無秩序な開発の抑制と優良農地の保全・確保 ② 意欲ある担い手への農地の利用集積と圃場・農道・耕作道・農業用水・排水路などの基盤整備 ③ ソバや花豆など花の谷景観作物栽培など、食の魅力づくりや特産加工品開発と連携した耕作放棄農地の有効活用の促進 ④ 野生生物による鳥獣害対策の促進	農林建設課 〃 〃 〃
(3) 大規模農業の育成	① 農地利用の集積化と資金制度活用の促進 ② 利根沼田農業協同組合、利根沼田農業事務所普及指導課などとの連携による、研究・開発、市場開拓、営農指導、経営指導などの機能強化 ③ 緑肥作物や対策植物の活用、有機肥料の活用による土づくり、輪作体制の確立など連作障害対策の促進 ④ 経理・経営診断等のためのOA化の促進 ⑤ 作型・品種の改良や新作物の導入などによる高収益化の促進 ⑥ 観光・製造業と連携した農業従事者の冬期の雇用確保 ⑦ 無理のない農業経営・農業就労の確立による経営の健全化と農業後継者の確保	農林建設課 〃 〃 〃 〃 〃 〃
(4) 高付加価値型農業の推進	① 安全・安心な環境保全型農業の推進 ② 関係機関との連携による、野菜・果物などの適応品種の開発と生産の促進 ③ 生産・加工・飲食・観光が一体となった高冷地農業（まめの谷、ワインの谷など）の推進 ④ 地元特産の大白大豆や花豆、大納言小豆などの農畜産物を活用した加工食品や名物料理・名物みやげの開発と流通・販売の促進 ⑤ 尾瀬の郷エリアや花の駅、とうもろこし街道などの直売所、りんご・ブルーベリー・とうもろこしなどの観光農園やオーナー制度、体験農園、農家レストラン、農家民宿など、観光農業の振興 ⑥ 学校給食や宿泊・飲食施設、尾瀬の郷エリアなどと連携した地産地消の生産・販売活動の促進 ⑦ 生産者や生産過程を透明化した「顔の見える」販売活動の促進 ⑧ 消費者団体・グループ等との契約栽培・販売などの促進 ⑨ 農協民宿と農林漁業体験民宿などを活用した体験修学旅行や体験婚活旅行、体験ファミリー旅行などの受け入れ ⑩ 農林産物を利用した郷土料理、特区制度を活用した酒米の生産とその米で作った濁酒の提供など、グリーンツーリズム（農業・農村体験観光）の推進	農林建設課 〃 農林建設課・むらづくり観光課 〃 〃 農林建設課 〃 〃 農林建設課・むらづくり観光課 〃
(5) 魅力ある美しい農むらづくり	① 景観作物育成による休耕地や耕作放棄農地の活用や美しい花の庭づくり、一斉清掃など、尾瀬を有する村にふさわしい、魅力のある美しい花の谷づくり ② 農業集落排水事業など定住生活環境の整備	農林建設課・むらづくり観光課 農林建設課 農林建設課

5-1-2 林業・内水面漁業

現状と課題

平成13年(2001年)に「森林・林業基本法」が制定され、木材生産機能を重視する林業施策から、水源かん養や国土保全など、森林の多面的な機能の発揮が位置づけられました。

本村の森林面積は村の90.0%(36,499ha)を占め、私有林が70%を占めていますが、その大半は社有林となっています。植林、除間伐、枝打ちなどは森林組合が受託して行っているほか、ボランティアによる間伐なども行われています。また、本村は湖水と溪流に恵まれ、多くの釣り客が訪れており、漁業組合では毎年、片品川などに稚魚を放流し、ニジマス・ヤマメ・イワナの養殖場なども行われています。

今後は、水源のかん養、自然景観の保全、防災、保養・レクリエーション・教育機能など、森林の多様な機能の保全・活用や茸や炭などの特産林産物の振興を図るとともに、観光と連携した内水面漁業の振興が求められます。

基本方針

森林の木材生産機能や災害防止、水源のかん養、自然環境の保全、保養・観光・教育機能などの公益的機能の維持と計画的な整備を進めるとともに、溪流釣りを楽しめるよう、観光漁業の振興を図ります。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 生産の振興	① 片品村森林組合の経営安定と山林作業の担い手の育成・確保 ② 植林・保育・間伐などの計画的な推進による生産性の向上 ③ 村の名物となる新たな茸の開発、マイタケ・木炭など直売所での販売、消費者との提携販売などの促進 ④ 地元材使用の家づくり促進	農林建設課 〃 農林建設課・むらづくり観光課 農林建設課・総務課
(2) 森林の公益的機能の維持・増進	① 森林の災害防止、水源かん養、景観・環境機能などの公益的機能の維持・増進 ② 国有林を活用した「遊々の森」の利用等、森林の学習・レクリエーションなど多目的利用の推進 ③ 学校教育や社会教育での森林や木についての学習機会の充実 ④ 森林ボランティアによる森林の保全・活用の促進	農林建設課 〃 教育委員会 農林建設課
(3) 観光漁業の推進	① 片品川などへの稚魚の放流や釣り場の整備 ② ニジマス・ヤマメ・イワナの養殖と特産品化の促進	農林建設課 〃

5-1-3 工業

現状と課題

国際化に伴う生産拠点の海外移転や、安価な海外製品の輸入などにより、オンリーワンの競争力のある部門などを除き、製造業は厳しい状況にあります。

本村には9の事業所があり、従業者 162 人、製造品出荷額等は 23.5 億円であり平成 14 年（2002 年）から事業所数、従業者数、製造品出荷額等ともに減少しています。平成 19 年（2007 年）には名水を活かした誘致企業に成功しました。

本村では、名水や「尾瀬」「片品」というイメージを活かしたや国際観光地としての魅力を高め、既存企業の経営革新や地域の資源を活かした新地域企業づくり、企業誘致が課題です。

基本方針

国際観光地としてのイメージを高め、既存企業の強化育成とともに、「尾瀬ブランド」商品の開発と新しい企業づくり、U・I ターン者の起業家援、企業誘致などを進めます。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 新しい地域企業づくり	① 高冷地農業などと連携した「尾瀬ブランド」「片品ブランド」の食品加工業など、地域の資源を活かした企業づくりの促進 ② U・I ターン者などの技術・知識を活かした企業づくりの支援	農林建設課・むらづくり観光課 〃
(2) 既存工業の強化	① 国・県の制度資金の活用などによる既存企業の経営革新の支援 ② 県と連携した、村内企業や利根沼田地域の企業、大学等とのコラボレーションによる既存工業の新商品・新技術開発や販路開拓などの支援強化 ③ 「時計工房」のある国際観光地「スイス村」のイメージづくり	むらづくり観光課 〃 〃
(3) 企業誘致の推進	① 国際観光地「尾瀬」「片品」のイメージアップによる、村の湧水や農林水産物などを活かした企業誘致の推進 ② 本村出身者や都市との交流を通じた企業誘致の推進	農林建設課・むらづくり観光課 むらづくり観光課

5-2 商業・観光

5-2-1 商業

現状と課題

本村の商業は、商店数は平成 11 年(1999 年)から、従業者数、年間商品販売額は平成 14 年(2002 年)から減少しており、国道 120 号線沿いの鎌田に多かった商店も、人口の減少・高齢化による購買力の低下と、交通の利便性が向上し村民が村外で買い物をする機会が多くなり、さらに観光客の減少が加わり、後継者不足により商売を継続できず、空き店舗が多くなっています。他の地区でも、同じように商店数が減少しています。

今後は、尾瀬の郷エリアの整備と国際観光の推進により、名物料理・名物みやげの開発と販売を行う観光商業の振興とともに、村民生活を支える地域商業の維持を図ることが求められます。

基本方針

国際観光の村づくりを進めながら、尾瀬の郷エリア整備に合わせて、名物料理・名物みやげを目玉にして鎌田商店街の再生を図るとともに、住民生活を支える地域商業の維持を図ります。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 住民生活密着型の商業の充実	① 子どもや高齢者などの生活に密着した商店の維持・確保 ② 商工会の経営改善指導、融資制度の充実による経営基盤の強化と人材育成機能の充実の支援	むらづくり観光課 〃
(2) 観光商業の振興	① 尾瀬の郷エリアの整備と名物料理・名物みやげの開発 ② 尾瀬の郷エリアの整備にあわせた、「尾瀬ブランド」の農林産物・みやげ品・軽食・スイーツ・料理などを提供できる店づくりの促進 ③ 観光客がぶらぶら歩きできる遊歩道や腕時計工房、画廊、尾瀬写真館や小さな美術館、カフェなどのある商店街づくり ④ 空き店舗の活用（村の特産品を扱う店舗の出店等） ⑤ 若者や女性、退職者などの新規開業の支援 ⑥ 自家で採れたものを提供する「農家レストラン」づくりの促進	むらづくり観光課 〃 〃 〃 〃 むらづくり観光課 ・農林建設課

5-2-2 観光

現状と課題

わが国の国内観光は減少傾向が続く一方、日本への外国人観光客はまもなく 2000 万人時代を迎え、日本人海外旅行者を上回りました。今後は、子ども・若者マーケットの縮小が進むとともに、団塊リタイア世代のマイカーリタイアと観光リタイア、若い世代の格差社会化やインドア化が心配されます。

本村が面積の多くを占める尾瀬国立公園は、平成17年(2005年)にラムサール条約登録湿地に指定され、日光の社寺が平成11年(1999年)、富岡製糸場等が平成26年(2014年)に世界遺産、和食が平成27年(2015年)にユネスコ無形文化遺産に登録されるなど、世界的な観光地となりうる条件ができてきました。

また本村には、「尾瀬国立公園」や「日光国立公園」に含まれる日光白根山・丸沼・武尊などの自然や6つのスキー場、10箇所の温泉地(湯宿10軒)、合宿に利用されるスポーツ施設があり、旅館55、民宿53、ホテル14、ペンション・ロジ96、山小屋13、合計231軒、1.15万人収容の宿泊施設がありますが、施設数はピーク時の2/3となり、施設の老朽化も進んでいます。また、農林漁業体験宿は11軒です。

平成26年度(2014年度)に本村を訪れた観光客数は186万人(日帰り客が144.3万人、宿泊客が42.1万人)で、平成4年度(1992年度)の観光客数387万人から半減し、スキー場入込み客は平成7年(1995年)の172万人から平成26年度(2014年度)は74万人に、尾瀬への入山者数は平成8年度(1996年度)の65万人から平成26年度(2014年度)は31万人に減少しています。

今後は、国際観光地をめざした日光～尾瀬かたしな～富岡観光コースの開発とPR、6スキー場の国際スキー場化、祭りや伝統食など歴史・文化観光の推進、尾瀬の郷エリア整備に合わせた名物料理・名物みやげの開発とぶらぶら歩きできる中心地づくり、ものづくり体験型観光の推進、縁結び観光の推進、花の郷づくり、こだわり観光・マニア観光への対応などが課題です。

基本方針

尾瀬・丸沼・武尊などの自然環境や温泉、スキー場、腕時計製造、歴史的な祭り、郷土料理などを活かし、日光、富岡と連携して国際観光地・国際スキー場化を進めるとともに、「花と歴史とウォーキング」「温泉と食」「こだわり体験」「縁結び」「スキー・合宿」などの魅力のある観光工夫を図ります。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 総合的な観光の振興	① 観光基本計画の策定による総合的な国際観光の推進 ② 「かたしな観光ガイド」の養成 ③ 「こだわり観光」「個別手配観光」時代に向けた、多様な「学習グループ」からの情報発信と「かたしな観光ガイド」の取組みの促進	むらづくり観光課 むらづくり観光課・教育委員会
(2) 縁結び観光の推進	① 「尾瀬トレッキング」「尾瀬写生会」「尾瀬撮影会」「歩くスキートレッキング」「片ランニング」「アウドア料理教室」「バーベキューパーティ」「農業協働体験」など趣味を通じた若者の交流・交際観光の推進	むらづくり観光課

	<ul style="list-style-type: none"> ② 「尾瀬コン（トレッキングなど）」「スキーコン」「ランコン（片品ランニング）」「農コン」など、若者の婚活観光の推進 ③ 中高年の「おひとり様」「シングルマザー・シングルファザー」婚活観光の推進 ④ 「縁結びパワースポット」の観光名所化と「縁結び」名物料理・名物みやげの開発 ⑤ 尾瀬の山小屋などでの「ブライダル観光」の検討 	<p>むらづくり観光課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
(3) 歴史・文化観光の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 片品の祭りなどの歴史文化を活かした「国際観光」「こだわり観光」の受け入れ体制の整備と情報発信 ② 「ぜんざいと赤飯の郷」「どぶろくの郷」「花咲そばの郷」「豆文化の郷」など、和食文化観光の推進 	<p>むらづくり観光課</p> <p>・教育委員会</p> <p>むらづくり観光課</p>
(4) ウォーキング観光の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 尾瀬や丸沼・武尊などの豊かな自然の中で、世界でも屈指の「木道ウォーキング」と「山歩き（トレッキング）」の推進 ② 花いっぱい運動や集落景観の整備など美しい花の郷づくりと「花の谷ウォーキング」の推進 ③ 日光街道・会津街道などの歴史マップづくりと案内板設置による「歴史の道ウォーキング」の推進 ④ 尾瀬の郷エリアでのウォーキング木道やフラワーロードづくり 	<p>むらづくり観光課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
(5) 花観光の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 水芭蕉の森とゆり園、ほたか牧場レンゲツツジに続く花観光拠点の整備促進 ② ソバやヒマワリ、花豆など遊休農地を活用した観光景観作物の栽培促進 	<p>むらづくり観光課</p> <p>〃</p>
(6) 温泉のブランド化	<ul style="list-style-type: none"> ① 各温泉郷ごとに魅力をアピールする事業を支援 ② 日帰り入浴のできる宿づくりと共通入浴券など、何度も利用しやすい温泉地づくりの支援 ③ 高齢者や障害者が利用しやすい家族風呂などバリアフリー化を促進 ④ 温泉と名物料理とウォーキング、雪遊びなどを組み合わせた温泉地のブランド化を促進 	<p>むらづくり観光課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
(7) 食の魅力づくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 「とっちゃんげ汁」「ツメッコ」「ぜんざい」「赤飯」「たらし焼」「そば」「豆腐」「きのこ」「清流魚」「尾瀬豚」料理などの名物料理・名物みやげによる「尾瀬～日光」食の観光ルートづくり ② 山小屋料理店、農家レストラン、料理民宿、山菜・きのこ料理店、ワイナリーレストランなど、個性的な食の魅力づくり ③ 花豆・大納言小豆・とうもろこし・ブルーベリー・トマト・リンゴなどの特産品を活かした食の魅力づくり ④ 尾瀬ブランドの名物みやげ開発による買い物の魅力づくり 	<p>むらづくり観光課</p> <p>〃</p> <p>むらづくり観光課</p> <p>・農林建設課</p> <p>〃</p> <p>むらづくり観光課</p>
(8) 体験観光の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 観光果樹園や観光農園、マイ腕時計・アクセサリ・木工房など見学・加工体験施設の活用と整備促進 ② 自然体験や農業体験、工芸体験や文化・芸術体験、アルプホルン体験、スポーツ体験など、様々な体験を提供する組織の整備 ③ 観光客参加型イベントを組み込んだ祭りや伝統行事・伝統芸能の世界へ向けたPRと受入れ ④ 体験メニューを持った農家民宿や料理民宿など、グリーンツーリズムの充実 ⑤ 尾瀬などでの夜行性動物や星座鑑賞などナイトウォーキング観光の推進 ⑥ 外国人・子ども・女性向けの、動物（神使の猿とオコジョ、ホタルなど）にふれあえる体験観光の推進 ⑦ 尾瀬の郷エリアなど地場産品販売拠点施設の整備・充実 ⑧ 農協と観光協会、村との連携強化 ⑨ 「日光～尾瀬体験」「農業体験」修学旅行の受け入れに向けた営業活動の推進 	<p>むらづくり観光課</p> <p>・農林建設課</p> <p>むらづくり観光課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>むらづくり観光課</p> <p>・農林建設課</p> <p>むらづくり観光課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
(9) スポーツ観光の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 家族連れスキーヤーや高齢者、スノーボーダー、子どもや外国人の雪遊び、体験修学旅行、スキー婚活、アフタースキーなど多様なサービスのスキー観光の推進 ② 各種スポーツ大会やイベントの誘致 ③ スキー場連絡協議会と観光協会が連携した新たなサービスの提供 ④ サッカーや野球・ソフトボール・テニス、ゴルフ合宿などの利用者誘致促進 	<p>むらづくり観光課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
(10) 国際観光の	<ul style="list-style-type: none"> ① 個別手配観光（FIT：foreign independent travel）が6割越える時代に対応した外国人観光客向けホームページやYouTube、パンフレットによるPR 	<p>むらづくり観光課</p>

推進	② 様々なレベルでの国際理解・語学学習機会の充実 ③ 外国人観光客接客セミナーの開催 ④ 観光協会、片品村民宿旅館組合連合会、村の連携によるアジア各国や欧米などへの誘致活動の推進 ⑤ 国際観光宿泊施設の認定と施設整備への支援 ⑥ 「国際雪遊びスキー場づくり」の推進	//・教育委員会 むらづくり観光課 // // //
(11) 観光基盤の整備・充実	① 村中心地の活性化と若者雇用創造の拠点となる尾瀬の郷エリア整備 ② 個別手配観光（F I T）時代に対応した日光～尾瀬かたしな～富岡のバス観光ルートの形成 ③ 国道120号線・401号線の整備促進と災害時の孤立化防止に向けた、金精峠の年間開通、国道の拡幅改良による日光～尾瀬観光ルートの強化 ④ 広域的な連携による日本ロマンチック街道、奥利根ゆけむり街道のイメージづくりの強化 ⑤ わかりやすい案内板や道路標識、外国語案内板・道路標識の整備 ⑥ 尾瀬交通対策連絡協議会による、尾瀬の自然保護と交通安全を考えた鳩待峠口の交通計画の確立 ⑦ 環境にやさしい観光地づくりのシンボルとなるエコカーの導入 ⑧ 村民との協働による、伝統的な建築物の保全と伝統的建築デザインを活かした統一性ある街並みづくり ⑨ 尾瀬ヶ原のアクセスフリー化と観光施設のバリアフリー化の促進	むらづくり観光課 ・農林建設課 むらづくり観光課 ・農林建設課 むらづくり観光課 // // // // //



24年ぶりに復活した「日光～かたしな」エクスプレス号

5-2-3 雇用

現状と課題

本村の人口構成を平成 22 年(2010 年)でみると、15～19 歳が 248 人に対し、20～24 歳は 142 人、25～29 歳は 173 人であり、アンケート調査では、20、30 歳代では、「ずっと住み続けたい」は 18%、25%と低くなっており、生活環境の満足度で不満は「雇用機会」が 61%と高く、10 年前の 33%、5 年前の 46%から大幅に増加しています。そして、総合計画の主な取組みで「進んでいない」は、「若者の雇用創造と定住」が 64%で高くなっています。

若者の希望する働きがいがあり、安定した就業の場を作ることは、むらづくりの最大の課題であり、産業振興と雇用安定の重要な施策で、多くの村民が求めています。

基本方針

若者が働きたきなる就業の場づくりに向けて、村内中堅企業の経営革新による雇用創造の支援、トマト栽培とスキー・アウトドア指導員の複業就業体制の確立、若者の起業支援、求人情報の提供、労働環境・条件の整備促進などを図ります。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 新たな就業の場づくり	① 県と連携し、「雇用創造中堅企業」への重点的な支援	むらづくり観光課
	② 尾瀬の郷エリア整備の第 2 ステップとして、空き店舗を活用した若者や女性の店づくりを重点的に支援	〃
	③ 尾瀬の郷エリア整備の第 2 ステップとして、名物料理・名物みやげの取組みによる既存店舗の後継者育成の重点的な支援	〃
	④ 農業と観光の複業新規就業者の受け入れに向けた、総合的な支援体制の整備	〃・農林建設課
(2) 就業の安定と就業条件の向上	① 国際観光の推進による若者の就業の場の拡大	むらづくり観光課
	② 国際観光の推進に向け、「国際観光宿泊施設」の認定と既存の宿泊施設の維持・更新を支援します。	〃
	③ 田舎暮らし希望者への求人情報の提供	〃
	④ 労働環境・条件の整備促進	〃

IV 資料

(1) 片品村総合計画審議会

片品村総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、片品村総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、村長の諮問に応じ、片品村総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会の委員は次に掲げる者のうちから、村長が任命する。

- (1) 村議会議員 若干名
- (2) 識見を有する者 若干名

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人をおく。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半分以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、むらづくり観光課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年12月22日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月9日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月15日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

第4次片品村総合計画審議会委員名簿

平成27年11月

NO	選出区分	氏名	住所	役 職
1	村議会議員	星野千里	8区	片品村議会議長
2	〃	入澤登喜夫	5区	片品村議会副議長
3	〃	星野精一	1区	片品村議会議会運営委員長
4	〃	千明道太	4区	片品村議会総務文教常任委員長
5	〃	星野栄二	1区	片品村議会観光産業常任委員長
6	識見者	金子桂介	4区	利根沼田農業協同組合理事
7	〃	角田彦三郎	1区	片品村商工会長
8	〃	高山國利	3区	片品村森林組合長
9	〃	戸丸幸江	3区	片品村教育委員長
10	〃	大竹長久	1区	片品村老人クラブ連合会長
11	〃	戸丸とし子	1区	片品村婦人会長
12	〃	戸丸節夫	3区	片品村区長会長
13	〃	千明 勉	4区	片品村民宿旅館組合連合会長
14	村長	千明金造		村長
15	策定委員長	木下浩美		総合計画策定委員長(副村長)
16	事務局	戸丸権次		むらづくり観光課
17	〃	永井利和		〃
	〃	狩野恭平		〃



第4次総合計画審議会の様子

(2) 片品村総合計画策定委員会

片品村総合計画策定委員会規程

(設置)

第1条 片品村総合計画策定事務を円滑に推進するため、片品村総合計画策定委員会（以下「委員会」という）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は片品村総合計画策定のための調査、研究、企画立案等の事務にあたる。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長は委員の互選とする。

3 委員は課（局、次）長及び識見を有する者をもってあてる。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は委員会の事務を総括し、会議の議長となる。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集する。

2 委員長は会議において、必要に応じ識見を有する者の出席を求めることができる。

(補助機関)

第6条 委員会の目的の達成のため、補助機関として片品村総合計画策定専門部会を設ける。

(庶務)

第7条 委員会の庶務はむらづくり観光課において処理する。

(任期)

第8条 委員の任期は当該計画の策定が終了したときまでとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるものの他、必要な事項は委員長が定める。

附則

この規程は平成22年7月30日から施行する。

片品村総合計画策定委員会委員名簿

平成 27年8月

NO	役職	氏名	所属
1	委員長	木下浩美	副村長
2	副委員長	星野準一	教育長
3	委員	大竹光一	総務課長
4	委員	金子賢司	住民課長
5	委員	萩原明富	保健福祉課長
6	委員	山崎康広	農林建設課長
7	委員	千明建太郎	出納室長
8	委員	佐藤八郎	教育委員会事務局長
9	委員	星野孝俊	給食センター所長
10	委員	星野勝彦	議会事務局長
11	委員	星野重吉	クリーンセンター所長

○委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

○委員長、副委員長は委員の互選とする。

(3) 片品村総合計画策定専門部会

片品村総合計画策定専門部会規程

(設置)

第1条 片品村総合計画策定委員会は片品村総合計画策定のため、補助機関として片品村総合計画策定専門部会（以下「専門部会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は片品村総合計画策定に関し、必要な事項を調査、研究、資料収集及び素案の作成等を行う。

(組織)

第3条 部会は次のとおりとする。

- (1) 住民参画・行財政部会（住民参画、地区づくり、男女共同参画、行財政改革等）
 - (2) 保健・福祉部会（保健、医療、保育、高齢者、障害者等）
 - (3) 教育・文化部会（学校教育、社会教育、歴史、文化・芸術等）
 - (4) 生活環境部会（自然、景観、河川、ごみ、住宅、公園、道路、防災等）
 - (5) 産業部会（農林業、工業、商業、観光等）
- 2 各部会には部会長、副部会長及び書記を置く。
 - 3 部会長、副部会長及び書記は部員の互選により定める。
 - 4 特に専門的な知識を要する事項、複数の部会にわたる事項又は委員長の必要と認める事項は、別にプロジェクトを構成する。

(部会長等の職務)

第4条 部会長は部会を総括し、会議の議長となる。

- 2 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 書記は部会の庶務及び会議録を作成する。

(会議)

第5条 部会の会議は部会長が招集する。

- 2 部会長は会議において、識見を有する者の出席を求めることができる。

(任期)

第6条 部員の任期は当該計画の策定が終了したときまでとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるものの他、必要な事項は委員長が定める。

附則

この規程は平成22年7月30日から施行する。

片品村総合計画策定専門部会名簿

平成27年4月

部会	事務分担	人数	部員		
住民参画 行財政	住民参画 地域づくり 男女共同参画 行財政改革等	10	萩原睦久(部)	小柳勝治	川合美孔
			三浦幸治	戸丸徳子	川田貴広
			桑原信一(副)	戸丸幸生	星野城二
			星野重雄		
保健・福祉	保健、医療 保育、高齢者 障害者等	9	武藤秀文(部)	深見まみ	高山昭弘(副)
			萩原里美	高橋賀代	住谷真里
			千明まち子	星野トミ江	宮田和子
教育・文化	学校教育 社会教育 歴史、文化 芸術等	9	須藤幸夫(部)	高橋卓也	三浦さく子
			星野咲織	大竹和美	鈴木幸光
			須藤育美(副)	須藤錦作	原澤博美
生活環境	自然、景観 河川、ごみ 住宅、公園 道路、防災等	10	倉田秀和(部)	金子 学	青木 厚
			三浦由妃恵	鏑木 勲	小林由里
			梅澤康明(副)	星野幹也	中村 学
			今泉喜久司		
産業	農林業 工業 商業 観光等	10	星野英二(部)	星野孝行	狩野久良
			萩原一彰	星野秀弘	大竹篤保
			星野一忠(副)	金子小百合	星野照子
			戸丸貴雄		

順不同

- 各部会には部会長、副部会長及び書記を置く。
- 部会長、副部会長及び書記は部員の互選により定める。

若手部会		20	星野隼亮(部)	植田美菜	笠原桃花
			藤井秀朗	千明鯉誉	大竹 凜
			星野仁美	入澤美希	金子絵里
			戸丸大輔(副)	松浦 翔	鏑木陽介
			高山佑実	千明聖耶	笠原圭太
			恩田祐那	狩野真里恵	芝崎悟史
			角田弘明		

(部):部長 (副):副部長 順不同

(4) 片品村総合計画策定専門部会調整会議

片品村総合計画策定専門部会調整会議規程

(設置)

第1条 片品村総合計画策定委員長は、片品村総合計画策定専門部会事務を円滑に推進するため、片品村総合計画策定専門部会規程第3条第4項の規定に基づき、第4次片品村総合計画策定専門部会調整会議（以下、「調整会議」という）を置く。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、事務局と共同で、片品村総合計画策定専門部会事務推進に必要な企画及び調整等を行うものとする。

(組織)

第3条 調整会議は、各部会長、各副部長及び事務局をもって構成する。

(会議)

第4条 調整会議は事務局が招集する。

(補則)

第5条 この規程に定めるものの他、必要な事項は片品村総合計画策定委員長が定める。

附則

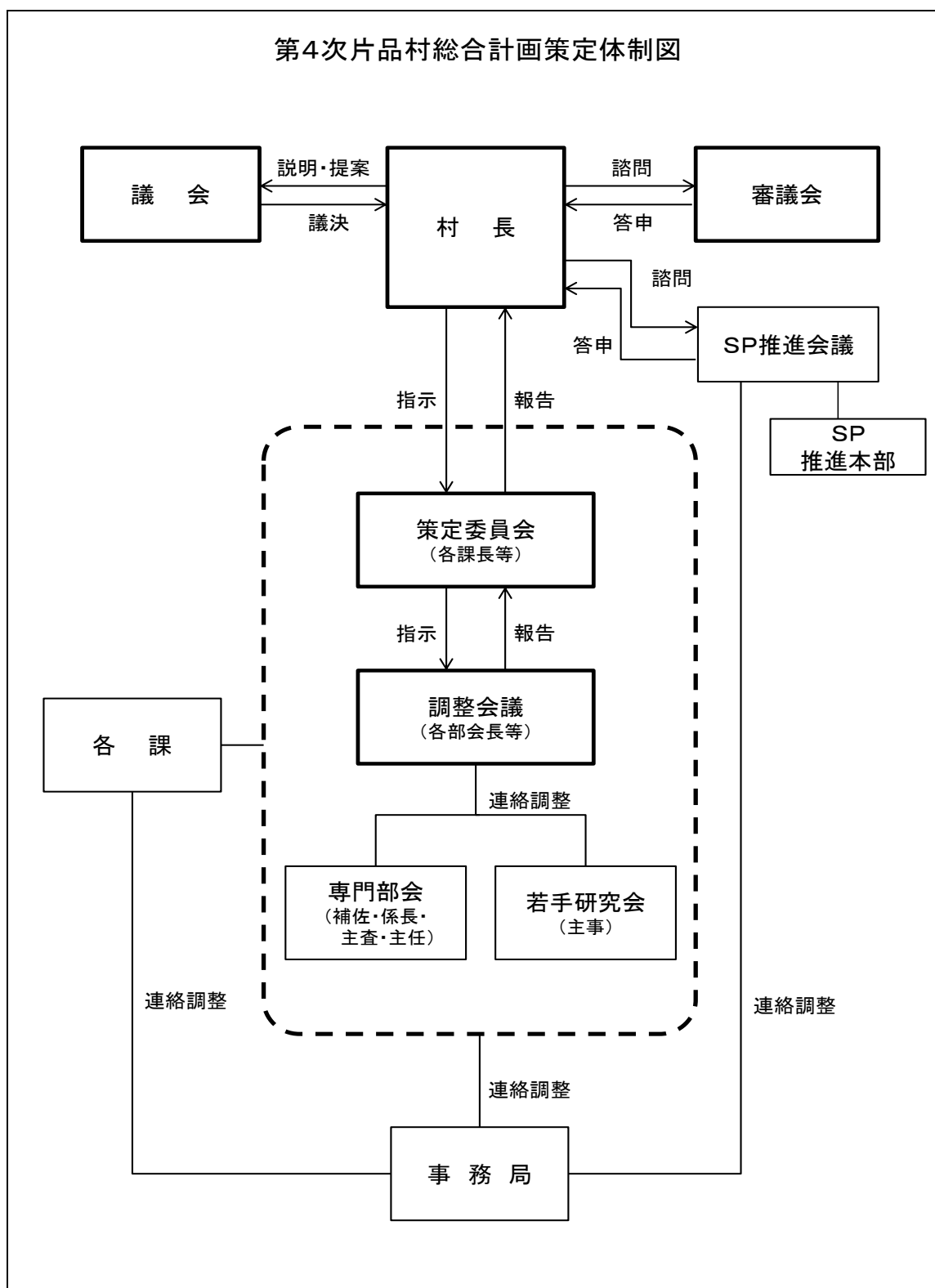
- 1 この規程は、平成22年7月30日から施行する。

策定専門部会調整会議名簿

平成27年4月

部会	部長	副部長
住民参画・行財政	萩原睦久	桑原信一
保健・福祉	武藤秀文	高山昭弘
教育・文化	須藤幸夫	須藤育美
生活環境	倉田秀和	梅澤康明
産業	星野英二	星野一忠
若手研究会	星野隼亮	戸丸大輔

(5) 第4次片品村総合計画策定体制図



(6) 住民アンケート結果

I 調査の概要

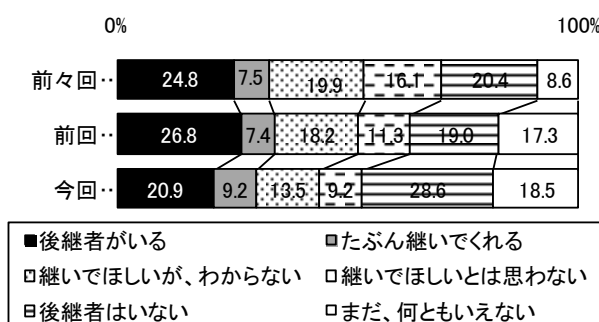
18歳以上の住民について、住民基本台帳から無作為抽出で対象者1,200人を選び、区を通した配付・回収により、平成27(2015)年2月12日～28日に調査を実施し、回収数・有効回答数は866票、有効回答率72.1%でした。

II 主な調査結果

1 自営業・会社経営の後継者(問7)：1つに○

自営業・会社経営の後継者は、5年前の前回調査より「後継者がいる」(−6ポイント)、「継いでほしいがわからない」(−5ポイント)が減り、「後継者はいない」(+10ポイント)が増えています。

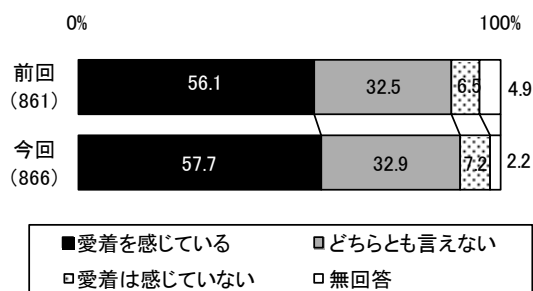
自営業・会社経営の後継者 (1つに○)



2 村への愛着(問8)：1つに○

村に「愛着を感じている」は58%で、「愛着を感じていない」は7%と少数です。

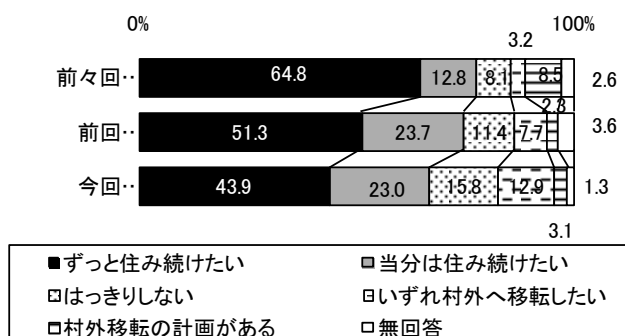
村に愛着を感じているか (1つに○)



3 定住意向(問9)：1つに○

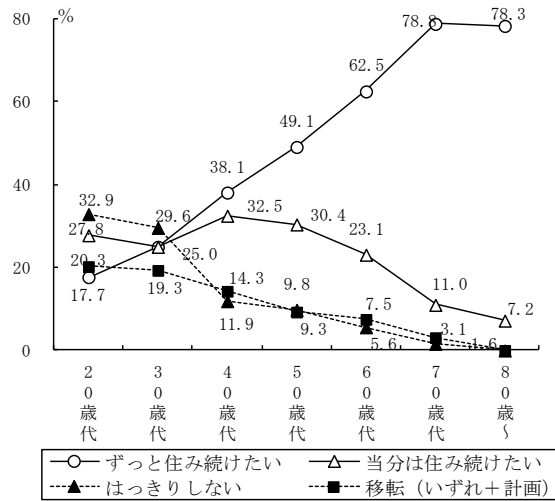
定住意向は「ずっと住み続けたい」は44%で、前々回の65%から大幅に減少しています。逆に「いずれ村外に移転したい」「村外移転の計画がある」が増加しています。

村に住み続けたいか (1つに○)



年齢別に見ると、若い年代ほど定住志向が低く、40・50歳代の中堅世代でも3割が「当分は住み続けたい」です。

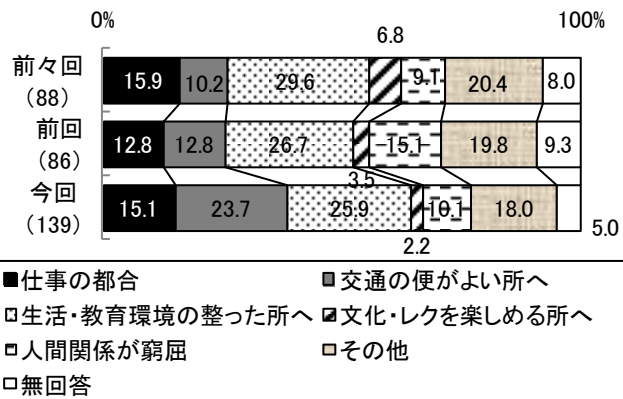
年齢別の定住意向



4 移転希望の理由 (問10) : 1つに○

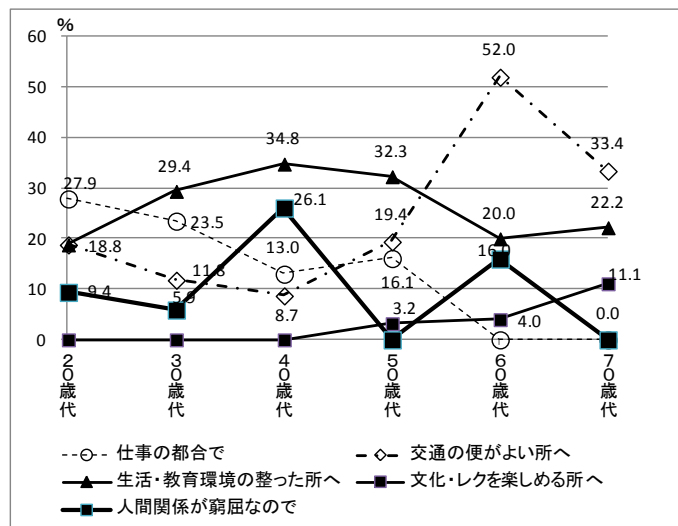
移転希望の理由は、「生活・教育環境」26%が高く、「交通の便」24%が増えています。

移転希望の主な理由 (1つに○)



年齢別にみると、20歳代は「仕事」、30・40・50歳代は「生活・教育環境」、40歳代は「文化・レクリエーション環境」、60歳代は「交通の便」が高くなっています。

年齢別の移転希望の理由



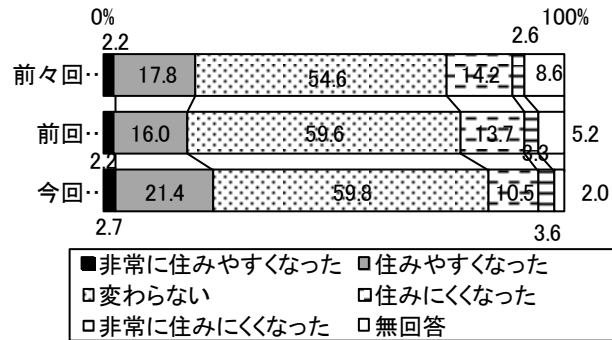
5 片品村の誇り（問12）：3つまで○

片品村の誇りは、「尾瀬、武尊、丸沼・菅沼」66%、「スキー場」45%、「緑が多く、空気がよい」42%、「水のおいしさ」33%などが高くなっています。

6 住みやすさ（問13）：1つに○

「住みやすさ」については「変わらない」が60%で、「住みやすくなった」21%がやや増加しています。

住みやすくなったか
(1つに○)

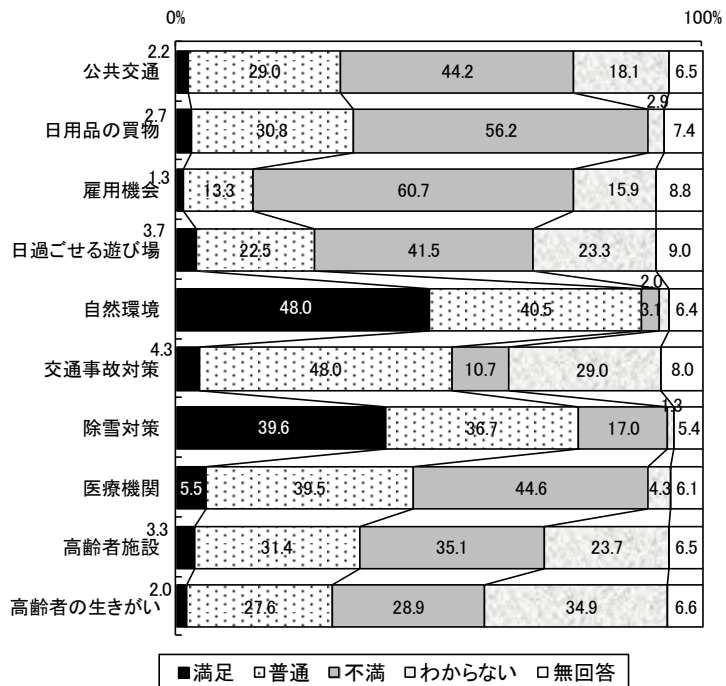


7 生活環境の満足度と重要度（問14）

(1) 生活環境の満足度：それぞれ1つに○

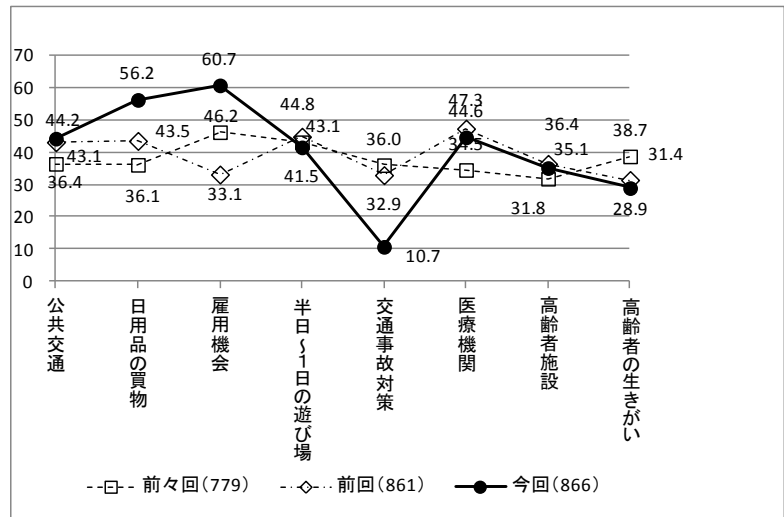
不満が高いのは「雇用機会」61%、「日用品の買物」56%で、「医療機関」45%、「公共交通」44%、「半日～1日過ごせる遊び場」42%などです。

生活環境の満足度
(それぞれ1つに○)



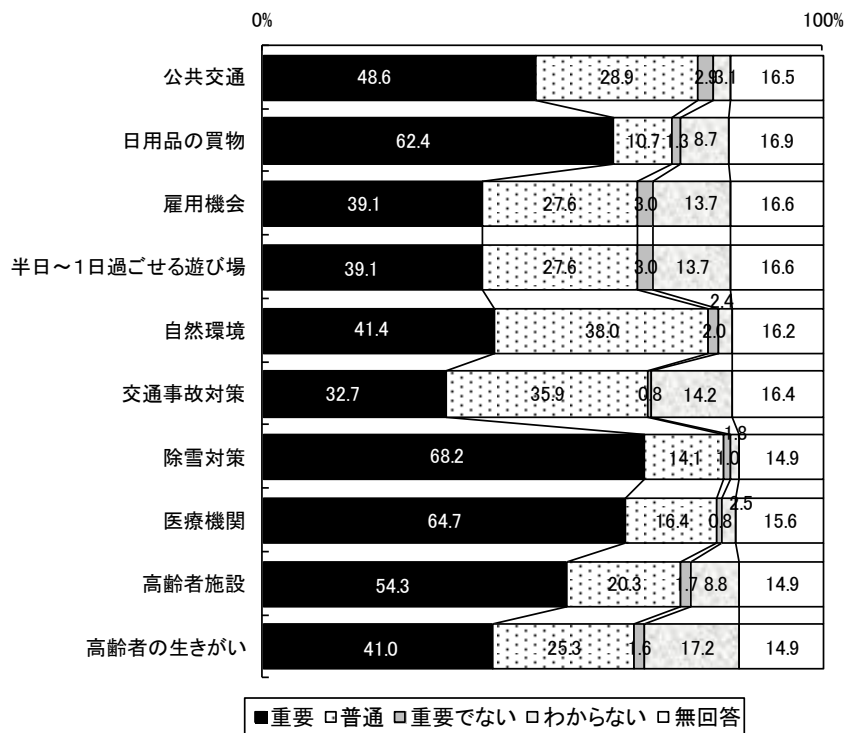
「不満」の推移

前回調査と「不満」について比較すると、「雇用機会」(+27ポイント)と「日用品の買物」(+13ポイント)の不満が高まり、「交通事故対策」(-22ポイント)は大幅に減少しています。



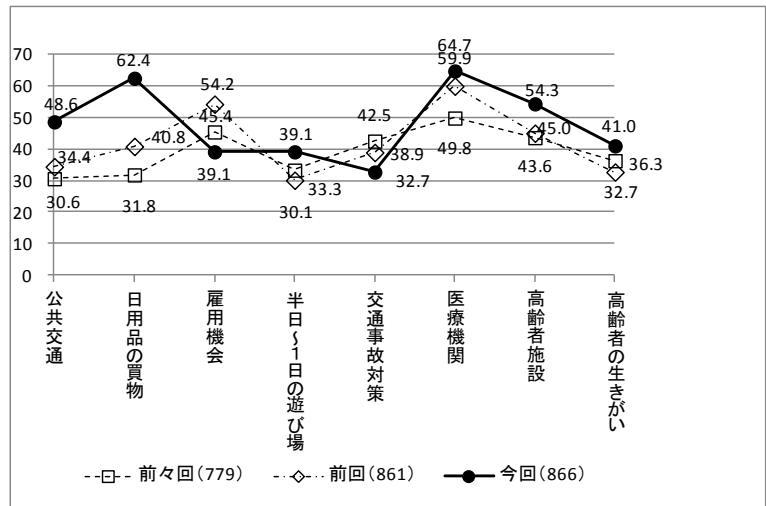
(2) 生活環境の重要度：それぞれ1つに○

重要度が高いのは「除雪対策」68%、「医療機関」65%、「日用品の買物」62%、「高齢者施設」54%が5割を超えています。



前々回、前回調査と「重要」について比較すると、「日用品の買物」、「公共交通」、「高齢者施設」などの重要度が増えています。

「重要」の推移



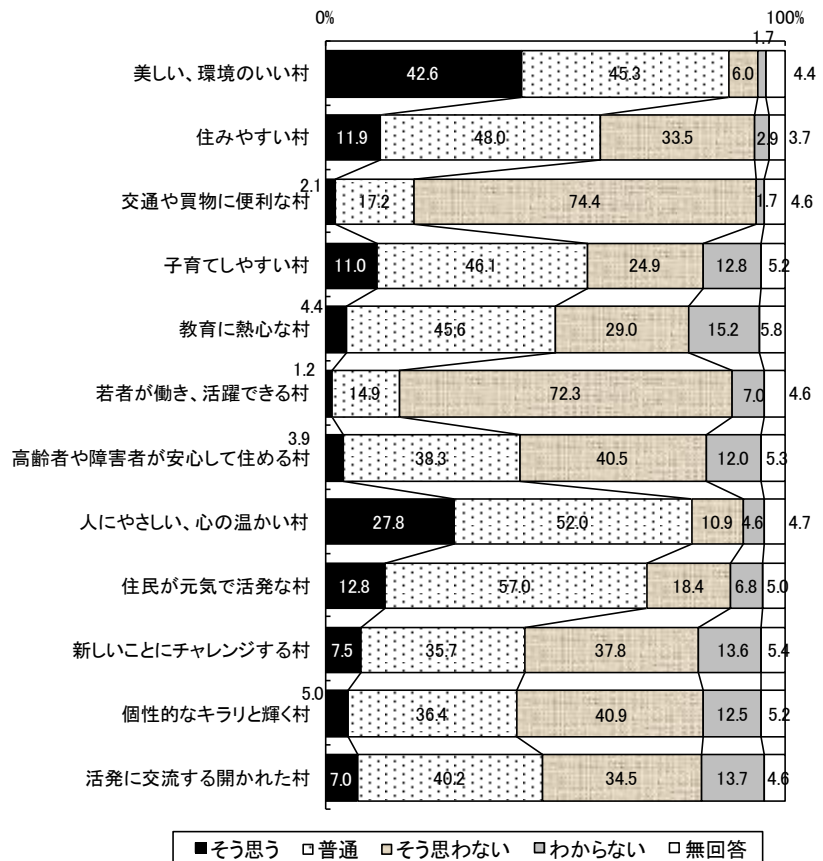
8 村のイメージ (問15) : それぞれ1つに○

村のイメージで「そう思う」は「美しい、環境のいい村」43%、「人にやさしい、心の温かい村」28%が高く、「若者が働き、活躍できる村」1%、「交通や買物に便利な村」2%が特に低くなっています。

「そう思わない」は、「交通や買物に便利な村」74%、「若者が働き、活躍できる村」72%が特に高く、「個性的なキラリと輝く村」41%、「高齢者や障害者が安心して住める村」41%、「新しいことにチャレンジする村」38%、「活発に交流する開かれた村」35%などと続いています。

第3次総合計画の将来像「片品村・尾瀬の郷構想—“小さくても輝く村”をめざして」のキーワードの「輝く村」の入った「個性的なキラリと輝く村」について「そう思う」は5%と少ない状態です。

片品村のイメージ (それぞれ1つに○)

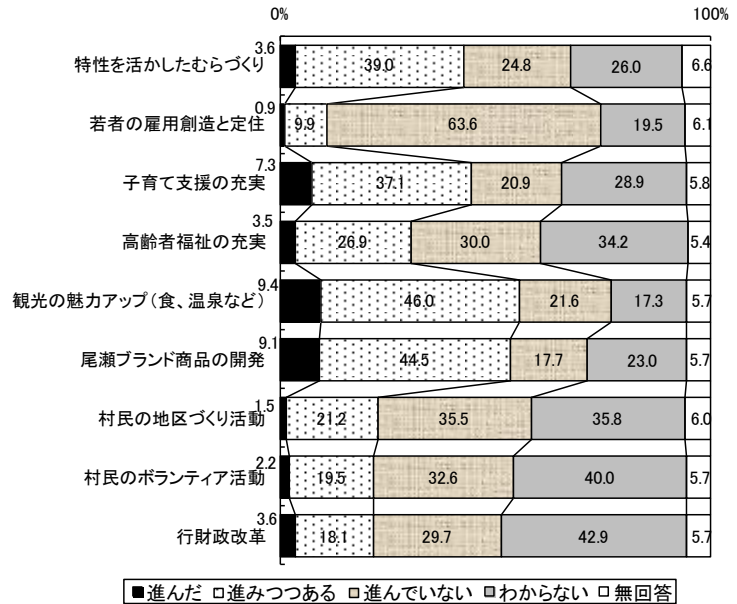


9 総合計画の主な取組の評価（問16）：それぞれ1つに○

総合計画で「進んだ+進みつつある」は、「観光の魅力アップ」55%、「尾瀬ブランド商品の開発」54%、「子育て支援の充実」44%、「特性を活かした村づくり」43%、「高齢者福祉の充実」30%と続いています。

反対に「進んでいない」では「若者雇用創造と定住」64%、「村民の地区づくり活動」36%、「村民のボランティア活動」33%、「高齢者福祉の充実」30%などです。

総合計画の主な取組の評価 (1つに○)

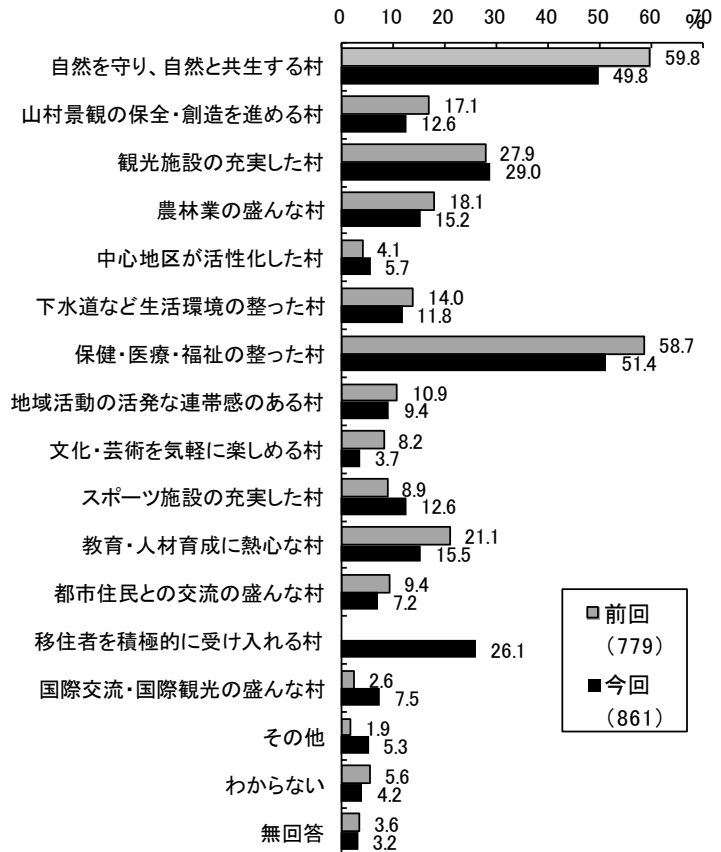


10 村の将来像（問17）：3つまで○

村の将来像では、「自然を守り、自然と共生する村」50%、「保健・医療・福祉の整った村」51%、「観光施設の充実した村」29%、「移住者を積極的に受け入れる村」26%が高くなっています。

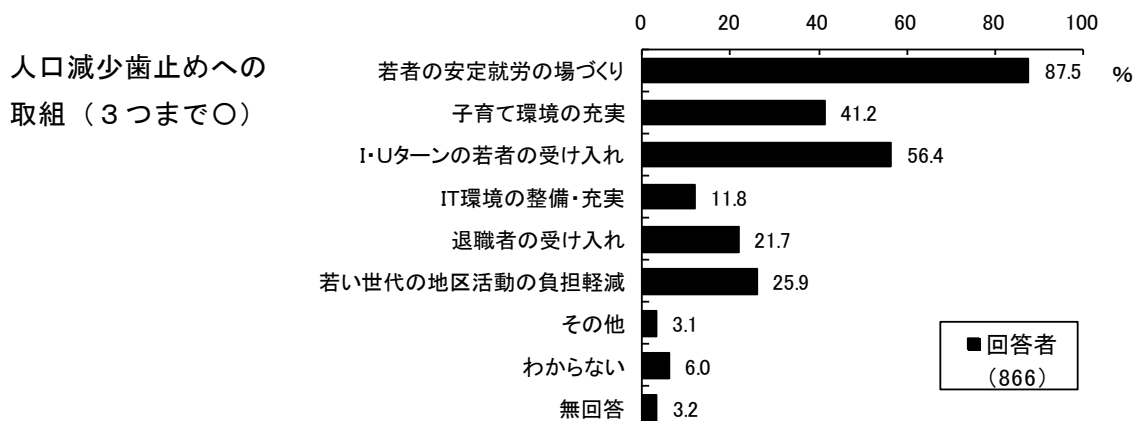
前回と比較すると、「自然を守り、自然と共生する村」「保健・医療・福祉の整った村」がやや減り、新たにもうけた「移住者を積極的に受け入れる村」が3番目に浮上しています。

村の将来像（3つまで○）



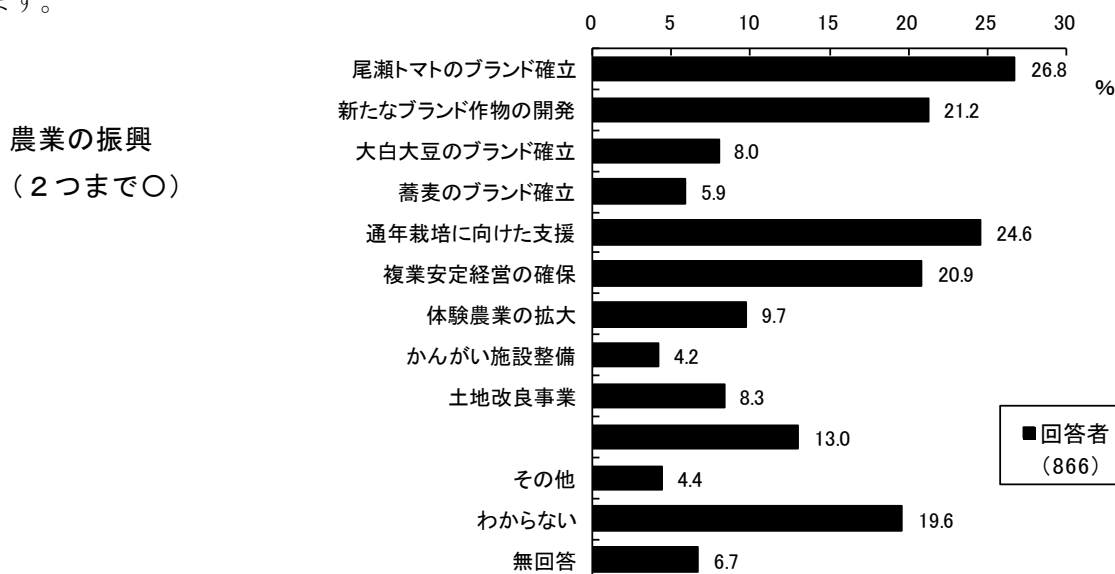
11 人口減少への歯止め対策（問18）：3つまで○

人口減少対策では、「若者の安定した就労の場づくり」88%、「I・Uターンを促進し若者の受け入れ」56%、「子育て環境の充実」41%、「若者・子育て世代の地区活動の負担軽減」26%などと続いています。



12 農業の振興（問19）：2つまで○

農業の振興では、「尾瀬トマトのブランド確立」27%、「通年栽培に向けた支援」25%、「新たなブランド作物の開発」21%、「複業安定経営の確保」21%などが高くなっています。



13 道の駅の施設内容（問20）：3つまで○

道の駅の施設内容については、「農産物や加工品などの直売所」が64%、「郷土料理店や創作名物料理店など」36%、「足湯や休憩施設」29%などが高くなっています。

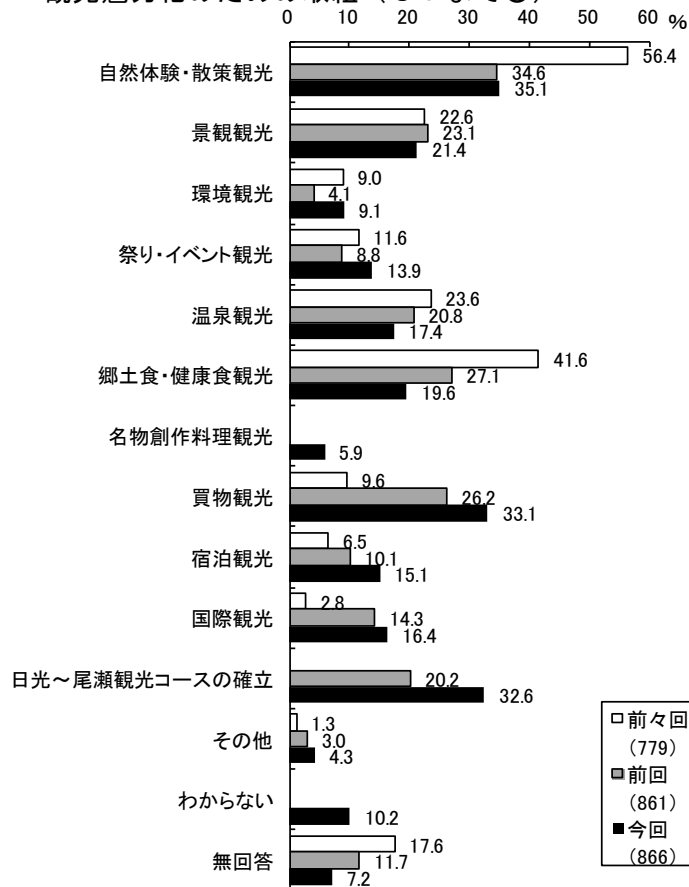
14 観光魅力化の取組（問21）：3つまで○

観光の魅力化では、「自然体験や周辺散策観光」35%、「買物観光」33%、「日光・尾瀬観光コースの確立」33%、「景観観光」21%、「郷土食・健康食観光」20%などがあがっています。

前々回、前回と較べると、「日光・尾瀬観光コースの確立」と「買物観光」「宿泊観光」が伸びており、「道の駅」整備による観光振興が期待されています。

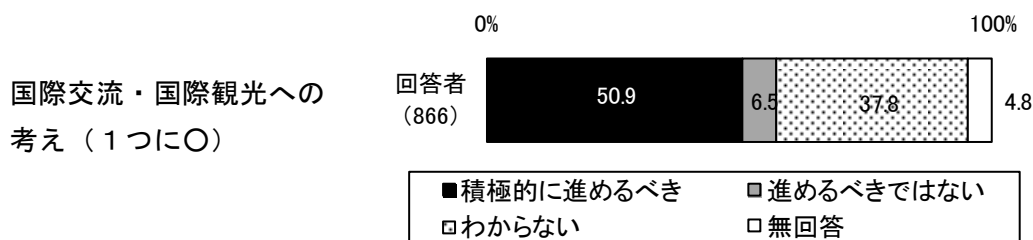
観光関係者でみると、商業は「自然体験や周辺散策観光」と「景観観光」41%と「祭り・イベント観光」24%を、観光業は「日光～尾瀬観光コースの確立」45%を、農業・観光兼業は「自然体験や周辺散策観光」48%と「祭り・イベント観光」26%と「郷土食・健康食観光」32%を他より高くあげています。

観光魅力化のための取組（3つまで○）



15 国際交流と国際観光への考え（問22）：1つに○

国際交流や外国人旅行者の受け入れについては、「積極的に進めるべき」が51%で、「進めるべきではない」7%を大きく上回っています。

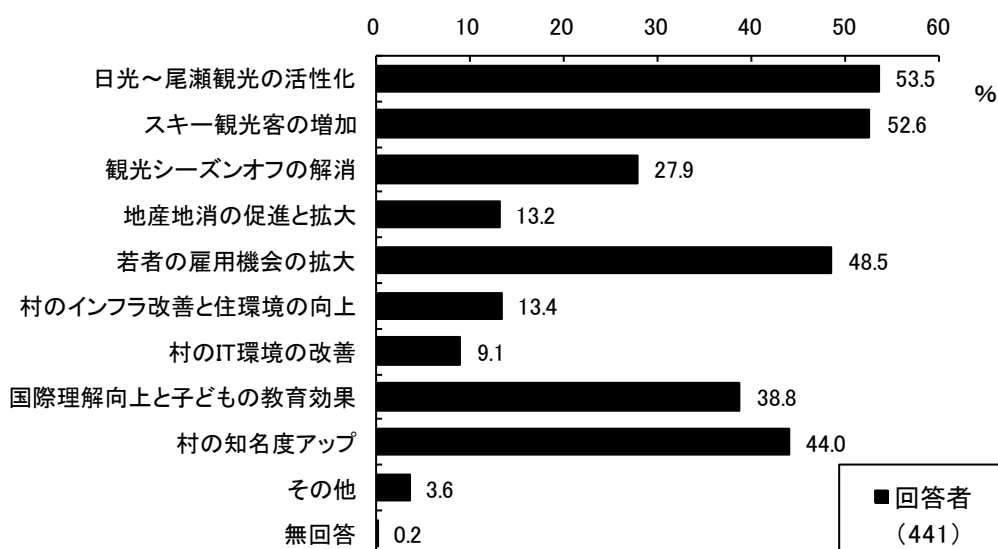


観光・商業関係者の意向を見ると、「積極的に進めるべき」は54～68%と村民全体よりも高くなっています。

16 国際交流・国際観光の利点（問23）：すべてに○

国際交流や国際観光を「積極的に進めるべき」とした回答者があげた利点は、「日光～尾瀬観光の活性化」54%、「スキー観光客の増加」53%、「若者の雇用機会の拡大」49%、「村の知名度アップ」44%、「国際理解向上と子どもの教育効果」39%です。

国際交流・国際観光の利点（すべてに○）



17 進めるべきでない理由（問24）：すべてに○

国際交流・国際観光を進めるべきでない理由としては、「治安が悪くなる」50%、「多くの村民に利益が及ばない」41%、「静かな村でなくなる」「言葉も分からず面倒で苦手」21.4%、「村外資本が参入し、経済効果は乏しい」19.6%などです。

18 国際交流と国際観光での役割（問25）：1つに○

外国人旅行者の受け入れや国際交流を推進するうえでの役割については、「仕事として関わりたい」23%、「ボランティアとして関わりたい」14%があげられているものの、「わからない」が44%と多く、「関わりたくない」は13%です。

19 関わりたい場所や機会（問26）：すべてに○

国際観光・国際交流に関わりたい人がどのような場所や機会に関わってみたいかでは、「温泉やスキー場などの宿泊施設」49%、「道の駅や農産物直売所関係」30%、「お土産などの製作や販売関係」20%などが中心ですが、「各種体験指導や山岳・自然観察などのガイド」22%、「観光地の案内通訳」13%などの専門職も見られます。

20 関わりたくない理由（問27）：すべてに○

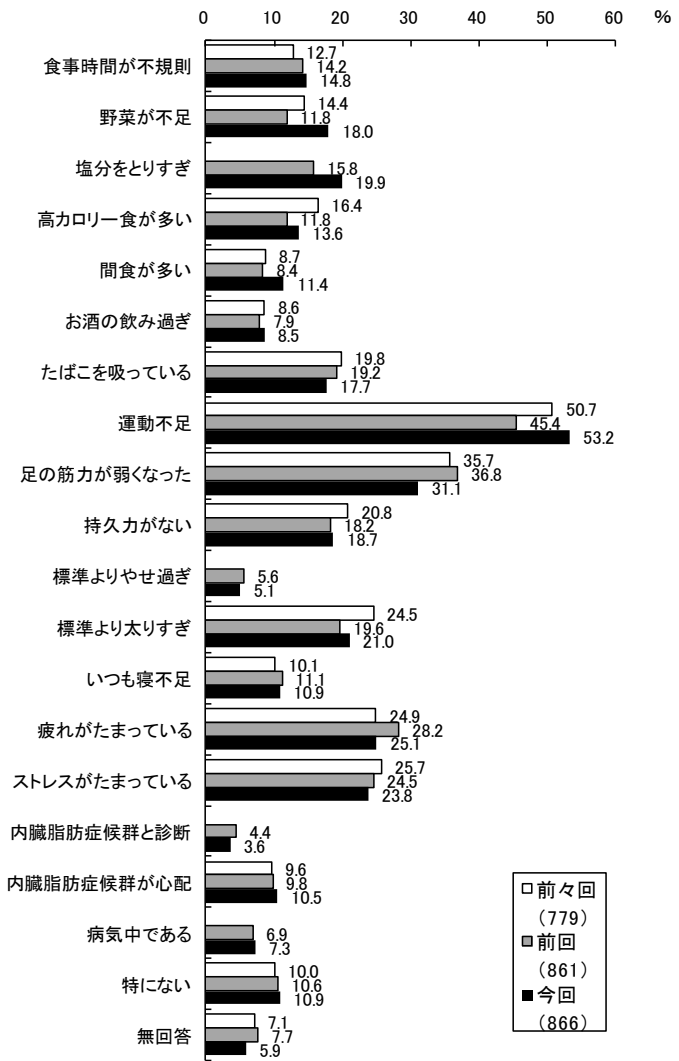
国際観光や国際交流に関わりたくない理由としては、「外国や外国語がわからないから」54%が多く、「外国人に頼らなくても生活が出来る」30%なども見られます。

21 健康・体力について（問28）：すべてに○

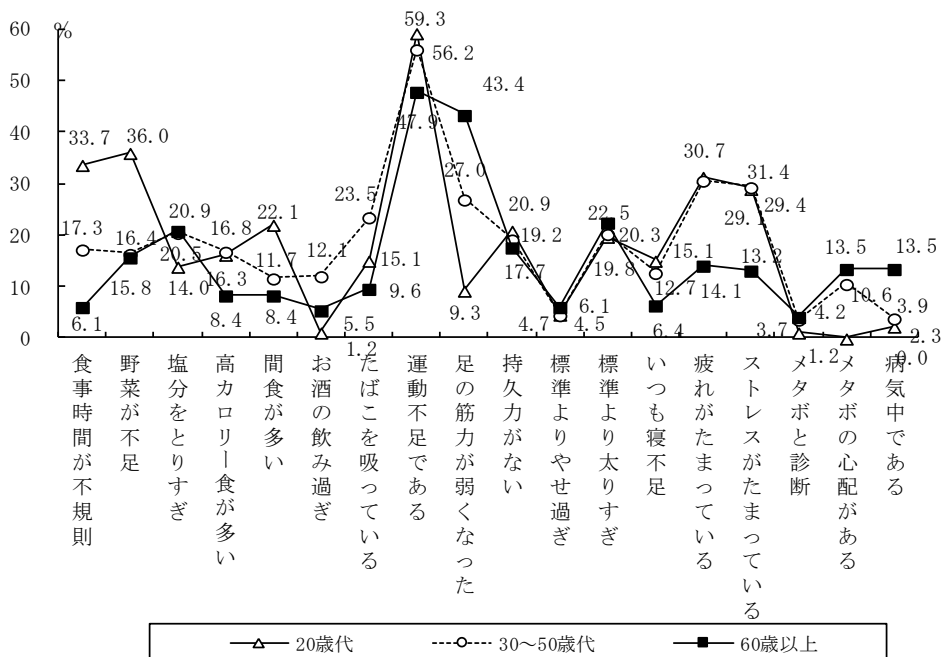
健康・体力の問題点では、「運動不足」53%、「足の筋力が弱くなった」31%、「疲れがたまっている」25%、「ストレスがたまっている」23%などが高くでています。前々回・前回調査より、「運動不足」「野菜が不足」「塩分をとりすぎ」が増えており、改善傾向は「足の筋力が弱くなった」くらいしか見られません。

健康・体力の問題点（すべてに○）

年齢別にみると、20歳代は「食事時間が不規則」「野菜が不足」「間食が多い」「運動不足」が、30～50歳代は「高カロリー食が多い」「お酒の飲み過ぎ」「たばこを吸っている」が、60歳以上は「足の筋力が弱くなった」が平均より高くでています。



年代別にみた健康・体力の問題点



前回調査と比較すると、20歳代は「たばこを吸っている」が13ポイント、「標準より太りすぎ」が7ポイント減っているが、「運動不足」が18ポイント、「野菜が不足」が9ポイント、「間食が多い」が7ポイント増えています。

30～50歳代は、「疲れがたまっている」が7ポイント、「ストレスがたまっている」が5ポイント減ったものの、「塩分をとりすぎ」「野菜が不足」がやや増えています。

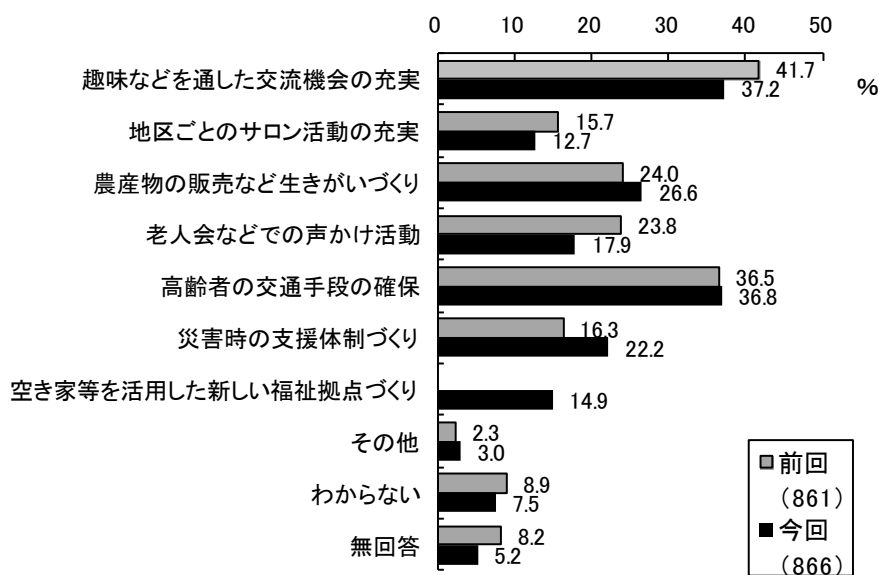
60歳以上は、「足の筋力が弱くなった」が6ポイント減ったものの、「運動不足」13ポイント、「標準より太りすぎ」9ポイント、「野菜が不足」8ポイント、「塩分をとりすぎ」5ポイントなどが増えています。

22 高齢者の地域での助け合いについて（問29）：2つに〇

高齢者の地域での助け合いでは、「趣味などを通じた交流機会の充実」37%、「高齢者の交通手段の確保」37%、「農産物の販売など生きがいがづくり」27%、「災害時の支援体制づくり」24%などが高くなっています。

前回と較べると、「災害時の支援体制づくり」が増え、新たに設けた「空き家等を活用した新しい福祉拠点づくり」15%への取組み意向も見られます。

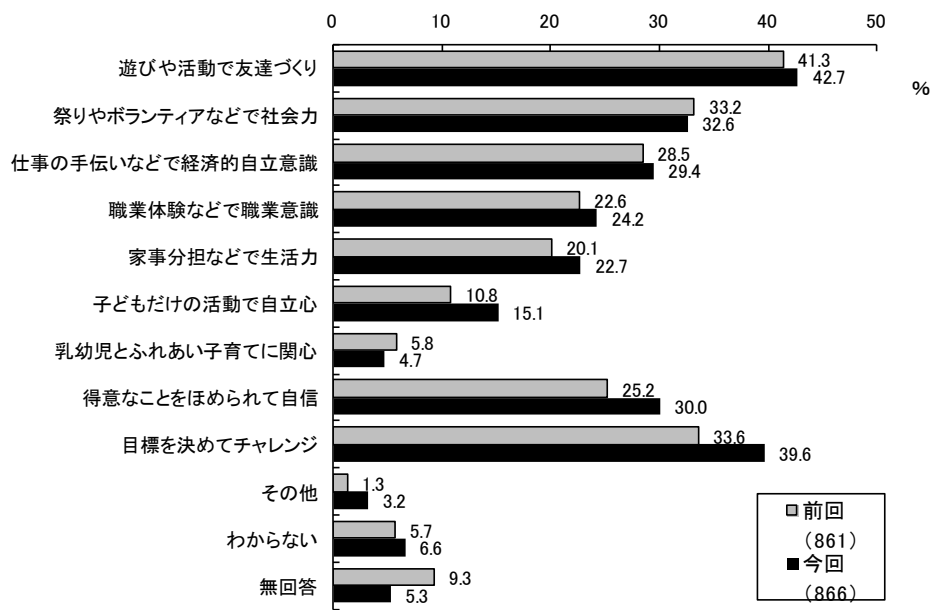
高齢者の地域での助け合い（2つに〇）



23 子どもの自立に向けた体験（問30）：3つまで○

子どもたちが大人になるために必要な体験では、「遊びや活動で友達づくり」43%、「目標を決めてチャレンジ」40%、「祭りやボランティアなどで社会力」33%、「得意なことをほめられて自信」30%、「仕事の手伝いなどで経済的自立意識」29%などがあげられています。

子どもたちが大人になるために必要な体験（3つまで○）



24 村名について（問31）：1つに○

村名「片品村」については、「村名は変更した方がよい」12%に対し、「村名は今のままでよい」が75%と多数です。

25 村名変更希望の理由（問32）：すべてに○

「村名は変更した方がよい」とする回答者の村名変更を希望する理由は、「『尾瀬』を入れた名称で村の魅力を高めたい」52%、「『尾瀬』は知名度が高いが、片品村はあまり知られていないから」48%、「『世界の尾瀬』観光を目指し尾瀬のある村をアピールしたいから」40%などです。

26 新しい村名の希望（問33）：1つに○

村名変更希望者の考える村名案は、「尾瀬かたしな村」が53%と多く、次いで「尾瀬片品村」26%などです。

27 村名維持の理由（問34）：すべてに○

「村名は今のままでよい」とする回答者の村名維持の理由は、「『片品村』の名前に愛着がある」が57%と多く、「村名変更のメリットが考えられない」44%、「村名変更に伴い、費用や手間が発生する」22%などです。

(7) 第3次総合計画の達成状況と課題

平成18(2006)年度を初年度とする第3次総合計画の達成状況と課題は次のとおりです。

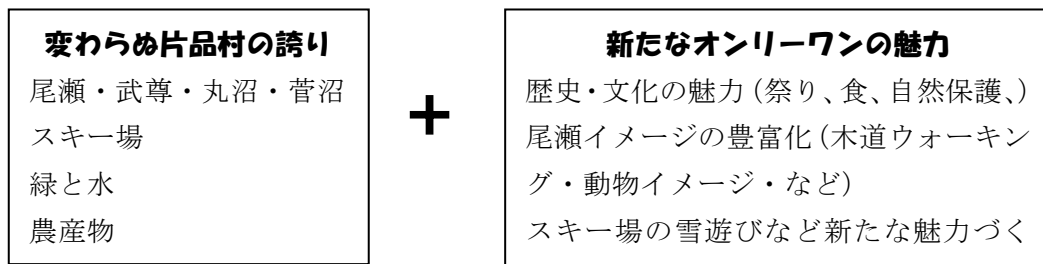
1 「将来像：片品村・尾瀬の郷構想—“小さくても輝く村”を目指して—」の達成状況と課題

村の将来像「片品村 尾瀬の郷構想—“小さくても輝く村”を目指して—」の実現に向け、自主・自立のむらづくりを進め、尾瀬国立公園の誕生、平成の名水百選認定、尾瀬ブランド特産品の開発、「教育振興基本計画」の策定、『片品村の暮らしと伝統文化』の発刊、住民主体の地区づくり、尾瀬の郷エリアと中心地区活性化の準備、移住者の受け入れ体制の整備など、「輝く村」づくりを進めてきました。

ところが、アンケート調査では、「個性的なキラリと輝く村」について「そう思う」は5%、「普通」が36%で、「そう思わない」が41%であり、「新しいことにチャレンジする村」では「そう思う」8%、「普通」36%で、「そう思わない」が38%です。

村民の誇りでは尾瀬・武尊・丸沼・菅沼やスキー場、緑と水、農産物は10年前、20年前と変わらぬものの、そこに安住せず、新たに歴史・文化や祭り、名物料理や名物土産など魅力を付け加えた、村民の誇りと自信につながる個性的なオンリーワン・ナンバーワンの取組みが課題です。

「輝く村づくり」の新たな課題



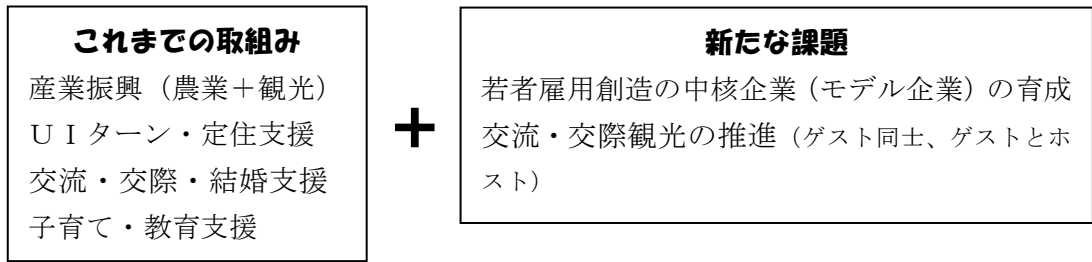
2 「推計人口：5,301人」の検証

基本構想の平成27(2015)年の推計人口は5,301人でしたが、平成22(2010)年の人口(国勢調査)は4,899人で、平成27(2015)年には4,724人(住基速報値)へと大幅に減少しています。

人口の大都市集中傾向の強まり(社会減のプル要因)や、尾瀬・スキー観光や農業の不振による雇用環境の悪化(社会減のプッシュ要因)、未婚化・晩婚化(自然減)などにより、人口減少傾向が加速してきました。

これまでと同じような取組みを今後10年間続けてもこの減少傾向を食い止めることは困難であり、あらゆる行政施策・村づくり活動を、若者雇用創造と移住・Uターン・定住支援、交流・交際・結婚支援、子育て・教育支援の4点に向けて集中する、重点的な取組が課題です。

「人口維持」への新たな課題



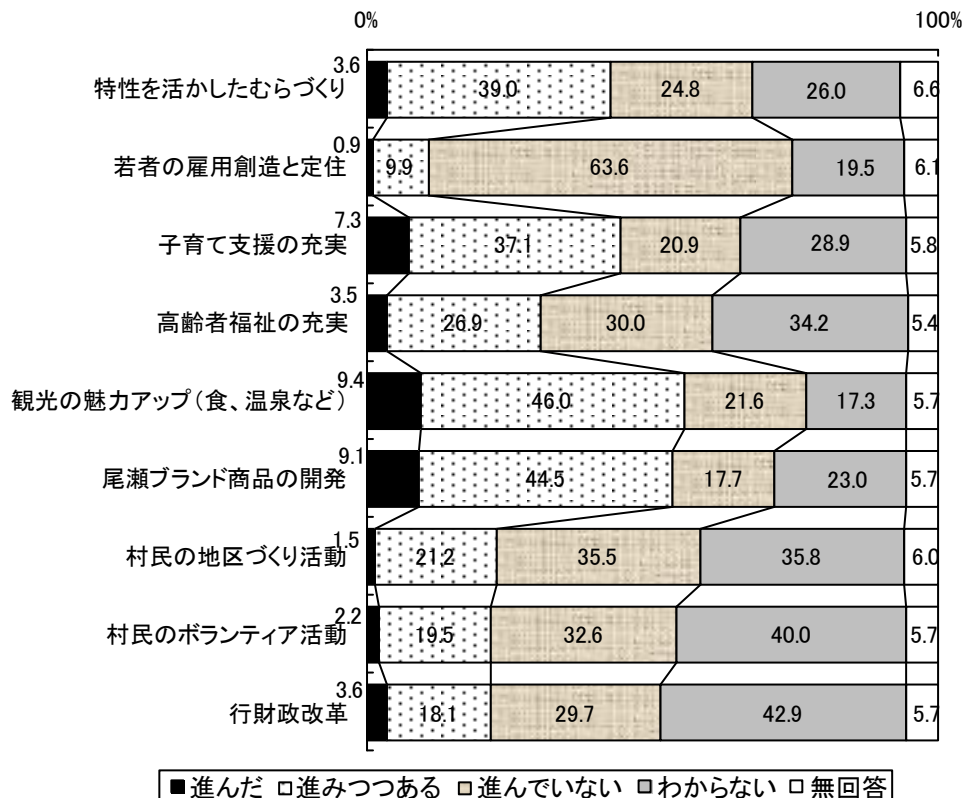
3 主な取組みの達成状況と課題

総合計画の主な取組みについて、住民アンケートで「進んだ＋進みつつある」と評価されたのは、「観光の魅力アップ」55%、「尾瀬ブランド商品の開発」54%、「子育て支援の充実」44%、「特性を活かした村づくり」43%、「高齢者福祉の充実」30%などです。

反対に「進んでいない」は「若者雇用創造と定住」64%、「村民の地区づくり活動」36%、「村民のボランティア活動」33%、「高齢者福祉の充実」30%などです。

懸命な取組みが進んでいるにもかかわらず、若者雇用創造や定住、村民の地区づくり活動の成果をあげるまでにいたっていないことが浮かび上がります。

総合計画の主な取組の評価（1つに○）



これまでの取組みの多くが「進みつつある」との評価を受けていることから、さらに取り組みを充実し、「若者の雇用創造と定住」の結果を出すことが求められます。

4 「若者の雇用創造に向けた7つのシンボルプロジェクト」の達成状況と課題

後期基本計画では、「若者の雇用創造に向けた7シンボルプロジェクト」を定め、特に「尾瀬の郷・片品」の歴史・文化、花、ウォーキング、食、体験、温泉などに磨きをかけて魅力を高め、尾瀬の郷エリアを整備し、日光からの春～秋のグリーンシーズンの団塊リタイア世代の観光や外国人観光客などの誘致を目指してきました。

今後は、尾瀬の郷エリアの整備を軸にして、世界に発信できるオンリーワンの片品村の歴史・文化の観光資源化を図りながら、名物料理と名物土産の開発により飲食店と宿泊施設の魅力を高め、「日光―尾瀬・片品―富岡国際観光ルートづくり」と「片品国際スキー場づくり」を進め、若者の雇用創造を実現することが課題です。

若者の雇用創造へ向けた7つのシンボルプロジェクトの評価と課題

7つの郷	シンボルプロジェクト	評価	課題
1 歴史の郷	歴史観光推進事業 (日光・会津街道等の歴史観光マップづくり、案内板設置など)	『片品村の暮らしと伝統文化』『村史』の発刊、歴史散策のパンフ作成	祭り・伝統行事の観光化、「ツメッコぜんざい」の名物料理化など
2 花の郷	花観光推進事業 (花観光拠点の整備促進、景観作物による尾瀬ブランド商品開発)	尾瀬岩鞍ゆり園、天王桜など花観光の取組み	尾瀬以外の花観光スポットの名所づくりによる「花の谷」のイメージづくり
3 遊歩の郷	尾瀬国際観光推進事業 (国際交流の環境整備、世界遺産登録運動、尾瀬アクセスフリー推進など)	振興公社に推進体制が整備	日光―尾瀬―富岡国際観光ルートづくりと、雪遊び国際観光の推進など
4 味覚の郷	(仮称)尾瀬の郷駅整備事業 (尾瀬ブランド料理などの発信拠点、日光―尾瀬観光ルート整備など)	「はげ盛り」「はげ旨え」や「かたしなや」での商品開発など	平成29年度オープン「(仮称)尾瀬の郷」を核とした「名物料理」「名物土産」の開発
5 体験の郷	尾瀬の郷体験観光推進事業 (体験研究会の設立、体験インストラクターの育成、修学旅行生の誘致など)	観光協会により体験修学旅行の受け入れ	「日光―尾瀬―富岡」体験修学旅行の体験メニューの充実など
6 温泉の郷	尾瀬温泉郷づくり事業 (温泉と食とウォーキングのヘルスツーリズムの推進、温泉魅力化支援)	数地区で遊歩道マップ作成	「350g野菜料理」(毎日片手野菜料理)の店・宿づくり、足湯とウォーキングの郷づくりなど
7 若者の郷	若者雇用創造事業 (村内事業所の経営革新支援、起業支援、企業誘致、農業の6次産業化)	起業支援や企業誘致が進んだが、若者雇用創造は限定的	若者雇用創造の中核企業の育成、観光・農業複業体制づくりなど

注:「郷」は特定の地域を指すものではなく、イメージを表しています。

5 後期基本計画の達成状況と課題

各課による後期基本計画の「主な施策」の達成状況の評価は、次表のとおりです。

達成状況が低いのは、環境と地域基盤、産業の分野であり、前2者は主に財政の制約によるもので、後者は事業環境の悪化と住民・事業者の合意形成や盛り上がり難く、次期総合計画に継続取組となった事業が多くなっています。また、総合計画の性格上、必要な施策メニューを網羅しておく必要があるために未達成となっているも

のもあります。

今後は、各施策・事業の具体的な検証により、達成困難要因を把握しながら、目標の達成を図ることが課題です。

後期基本計画達成状況

		0～19%	20～39%	40～59%	60～79%	80～100%	合計
行財政	村民参画			2	1	3	6
	地域活動			4	3	6	13
	男女共同参画	4		3	6	2	15
	国際交流・地域間交流		1	4	2	6	13
	行政運営			6	13	5	24
	財政運営			2	4	10	16
	広域行政		1	2	6	2	11
保健福祉	健康づくり			4	6	11	21
	地域医療					8	8
	地域福祉			1	2	4	7
	次世代育成	2	4	3	9	10	28
	高齢者福祉	1			6	20	27
	障害者（児）福祉				6	13	19
	低所得者福祉	1			1	4	6
	勤労者福祉					4	4
	健康保険・介護保険・国民年金			1	3	3	7
教育文化	学校教育			2	14	15	31
	社会教育		1	6	14	3	24
	文化・芸術		2	1	7	1	11
	スポーツ・レクリエーション		2	2	4	4	12
環境	自然環境	4	3		2	5	14
	景観		1	4	1	8	14
	住宅・住宅地	5	1	1	1	1	9
	公園・広場・緑地	2		1		2	5
	水道	5	1	3		2	11
	下水道	1		3			4
	環境衛生	9	1	1	2	6	19
	環境保全	3	3	2	1		9
	斎場・墓地	1	1			2	4
	消防・救急		1	3	3	3	10
	防災	3	1	4	3		11
	交通安全・防犯	3		1	4	2	10
	消費生活				1	4	5

地域 基盤	土地利用	2		3	1	2	8
	道路	3	4	2		1	10
	公共交通		1		2	1	4
	地域情報網	1	2	1	1	2	7
	地域新エネルギー	3					3
産業	農業	13	2	4	4	5	28
	林業・内水面漁業	2	2	7			11
	工業		1	2	1	2	6
	商業		2	4		1	7
	観光	3	3	7	11	20	44

6 片品村のむらづくりの課題

時代状況と将来予測、現状分析、住民意向、第3次総合計画の達成状況などから、本村の村づくりの戦略的な課題を整理すると、次の通りです。

- (1)「世界に輝く村」づくり : 世界・全国オンリーワンの取り組みのある誇れる村づくり
- (2)「国際観光村」づくり : 片品オンリーワンの歴史・文化・産業の観光資源化と日光一尾瀬・片品一富岡の国際観光ルートづくりと国際スキー場づくり
- (3)「賑わいの村」づくり : 魅力的な名物料理・名物みやげで賑わう中心地区活性化による若者の雇用創造と定住化を進める村づくり
- (4)「安心」の村づくり : 若者の帰郷・移住、交流・交際・結婚、子育てと教育を進め、高齢者をはじめ誰もが安心して暮らせる村づくり